

# 拓殖大学論集

政治・経済・法律研究

第 12 卷 第 2 号

2010 年 3 月

---

## 論 文

「民主主義」は適訳か

—「デモクラシー」訳語考序説— - 2 - .....野口 忠彦 ( 1 )

平安時代の経済変化に関する 1 試論 .....川又新一郎 ( 53 )

日本人の台湾へのリタイアメント移住の特徴と今後の増加可能性

.....茂木 創 ( 71 )

## 研究ノート

満川亀太郎の青年期の思想と行動に関する一考察

—その『海国日報』記者時代を中心に— .....刈田 徹 ( 89 )

東南アジア諸国のリタイアメント移住者受入れ制度の比較研究

～マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン～ .....井上 治 (101)

「政治・経済・法律研究」投稿規則 ..... (116)

「政治・経済・法律研究」執筆要領 ..... (119)

# 「民主主義」は適訳か

## —「デモクラシー」訳語考序説— -2-

### Semantic Analysis of Japanese “Minshushugi” Translated from “Democracy” -2-

野 口 忠 彦

序

1. 「デモクラシー」の訳語について
  - i 「民主」の初訳
  - ii 「民主々義」の初期の訳語（「デモクラシー」や「リパブリック」以外からの訳語「民主」と「民主々義」を含む）（以上前号）
  - iii 「デモクラシー」についてのさまざまな訳語（本号）
2. 「民主々義」は適訳か（以下次号）
  - i 「民主々義」以外の政治形態の訳語との意味的非整合性
  - ii 「民主々義」の語源の意味の非明示性
  - iii 「民主々義」の意味的非適切性

結語

#### iii 「デモクラシー」についてのさまざまな訳語

加藤弘蔵（弘之）は、文久元年：1861年に、『鄰艸』（となりぐさ）を著した。これは、「我が国に於ける立憲思想の発達を説くに当たりては、絶対に看過し難き文献の一つ<sup>1</sup>」と解題者の下出隼吉にいわれ、吉野作造には、「唯この『鄰艸』あるに依って、加藤先生は、立憲政体に関する最古の刊本の著者なるのみならず、又之に関する最古の主唱者である事を一言しておく。<sup>2</sup>」といわれる。加藤は、『鄰艸』において、次のように政体をまず2分類し、さらに、それぞれを2分類して、世界万国の政体はこの4政体のうちのどれか1つになるという。

凡そ世界甚広く国を立ると無算なりと雖も、その政体を論ずれば、君主政治〔洋名モナルキー monarchie〕、官宰政治〔洋名レピュブリーキrepubliek〕の二政体にはずるゝものなし。其君主政治というは一国万民の上に一人の君有りて、これを統御する者を云ひ、また官宰政治といふは一国万民の上に君無くして官宰諸員相謀議して其政治を為すを云ふなり、されども此二政体各復た二ツに分かれて、君主政治の政体は君主握権〔洋名オンベベルクテモナルキーombeperkte m.〕上下分権〔洋名ベベルクテモナルキーbeperkte m.〕の二ツとなり、官宰政治の政体は豪族専権〔洋名アリストカラチセレピュブリーキaristocratische r.〕と万

民同権〔洋名デモクラチセレピュブリーキdemocratische r.〕の二ツとなるなり。故に精細に区別すれば世界万国の政体は君主握権、上下分権、豪族専権、万民同権の四政体となるなり。<sup>3</sup>

用語的には、現代的用語でいえば、「官宰政治」とは「共和政治」,「豪族専権」とは「貴族的共和政治」,「万民同権」とは「デモクラシー的共和政治」のことと理解される。「デモクラチセ(デモクラシー的) democratische」という用は確かに「デモクラシー」語系ではあるが、この「万民同権」という訳語は、そのどれが、“democratische”の訳語であり、そのどれが“republiek”の訳語かの判別が不能であり、半分は「デモクラシー」の訳語でもあり、もう半分は「リパブリック」の訳語でもあるので、つまり、半「デモクラシー」的にして半「リパブリック」的な訳語であるので、用語的には専ら「デモクラシー」に限っての固有の訳語ではない。

なお、この『鄰艸』における加藤の記述について、解題者の下出隼吉は、「本書は蕃書調書蔵書を読まれたところから執筆せられたと云ふことであるが、その何れかの書物によって之を書かれたかに就いては博士は未だかつて之を云はれたこともない、静岡の葵文庫に現在せる、其の当時から伝はれる洋書に就いて見るも原本らしきものは見当たらないと云ふことである。言葉々に就いては支那訳に依られたものが多い様であるが、大体に於いては矢張り和蘭若しくは独逸あたりの公民読本の如きものによられたのではなからうかと思はれる。<sup>4</sup>」という。「博士」というのはもちろん、加藤のことであるが、下出のこの「解題」によれば、『鄰艸』における記述には、「原本」があり、しかもそれは「蕃書調書蔵書」であった。しかも、この『鄰艸』における記述において、オランダ語とその発音が記述されていることから、その「原本」については、『鄰艸』の刊行年(文久元年:1861年)より前に刊行されていて(入手可能であって)、オランダ語の書物、あるいは原語のオランダ語(とその発音)が記述されている翻訳書ということになる。ただし、その「原本」は、「蕃書調書蔵書」であったといわれるが、その場合「静岡の葵文庫」は「蕃書調書蔵書」を引き継いだことには違いないにしても、「蕃書調書蔵書」の全てを、1冊も漏れ落とすことなく引き継いだのかという問題がある。確かに、「静岡の葵文庫」が「蕃書調書蔵書」の全てを1冊も漏れ落とすことなく引き継いだならば、「静岡の葵文庫」を再調査する必要があるかもしれないが、漏れ落とされた書籍がある可能性も考えられる。このようなことも考えて、調べてみると、「政体」について書かれている書物で、『鄰艸』の刊行年(文久元年:1861年)より前に刊行されていて(入手可能であり)、オランダ語の書物であって、必ずしも「政体」をテーマにして書かれたものではないが、そのごく1部においてではあるが「政体」についても書かれているある有名な書物の存在に気がついた。

それは、高等学校用教科書で地理(練習)書ともいべきPieter Johannes Prinsen, *Geographische Oefeningen*, vierde druk., [1816:文化13年] 1845:弘化2年<sup>5</sup>。である。その存在は、小関好義(三英)訳稿本、『新撰地誌』上下、天保7年:1836年<sup>6</sup>。;渡辺華山写・

「民主主義」は適訳か

校、『新釈輿地図』校本，天保年間：1830年～1844年<sup>7</sup>。；杉田玄端訳、『地学正宗』，嘉永4年：1851年<sup>8</sup>。という翻訳書の原本（第2版，1817：文化14年）として見出されたものである<sup>9</sup>。さらに，この原本についての研究によって，上野図書館<sup>10</sup>に所蔵の異版2冊のうちの1冊である上記1845：弘化2年刊行の第4版は「蕃書調書蔵書」であり，その「読跡（赤どおし＝朱押紙が各所に貼布されている。）」のあることも明らかにされている<sup>11</sup>。もちろん「読跡」があったからといって，加藤が読んだとは限られないが，「蕃書調書蔵書を読まれたところから執筆せられた」ということを考慮すれば，「蕃書調書蔵書」であったことは，（これについては，注11で述べた「蕃書調書」の印影からも確認でき，）重要であり，加藤が読んだ可能性は高い。（くわえて，当然のことではあるが，「蕃書調書蔵書」がたとえ1冊であるにしても「静岡の葵文庫」以外で所蔵されていることが明らかにされたということは，「蕃書調書蔵書」の全てが「静岡の葵文庫」に1冊も漏れ落とされることなく受け継がれたとは限らない証拠でもある<sup>12</sup>。）

このPieter Johannes Prinsen, *Geographische Oefeningen*において，「政体」（政治形態）については，第9課に，次のように記述されている。

これらの政治形態regeringsvormenはonbepaald あるいは bepaald *Monarchaal*，および *Republikeinsch*あるいはGemeenebestgezindである。<sup>13</sup>

この記述について，わが国におけるおそらく最初の訳者小関好義はその訳稿本『新撰地誌』第二稿，上，（天保7年：1836年）において，

「レーゲリングス ホルム<sup>前</sup>三種なり「ランベパールデ・モナルカール」<sup>他国の命を受け以独立して国民を治をいふ</sup> 「ベパールデ・モナルカール」<sup>他国の命承る議云</sup> 「レピュブリケインス」又「ゲメー子ベストゲシンド」<sup>國の家體相讓して治るを云</sup> 是なり<sup>14</sup>

杉田玄端訳『地学正宗』（嘉永4年：1851年）も，

レゲリング  
是政治ノ掌所ニシテ其コレヲ為ノ術コレヲ治風ト云フ。治風コレヲ分ケテ三般トナス。  
ベパールドモナルカール パールモナルカール レピュブリーキ  
即立君定律・立君特裁・合衆議定是ナリ。<sup>15</sup>

渡辺華山写・校，『新釈輿地図』校本（天保年間：1830年～1844年）も，

〔レーゲリングス ホルム〕 治體三種な利〔ランベパールデ・モナルカール〕<sup>他国の命を受け以独立して国民を治るをいふ</sup> 〔ベパールデ・モナルカール〕<sup>他国の命を承るを云</sup> 〔レピュブリケインス〕又〔ケメー子ベストゲシンド〕<sup>國の家體相讓して治るを云</sup><sup>16</sup>

と、「政体」について、まず、「三種」にせよ、あるいは「三般」にせよと表現は異なるが、同じように、3分類と解している。しかしながら、この記述については、まず「政体 *regeringsvormen*」には“*Monarchaal*”（これには“onbepaald”あるいは“bepaald”の2種がある。）と“*Republikeinsch*”あるいは“*Gemeenebestgezind*”とに2大別し、さらに、そのそれぞれにおいて（2分類され）2政体あるという意味であるので、加藤の「二政体」という解釈が正しい。これについては、注13に引用の文を見て分かるように、斜体字の用い方も示唆的である。もちろん、論理的に考えても、特に政治理論的に考えればなおさらであるが、「onbepaald” “*Monarchaal*”あるいは“bepaald” “*Monarchaal*”を2種の政体と見なし、それらを“*Republikeinsch*”あるいは“*Gemeenebestgezind*”という1政体と合わせて3種の政体と解するよりは、“onbepaald” “*Monarchaal*”と“bepaald” “*Monarchaal*”をそれらは共に、“*Monarchaal*”なので“*Monarchaal*”にまとめて1政体と解して、それ（それには、onbepaald”あるいは“bepaald”の2種があり、）と“*Republikeinsch*”あるいは“*Gemeenebestgezind*”とに2大別していると解する方が、より整合性がある。

さらに、“*Republikeinsch*”あるいは“*Gemeenebestgezind*”（“*Republiek*”あるいは“*Gemeenebest*”<sup>17</sup>）についても、「*Aristocratisch*と*Demokratisch*」とがある<sup>18</sup>として、また、2分類されている。この2分類という点については、どの訳者も解釈に違いはない。すなわち、『新撰地誌』では、「レピュブリーキ」又「ゲーマ子・ベスト」ハ二種アリ 「其一ハ」「是を「アリスト・カラチス」と名ツク」、「其一ハ」「是を「デモクラチス」と名ツク<sup>19</sup>」と、『地学正宗』では、「合衆議定ノ國に於イテハ。」「甲ヲ「アリストカラチセ政法ト名ツケ。乙ヲ「デモカラチセ政法ト名ツク<sup>20</sup>」と、そして『新釈輿地図』では、「〔レピュブリーキ〕又ゲーマ子ベスト」に二種あり其一ハ」「是を〔アリスト・カラチス〕と名く其一名」「是を〔デモクラチス〕と名く<sup>21</sup>」と訳されている。

なお、加藤の記述は、少なくとも引用した記述については、加藤がさまざまな書物を読んだ上で、自分自身の考えで独自にまとめた、いわば加藤のオリジナルというよりは、まことに「蕃書調書蔵書を読まれたところから執筆せられた」ものに違いなく、そのこと自体当時としては大変困難なことであつたに違いないが、先行の訳述同様に、概ね、基本的には、Pieter Johannes Prinsen, *Geographische Oefeningen*の翻訳、あるいは翻訳的紹介である。（強いていえば、先行の訳述は既述の通り全て1817年：文化14年発行の第2版を用いていたとみられるし、加藤が用いたとみられるのは1834年：天保5年発行の第4版であるが、上に引用の政体論について、注13で明らかにしたように（表記上の違いは別にして）、原本による違いはない。ただし、「*Republikeinsch*あるいは*Gemeenebestgezind*」について、その両者は呼称の語彙は異なるが同じ政体を意味しているためにであろうか、あるいは、分かり易くするためにであろうか、いずれにしても、訳述にあたり*gemeenebestgezind*が省かれ「官宰政治〔洋名レピュブリーキ*Republiek*（*Republikeinsch*）」のみが挙げられている。もちろん、加藤が、記述にあたり用いたのが、この

オランダ語の「原本」のみか、それともその3種の訳書のうちの1種か、2種か、あるいは全てかを参考にしたのかどうかについては分からない。その訳書『新撰地誌』、『地学正宗』、および『新釈輿地図』のうちで、『新撰地誌』および『新釈輿地図』については入手が難しかったとしても、『地学正宗』については、加藤が参考にしたという証拠は見当たらないが、加藤にとって入手可能であり、参考にした可能性が全くないとはいえない。しかし、特に上に引用した記述の部分については、参考の跡もほとんど窺えないし、(ただし、〔 〕を用いていることと、その用い方が渡辺華山写・校の『新釈輿地図』校本と同じであるが、これらについては、たまたま同じであった可能性もあるし、もし参考にしたとすれば、後述のように、〔 〕を用いていることと、その用い方も著者も同じで、天保10年：1839年に刊行されていることから、『外国事情書』を参考にした可能性の方が高い。) 仮に参考にしていたとしても、たとえば、加藤以前の訳者たちが誤って3分類と解したところを、加藤は正しく2分類に解したことから分かるように、参考にしたことは、加藤の訳述への評価をいささかも下げることにはならない。

Demokratisch (*Republiek*あるいは*Gemeenebest*の2種あるうちの1種) について、『新撰地誌』では「デモクラチス」、『地学正宗』では「デモクラチセ政法」、『新釈輿地図』では「デモクラチス」と原語の発音を記述している。これらの訳業がなされた時点では、Demokratischの訳語はまだ示されていない。

Pieter Johannes Prinsen, *Geographische Oefeningen*において、政体は、まず「*Monarchaal*、および*Republikeinsch*あるいは*Gemeenebestgezind*」とに2大別され、2種の政体で呼称は3通り、さらに、その2政体は、それぞれ「*onbepaald*と*bepaald*」、「*Aristocratisch*と*Demokratisch*」とに分けられる。そして、それは次のように整理できる。

Regeringsvormen (語頭のローマ数字は政体数、語の後の丸付き数字は呼称数を意味する。)

{ i <i>Monarchaal</i> (monarchie) ①	{	iii <i>onbepaald</i> <i>Monarchaal</i> ④
		iv <i>bepaald</i> <i>Monarchaal</i> ⑤
{ ii <i>Republikeinsch</i> ②あるいは <i>Gemeenebestgezind</i> ③ ( <i>Republiek</i> あるいは <i>Gemeenebest</i> )	{	v <i>Aristocratisch</i> <i>Republiek</i> ⑥あるいは <i>Gemeenebest</i> ⑦
		vi <i>Demokratisch</i> <i>Republiek</i> ⑧あるいは <i>Gemeenebes</i> ⑨

つまり、合計6 (vi) 政体あり、i と ii を別にすれば、4 (iv) 政体ともいえる。そして、その呼称は9 (⑨) つになる。ただし、加藤の『鄰艸』においては、6 政体に訳語がつけられてい

て、“Gemeenebestgezind”が省略されているが、それは“Republikeinsch”と同じ意味（政体）であるから、その省略は差し支えないともいえるし、厳格にいえば、省略されていることは確かである。『地学正宗』においては、5政体が論じられ、そのうちの3政体に限って訳語がつけられているが、これは加藤の訳よりも10年も早い。『新撰地誌』、『地学正宗』、および『新釈輿地図』における記述については、政体論からいえば、“Demokuratisch”に限らず、個々の「政体」については、『地学正宗』の訳語がつけられている3政体を別にして、訳語がつけられず原語の発音のままであったり、2分類を3分類に誤解しているとはいえ、加藤よりもかなり早い時期（最も早い『新撰地誌』は25年前）に訳され紹介されていることは驚きでもあるが、それなりに高い評価をしなければならない。とくに、政体についての、わが国におけるおそらく最初の紹介という点で、『新撰地誌』が、3つの政体に限られるとはいえ、加藤より10年前に政体に訳がつけられて、政体論が翻訳され、しかも刊行されているという点で『地学正宗』が、それぞれとりわけ高く評価されるべきである。これら政体についての、加藤の『鄰艸』（文久元年：1861年）、小関好義の訳稿本『新撰地誌』第二稿（天保7年：1836年）、および杉田玄端訳の『地学正宗』（嘉永4年：1851年）における記述について、それぞれに評価されるべき特徴があり、甲乙つけがたいが、「デモクラシー」の訳語という点からみれば、「洋名デモクラチセレピュブリーキdemocratische r.」に、そのどれが“democratische”の訳であるかが明確ではないとはいえ、とにかく「万民同権」という訳語を造ったという点で、たとえわずかであるにせよ差をつけているとみられる。

また、これらのことから、当時、わが国の知識人たちが、オランダ語（訳）を通して、（そのフランス語の原本は、さらに、英語の原本からの翻訳であったことを考えても、）ヨーロッパの知識をいかに吸収していたかということが、明確に示されている。

なお、訳書ではないが、渡辺崋山の『外国事情書』（天保10年：1839年）にも政体論があるが、『新釈輿地図』における解釈と変わらず、政体は3分類され、一つは「独立の國〔ランベールデ・モナカール〕」、一つは「守盟の國〔ベパールデ・モナルカール〕」、一つは「共治國〔ゲメーネベストゲシント〕」とされる<sup>22</sup>。これはおそらく、『新釈輿地図』と同様に、Pieter Johannes Prinsen, *Geographische Oefeningen*からの直接の記述というよりは、『新釈輿地図』と同様に、小関好義の訳稿本『新撰地誌』第二稿を筆写し校正したものと考えてよさそうである。なお、この政体論は、政体の種類も3政体に限られるが、政体の訳語がつけられていて、しかも、杉田玄端訳の『地学正宗』（嘉永4年：1851年）の刊行よりも12年も前に草されている。この点で、それなりに評価されるべきである。ただし、“Democratisch”については全く触れられていない。

また、加藤弘之は慶応3年：1867年刊行の、プロシヤ人普羅克Maurice Blockの*Die Machtstellung der europäischen Staaten*, 1862：文久2年の訳書『西洋各国盛衰強弱一蘭表』の「小引」において、「政体君民同治万民共治ノ二類ニ過キス<sup>23</sup>」という。この「万民共治」につい

ては「万民共治ト称スル者ハ往古ハ万民相会議シテ政ヲ為ス者ナリシカ近今ノ制度ハ大ニ変革シテ万民の中ヨリ有徳ノ君子ヲ選擇シテ之ヲ挙テ以テ国政ヲ掌握セシメ又別に巴力門ヲ買テ国政を商議シセシムル者ヲ云ウ

政体ノコトニ就テハ友人ノ津田真一郎ノ訳セル泰西国法論アリ就テ有ルヘシ又余先年鄭紳ト題スル書ヲ著シテ諸政体ノ概略ヲ論セシカ<sup>24</sup>  
トモ文極メテ撰ク論極メテ種ナラヲ以テ別に一言著者ヲ諸政体ニ就テ統一論セムト欲シテ去年巳ニ稿ヲ起セシカ多忙ニシテ未ダ果サズ

内容的にはともかく、この「万民共治」という訳語については、原語との照合しなければ全き「デモクラシー」相当語の訳語とはいえない。しかし、これは「小引」における記述であって、この記述のほかに原書についての記述もあり、最後に「慶應三年：1867年丁卯五月 加藤誠之誌」とあるので、訳者である加藤本人の記述であって、原著者の記述（の加藤による訳述）とは解しえず、原書に当たる必要はないと思われたが、念のため探してみると、国内では入手不可能であり、国外にはあったものの、貸し出し不可であった。それゆえ、ここでは、この「万民共治」の確認のみにとどめる。

また、この書では、友人津田の訳書を紹介し、『鄰艸』における政体論を拙いものであるとして、別に一書の稿を起こしたことを告げているが、それは次にみる『立憲政体略』を指すようである<sup>25</sup>。いずれにしても、加藤の政体についての並々ならぬ関心がここにも窺える。

慶応2年：1866年末に、西周はフィッセリング口授の『万国公法』を翻訳し將軍に献じるが、その刊行は慶応4年：1868年になる<sup>26</sup>。この『万国公法』第二卷、第十六節に「民主の国<sup>27</sup>」、第十七節に「民主国<sup>28</sup>」という訳語が確かにある。これらは、前述のように、前尾「民主々義という言葉」論文の指摘しているように、漢訳『万国公法』の訳語を踏襲しているものと見られるが、既述のように“republican”についても“democratic”についても共に「民主」という訳語が漢訳者によって使われていることから、直ちに「デモクラシー」の訳語とは断定できない。これらがどちらの語彙にあたるオランダ語からの訳語かは、オランダ語の原典との対照が必要になる。

オランダ語の原典は西周と津田真一郎への口授なので、2人の筆記によるものである。「西、津田は二ヵ年余の留学の成果として、慶應元年（一八六五）の暮れに講義筆記と関係のノート類を土産として日本に持ち帰った。・・・西、津田は帰朝後翌二年：1866年開成所の教授職に昇進するとともに、四月には右の蘭文講義筆記の翻訳を命ぜられ、分担してそれぞれ訳行を開始した。ところが、九月に、当時京都の滞在中の將軍徳川慶喜から召されて・・・講義筆記、訳稿その他の関係書類の一切を携帯して上京…津田は翌年早々江戸に帰ったが西はそのまま慶喜の側近に侍し、同年の暮れにはまず「万国公法」の訳業を終わっている……。・・・たまたま翌三年：1867年の十月に大政奉還となり、四年：1868年正月の鳥羽伏見の戦で慶喜が江戸に敗走して西も混乱の裡にあわただしく京都を引き上げて江戸に帰った。このとき手許にあった文書その他一切を失ったという……。フイッセリングの講義筆記もその際に紛失してしまったのである。…西家に残った文書類にこの講義関係がまったく残っていない……。だから西の筆記が、どんなものであったかは一切わからず下記の津田の筆記で推すほかない。<sup>29</sup>」ということから、西による筆記は完全に入手不可能であるが、津田による筆記の原典については、幸いにも津田自筆のものがタイプ化されて刊行されていた。それによれば、第二卷第十七節の「民主国」という訳

語については、§ 17において、野口にも確認でき、“b”が“p”に打ち間違えられてはいるが“republiek<sup>30</sup>”であることが分かった。第十六節の「民主の国」については、§ 16において、確認できなかった。このタイプ化された原典は津田による筆記であるが、「(但し西の底本は恐らく別の自分の筆記であったろう)。<sup>31</sup>」ということから、西が底本としたものは津田による筆記をタイプ化したものとは、違いがあっても不思議はない。結果的には第十六節の「民主の国」については、原語と参照できなかったので断定はできない。そこで推定するしか方法がないので、推定すれば、それは(第十六節の「民主の国」については)、第十六節と第十七節の訳文の内容からは、その全文は注27、注28に掲載してあるが、どちらかといえば第十七節の「民主国」と同じもの、つまり“republiek”と見てよさそうではある。

なお、慶応2年：1866年刊行の、福沢諭吉の『西洋事情』「初編」には政治の「三様」が述べられていて、その中に「共和政治レホブリク」はあるが、「デモクラシー」あるいはその訳語もない<sup>32</sup>。

先に加藤のいう津田真一郎訳の『泰西国法論』は慶応4年：1868年に刊行されている<sup>33</sup>。吉野作造は、『性法略』、『万国公法』および『泰西国法論』についての「解題」において、「共に和蘭ライデン大学の教授畢洒林博士フィシツリンの口授を筆記せる稿本を原本とする。その口授を受けたのが前記西・津田の両先生。之れがそもそも我国より海外に派遣された最初の留学生である。」そして、当時の人々にとって、この「三部の書が何と謂ても暗黒をてらす唯一の光明であった。<sup>34</sup>」という。『性法略』に政体についての記述はない<sup>35</sup>。『泰西国法論』においては、巻三において、「各種の政体」が論じられ第一篇政体総論、第一章で、次のようにいう。

政体は・・・、今其歸を要すれば唯二原体ある耳。

甲 多頭政治又多主の国と称す

乙 一頭政治又君主の国と称す<sup>36</sup>

さらに、第二篇 多頭政治 第二章で次のようにいう。

多頭政治の国体を大別して二種とす

甲 平民政治又民主の国と称す

乙 豪族政治<sup>37</sup>

「平民政治」については「一名民主の国<sup>38</sup>」ともいい、「豪族政治」については「原語をアリストカラチーと云ふ<sup>39</sup>」。ここにおいても、今のところ、「平民政治」と一名「民主の国」という訳語の確認にとどめざるをえない。これらの訳語をオランダ語の原典と対照することについては、現在、オランダ語原典の存在が確認できず、不可能である。なお、「一名」ということから、

主の国」という訳語については、それが既に他の人によって使われていることを窺わせ、近くは、刊行が慶応4年：1868年になるが、一諸に留学したし開成所の同僚でもある西周はフィッセルリング口授の『万国公法』の翻訳を上述のように慶応2年：1866年末には終えているので、それに目を通してしている可能性もあるし、遠くは漢訳『万国公法』、それを開成所が刊行した『官版万国公法』（前述のように、訓点者は西周）あるいはその和訳（明治元年：1868年の堤殼士による訳書『万国公法訳義』および明治3年：1870年の重野安繹による訳書『和訳万国公法』）にも目を通してしている可能性もあるので、西周訳『万国公法』、漢訳『万国公法』、『官版万国公法』あるいはその訳書『和訳万国公法』と『万国公法訳義』の中のどれか1つか、幾つかか、あるいは全ての踏襲である可能性は否定できない。それらのことを踏まえて、敢えて推測すれば、「民主の国」については漢訳『万国公法』の例の示すように「デモクラシー」相当語彙からと「リパブリック」相当語彙からとの両方からの訳語の可能性がある。また、「多頭政治」と「多主の国」についても、そのどちらも当てはまるし、また、「平民政治」についても、「平民」の意味からは、用語的には「デモクラシー」相当語彙からの訳語である可能性もあるが、「デモクラシー」相当語彙と「リパブリック」相当語彙とが必ずしも区別されていないことを考慮すれば、全て、原語が示されなければ明確な判断は不可能である。

吉野作造は、『立憲政体略』解題において、「加藤先生と同じ頃の著者『真政大意』と『国体新論』とは『立憲政体略』と共に、「加藤先生は自らはっきり然うとはことわって居られぬが、私の考では之は」「謂はば相連絡する三部作を為すものであらう。即ち、立憲政体の大体の骨組みを示した『立憲政体略』に次いで、先生はこの政体に依って、表現さるる近代政治の新精神を通俗的に示さんとて『真政大意』を書かれ、更に一步を進めて民主政治の根底を論じ同胞の従来の迷夢を醒まさんが為に『国体新論』を書かれたものであらう<sup>40</sup>。」といい、「その点に於いては私も全く同感である。」と田畑忍もいう<sup>41</sup>。

まず、『立憲政体略』は慶應4年：1868年に刊行された。その「政体総論」において、「○凡ソ宇内万国風俗人情自ラ相殊ナリトイヘモ、其政体ハ之ヲ要スルニ二類ニ過キス、所謂君政民政是ナリ。」といい、ただし「君政」は分かちて三種となり、即ち、「君主擅制」、「君主専治」（『鄰艸』に「君主握権」と称する者）、「上下同治」（又「君民同治」、『鄰艸』に「上下分権」と称する者）是なり。「民政」亦分かちて二種となる。即ち「貴顯専治」（『鄰艸』に「豪族専権」と称する者）、「万民共治」（『鄰艸』に「万民同権」と称する者）是なり。という<sup>42</sup>。「民政」については、「○億兆ノ上ニ君主ナク民政権ヲ掌握スルモノヲ云ふ<sup>43</sup>。」ここにおける「民政」は、翻訳でないので原語と対照することもできないので、多分としかえないが、「君主ナク」という点からは「リパブリック」相当語彙の訳語としても考えられるが、用語的には、「民の政治」あるいは「民による政治」と解するならば、「デモクラシー」の訳語と考えられる。「万民共治」についてのところで、「此政体ヲ立ツル所ノ各国ニテハ君臣尊卑ノ別ナク、凡ソ闔國ノ民人悉ク相會議シテ国政ヲ施スヲ本意トス。已に往古希臘ノ雅典等此ニ如キ制度ニテ」とか「方今此政体ヲ立ル

所ノ花旗国及ヒ瑞士等<sup>メリケン スキッツル</sup>其他多クハ此ノ如キ制度ヲ用イス」と書かれている<sup>44</sup>ところからは、「万民共治」は確かに（直接）「デモクラシー」相当語彙の訳語としてしか考えられない。そして、このことから「民政」は「デモクラシー」相当語彙の訳語と考えられる可能性はある。もちろん、決定的な解は加藤本人のみの知るところである。

なを、気をつけなければいけないことがある。本稿は「デモクラシー」の「訳語」についてがテーマなので、当然にそれが中心になり、その必要の限りにおいては、触れるものの、時として、「デモクラシー」そのものの観点からは、必ずしも十分に触れられないものもある。たとえば、ここでいう「上下同治」（又「君民同治」、『鄰艸』に「上下分権」と称する者）については、分類上、「君政」に属していることから、それほど「デモクラシー」的ではない政体と思われがちではあるが、「上下同治（又「君民同治）」については、「国憲ヲ制立シ万機都テ之ニ則ラサルモノナク、且臣民ヲシテ参与スル権利ヲ有セシム。」「天下大権ヲ以テ之ヲ三類ニ分チ以各其官員ヲ充テ君主之ヲ統括ス。」とある<sup>45</sup>のをみれば、政治運営の基本原則として、「法治主義」、「三権分立主義」および「代表制議会主義」を採用しているものとも理解することができ、この限りでは「君主之ヲ統括ス」との文言がなければ、「近代デモクラシー」そのものとさえみられ、「君主之ヲ統括ス」の度合いあるいはその実質性が低ければ低いほど、「デモクラシー」に近いものになると考えられるので、分類上から考えられるほど、非「デモクラシー」的なものではない。

次に明治3年：1870年に刊行された『真政大意』についてである。この書においては、「デモクラシー」的な用語といえ、ば、「万民同一」という用語が使われてはいる<sup>46</sup>が「同一の権利<sup>47</sup>」のことで、「デモクラシー」の訳語ではない。

加藤弘之は明治5年：1872年～明治7年：1874年にブルンチュリの『国法汎論』第三版 Johann Kaspar Bluntschli, *Allgemeines Staatsrecht*, dritte umgearbeitete Auflage, 2Bde. 1863：文久3年の翻訳を刊行する。これは前述のように完訳ではなく、首巻と巻之六から巻之九までである。この訳書において、「民人専権政体 アブソルーテ、デモカラチ<sup>48</sup>」、「民人政体 デモカラチ<sup>49</sup>」、「代国府を設置セル民人政体 レプレセンテーデモカラシー 立憲民主政体を云う<sup>50</sup>」、「万民直預政体 ウンミッテル、バーレ、デモカラチ<sup>51</sup>」および「民主政体<sup>52</sup>」や「民主国<sup>53</sup>」という訳語が用いられている。そして、「万民直預政体 ウンミッテル、バーレ、デモカラチ」には、説明のカッコがつけられ、そこには「上ニ人民政体ト云ヒシハ、即是ナリ<sup>54</sup>」とある。しかし上には、「人民政体」という語彙はなく、あるのは「民人政体 デモカラチ」である。したがって、「民人政体 デモカラチ」というのは「万民直預政体（ウンミッテル、バーレ、デモカラチ）」のことであることが分かる。これらのうち、カナで原語の発音が示されている訳語については、一応見当がつくが念のため、それらの原語をみれば、「民人専権政体 アブソルーテ、デモカラチ<sup>55</sup>」、は“absoluten Demokartie<sup>55</sup>”、「代国府を設置セル民人政体 レプレセンテーデモカラシー 立憲民主政体を云う」、は“Repräsentativen demokratie<sup>56</sup>”、「万民直預政体 ウンミッテル、バーレ、デモカラチ」は“unmittelbaren Demokratie<sup>57</sup>”の訳語であり、

全てに「デモクラシー Demokrartie」が用いられていることが分かる。そして、「民主政体」は“Republik<sup>58</sup>”，および「民主国」は“Republik<sup>59</sup>”であることも分かる。

明治6年：1873年，中村正直は美国人ランソム ギルレットRansom Hooker Gillet著『共和政治*The Federal Government*』において，“Democracy”を「民政<sup>60</sup>」と訳している。

明治7年：1874年に黒田行元は『政体新論』を刊行する。この書は，その「凡例」において，「近來ノ著述西洋書学科ノ訳書最多シ又往々原文ヲ訳セズシテ意を洋籍ニ取り編術シテ書ヲ為ス者少カラズ立憲政体略ノ類是ナリ元來訳書ヲ以原文ノ意ヲ解スルニハ一ノ秘訣アリ余曩ニ読訳秘訣ヲ著シ訳書ヲ読ムノ法ヲ示ス今一二ヲ左ニ抄出ス<sup>61</sup>」とあるその左に4つ挙げられたうちの一つは次の通りである。

- 一 ヤクシヨ セイテイ トウ ゴ シ ナ マタソノゴ ヤクシヨモチ モノ ゴイオホイ コト  
 訳書ニ政体民主等ノ「語アリ支那ニモ亦其語アレドモ訳書ニ用ウル者ト語意大ニ異 ナリ  
 マヅミンシュ ゴト シ ナ プンレイ ヨ タミ シュホン ギ スナハチセイシウフヘン ジンクン イ ヤクシヨチウ  
 先民主ノ如キ支那ノ文例ニ由レバ民ノ主本ノ義ニテ即世襲不変ノ人君ヲ謂フナリ訳書中ノ  
 ミンシュ イウトク ヒトミンカン センタク トシゲン キ シバラ ソノクニ シュリヤウ イ ジツ テンチ  
 民主ハ有徳ノ人間間ヨリ選擇セラレ年限ヲ期シテ暫ク其國ノ首領タルヲ謂フ實に天地ノ  
 ケンカク  
 懸隔ナリ<sup>62</sup>

これは，当時の漢籍や経文だけではなく洋学にも通じている一部の知識人にとって，共通の認識であったかもしれないが，これにはある種の割り切りは感じて，戸惑いは感じられない。ただ，その認識そのものは間違っていないにせよ，訳書の「民主」も漢訳由来であったとまでの認識はなく，このような認識は，後述もするが，訳語としての「民主」は日本で造られ中国へ輸出されたというその後の認識の一因になったかもしれない。また，この書には，当時の一知識人が，「民政」についてどのような理解をしていたかの知ることができる一文もある<sup>63</sup>。

翌明治8年：1875年，加藤弘之は『国体新論』を刊行する。その「総論」において，支那ハ流石夙ニ解明ニ赴キシ国ナルカ故，決シテ他ノ未開国ト同視スヘキ者ニアラサルモノノミナラス，殊に，感服スヘキコトモ少カラス。既ニ尚書ニ民惟邦本ト云ヒ又・・・仁徳帝ノ君以為本ト宣ヒシ杯ハ，頗ル感動スヘキ詔勅ト云フベシ<sup>64</sup>。」という言があり，その中の「民はこれ邦の本」（五子ノ歌篇<sup>65</sup>）とか「君は民をもって本となす」という「民本」を思わせる言葉がある。

加藤弘之は，この第一章においては，「民主国<sup>66</sup>」，第四章においては，「共和政治<sup>67</sup>」，「立憲政体ニ君主政体ト民主政体トノ二種アリ<sup>68</sup>」，第五章においては，「共和政治<sup>69</sup>」，「共和政治の国<sup>70</sup>」第七章においては，「立憲民主政体<sup>71</sup>」，「共和政治<sup>72</sup>」3回，「民主政体<sup>73</sup>」，「民主政体国<sup>74</sup>」2回，「共和政治<sup>75</sup>」，「民主政体国<sup>76</sup>」という用語を使っている。今までの引用文からも分かるように，訳語の選定にあたっては，かなり慎重であるというか自分の訳語を使うことが多い。そして，「民主」については比較的早くから用いて（踏襲して）いたが，1のiの注18に示したように「共和」という訳語も比較的早くから使われてはいたが加藤が用いた（踏襲した）のは，ここでの例が初めかどうかは別にして，「民主」と較べるとやや遅い感じは否めない。ただし，垂

米利加については「立憲民主国<sup>77</sup>」としているが、「共和政治ノ国ニテハ、万民悉皆国事ニ参預スルヲ天理ノ当然トナシ<sup>78</sup>」といい、これからも想像がつくが、「太古希臘、羅馬<sup>79</sup>」の直接デモクラシーのようである<sup>80</sup>。そうであれば、「共和政治」とは直接デモクラシー国をさすことになる。また、垂米利加については「立憲民主国」としていることから、「立憲民主国」というのは「間接デモクラシー」、あるいは「代表制デモクラシー」を指しているものとも受け取れる。しかし「民主」と「共和」についてどんな基準で使い分けしていたのか、あるいは全く区別しないのかも明言はされてない。ここで、確かなことは、「民主国」とか「民主政体」と「共和政治」「共和政治ノ国」などと、「民主」と「共和」の両方が使われていることだけである。

明治8年：1875年加藤弘之はビーデルマンKarl Bidermann著『各国立憲政体起立史Die Repraesentativ=Verfassung mit Volkswalen : dargestellt und geschichtlich Entwickelt Zusammengen mit den politischen und sozialen Zuständen der Völker』を訳し公刊する。その「凡例」において、原著を明らかにし、その後で、「立憲政体」について、「此政体ニ立憲君主政体」と「民主政体」「ノ二種アリ」といい、前者は「或ハ君民同治」,「立憲定律等ト称ス」ともいい、後者は「即チ共和ノ政治ナリ」という<sup>81</sup>。ここでは、政体を表す語彙自体については、それほど目新しいものはないが、まず「立憲政体」を2大別し、また、「君民同治」や「立憲定律」とは「立憲君主政体」であり、「民主政体」と「共和ノ政治」は同じことが明らかにされている。これは、今までにみたものとの比較において、「立憲政体」に限られるが、加藤の最も新しい政体論でもあり、「民主政体」と「共和ノ政治」は同じであるという認識はそれまでのものとは異なるものともみられる。これらの記述は「訳者誌」とあるので、当然に訳者加藤によるもので、ビーデルマンによる原著にはない<sup>82</sup>。

明治9年：1876年刻成のモンテスキューBaron de Montesqueu著『法の精神De l'Esprit de lois』の英訳からの何礼之による重訳である『萬法精理』のたとえば第二巻、第二面には、「民主政治<sup>83</sup>」と「共和政治<sup>84</sup>」いう訳語があり、その原語は“democracy<sup>85</sup>”と“republican<sup>86</sup>”である。明治23年：1890年に刊行され、人見一太郎によって訳されたジェイムズ、ブライスの『平民政治』James Bryce, *American Commonweals*の中で“democracy<sup>87</sup>”を「民主政治<sup>88</sup>」と訳している。また、たとえば「ポリテカル・サイエンスPolitical Science」という用語を造ったことでも知られているジョン・W.バージェスJohn W. Burgessの著書*Political Science and Comparative Constitutional Law*. 2 vols. 1 8 9 3 : 明治26年を高田早苗・市島謙吉共訳によって明治34年、35年：1901年、1902年に出版された『政治学及比較憲法論』上下の下巻において“democratic<sup>89</sup>”は「民主制<sup>90</sup>」と訳されている。そして、明治39年：1906年に、木村鷹太郎はプラトンの英訳からの重訳『理想国』において、“democracy<sup>91</sup>”を「平民政治」,「平民主義」と訳している<sup>92</sup>。

ここで、これまでに触れなかった「民政」,「民主」などや「民主々義」という訳語の用例を挙げておく。

まず、「民政」,「民主」などや「民主々義」という訳語を著作の中で用いている例を掲げる。

- 「民政」 = 矢野龍溪, 『経国美談』前篇, [明治16年:1883年]<sup>93</sup>。  
 = 東海散士, 『佳人ノ奇遇』卷一, [明治18年:1885年10月, 博文館]<sup>94</sup>。  
 = 人見一太郎, 『第二の維新』, [明治26年:1893年2月]<sup>95</sup>。  
 = 山路愛山, 「徳川時代の民政」, [『独立評論』大正2年1913年9月]<sup>96</sup>。
- 「民政國」 = 山路愛山, 「序論」, 『明治文学史』, 明治26年:1893年3月1日<sup>97</sup>。
- 「民政ノ國」 = 中村正直, 「西學一斑」, [『明六雑誌』第11号, 明治7年:1874年6月]<sup>98</sup>。
- 「民政党」 = 官野すが子, 明治四十四年一月廿三日, 『死出の道艸』(獄中手記)<sup>99</sup>。  
 = 笹川臨風, 『明治還魂紙』, [昭和21年:1946年6月]<sup>100</sup>。
- 「民政社会主義」 = 内藤湖南, 「社会主義を執れ」, [『亜細亜』54号, 明治25年:1892年8月29日]<sup>101</sup>。
- 「民人思想」 = 内田魯庵, 「時分小言」, 『文藝倶楽部』, [明治33年:1900年1月~10月]<sup>102</sup>。
- 「民主論」 = 徳富蘇峰, 『新日本之青年』三版, [明治20年:1887年]<sup>103</sup>。
- 「民主政体」 = 加藤弘之, [『国体新論』]<sup>104</sup>。
- 「民主政体」 = 廣津柳浪, 『女子参政蜃中楼』, [『東京絵入り新聞』, 明治20年:1887年以来]<sup>105</sup>。
- 「民主制度」 = 上田敏, 「うずまき」, [『国民新聞』, 明治43年:1910年1月1日~3月2日]<sup>106</sup>。
- 「民主の制度」 = 中江兆民, 『三稜人経綸問答』, [集成社, 明治20年:1887年]<sup>107</sup>。
- 「民主國」 = 加藤弘之, [『国体新論』, 発兌稲田佐兵衛, 明治8年:1875年]<sup>108</sup>。  
 = 内村鑑三, 「詩人ワルト ホイットマン」, [『櫟林集』, 明治43年:1910年]<sup>109</sup>。
- 「民主自由」 = 土井晩翠, 「馬然の夢」, 『天地有情』, [博文館, 明治32年:1899年]<sup>110</sup>。
- 「民主平等の制度」 = 中江兆民, 『三稜人経綸問答』<sup>111</sup>。
- 「民主々義」 = 田中智学, 『本化攝折論』, [明治35年:1902年]<sup>112</sup>。  
 = 木下尚江, 『夫の告白』, [明治37年:1904年]<sup>113</sup>。  
 = 山路愛山, 『社会主義管見』, [明治39年:1906年]<sup>114</sup>。  
 = 中澤臨川, 『自然主義汎論』, [明治43年:1910年9月, 『早稲田文学』]<sup>115</sup>。  
 = 白柳秀湖, 『黄昏』, [明治42年:1909年]<sup>116</sup>。  
 = 中澤臨川, 「現代文明を評し, 当来の新文明を卜す」, [『中央公論』大正新機運号, 大正4年:1915年7月]<sup>117</sup>。  
 = ケーベル, 久保勉訳, 『隨筆集』, [1918年:大正7年]<sup>118</sup>。  
 = 幸徳傳次郎(秋水), 「余は如何にして社会主義者となりし乎」, [『週間平民新=聞』明治37年:1904年1月17日]<sup>119</sup>。

「民主々義の墮落」=中澤臨川,「現代文明を評し, 当来の新文明を卜す」, [『中央公論』大正新機運号, 大正4年:1915年7月]<sup>120</sup>。

次に,「民主々義」を, 著作の中の章あるいは節などに用いている例を掲げる。

「第八章 支那に於ける法律と云ふ語の固有の意義なる中正平均と一致する各種と思想

第六項 古代支那に於いて民主主義の盛なりし事を述ぶ」

広池千九郎,『東洋法制史序論』, 1905年:明治38年<sup>121</sup>。

「第十九章 民主主義及び社会説」

セーニョーポー著, 煙山専太郎訳,『現代文明史』, 明治42年:1909年<sup>122</sup>。

「第七 支那国民思想及び生活概論

二 民主主義」

宇野哲人,『東洋哲学大綱』, 明治44年:1911年<sup>123</sup>。

「第六篇 都市行政の性格と機関制度

第二章 泰西民主主義の都市行政

第一款 民主主義と市行政の特徴

第二款 民主主義と市行政の趨勢

第三款 民主主義と市行政に対する保証

第四款 民主主義法系都市に於ける特例」

井上友一,『都市行政及法制』, 明治44年:1911年<sup>124</sup>。

「第三章 米国と比律賓

四 民主主義と東洋主義」

正岡猶一,『大米国』, 大正3年:1914年<sup>125</sup>。

「第五 儒教と民主主義」

大津淳一郎,『肇国の本義』, 大正4年:1915年<sup>126</sup>。

「第二章 民主主義の原則」

ジヨセフ・バルテルミイ著, 司法省調査課訳,『司法資料 第78号:仏蘭西の政治組織』, 大正14年:1925年<sup>127</sup>。

「第四章 過去の教訓と将来の希望

二 野蛮主義, 民主主義, 貴族主義」

ロバート・モーリス著, 田中達訳,『生物界と人生』, 大正7年:1918年<sup>128</sup>。

その他, 弘津弘信の『自主の権<sup>129</sup>』(明治6年:1873年) 大谷仁兵衛等の『民権大意<sup>130</sup>』(明治7年:1874年) というのもあった。

これらの中には, 冒頭の1例のように, 明らかに「デモクラシー」の訳語ではない「民主々義」であるものもあるが, そのような「デモクラシー」の訳語ではない「民主々義」の存在証明

にもなるので、敢えて除外しなかった。

次に、辞書を中心にみる。

『大言海』の「デモクラシー」の項には次のように記載されている。

〔英語Democracy.民本主義, 又ハ民主主義ナドト訳ス〕下流ノ人民ヲ本トシテ, 制度を立テ政治ヲ行フベシト云フコト。古ノ所謂, 下克上ト云フモノカ。<sup>131</sup>

少なくとも、この文だけでは「デモクラシー」を「下克上」と訳していたとは受け取れないが、堺屋太一の『東大講義録』には、次のように語られている。

面白いことに、幕末に「デモクラシー」を訳すときに、最初は、「下克上」と訳しているんですね。デモクラシー（民主主義）は多数決で決めるのだから、下の者が上の者を選び出す「下克上」だ、と考えたようです。<sup>132</sup>

これは講義録だから仕方がないといえはいえるかもしれないが、著書にして刊行するときは、典拠を示していないと実証性もないし、確認もできない。

また、『講談社オランダ語辞典』の“republiek”の下に囲みがあり、その中には次のような情報がある。

青地林宗（あおちりんそう）訳『輿地誌略（よちしりゃく）』（1826：文政9年）には、『国に伝統の主なく、國中世家（せい）相共に政を為すを名づく、猶共地国と云ふが如し』と述べ「ドーフ・ハルマ」（1816：文化13年）には「t gemeenbest. z.g.de repubulijk.王なくして支配さる、国」という記述が与えられている。渡辺華山（かざん）はアメリカ合衆国について「土人相談仕り、別ニ君長ヲ相立テ申サズ賢オヲ推テ官長ト致シ百官ヲ設フケ、会議（サウタン）共治（トモノオサムル）ト仕り候説明シタ。<sup>133</sup>

1826年：文政9年に用いられたという「共地国」という青地林宗の訳語は、かなり古く、もしかしたら、最も古い可能性のある訳語であるし、「ドーフ・ハルマ」の「王なくして支配さる、国」はさらに古い記述であり、渡辺華山の「共治」という訳語も、華山の生存年代（寛政5年：1793年～天保12年：1841年）からだけ考えると、青地林宗の「共地国」という訳語に匹敵するくらい古い可能性もあるが、天保10年：1839年の刊行である。ただし、これらは、“republiek”についての訳語あるいは記述である。また、その訳語「共和政治」については、1のiの注18もみられたし。

なお、辞書情報ではないが、触れることがなかったので、ここで触れると、坂本龍馬に関わるいわゆる「藩論<sup>134</sup>」がある。これは、「デモクラシー」、特にその思想の観点からは、その存在に大いに関心が持たれるが、その原書が不明であり、従って「藩論」の原語も分からず、現時点においては、「藩論」そのものが「デモクラシー」の訳語かどうか分からないので、本稿では「藩論」というものがあったという確認のみにとどめる。なお「藩論」が「デモクラシー」の訳語かどうかの確認については、当然にそれについての判断ができる材料の出現がなければ無理である。またその内容の考察については、本稿の対象外なので別の機会に譲りたい。

また、辞書に戻れば、「わが国最初の英和辞書<sup>135</sup>」である本木庄左衛門等編訳、『あんげりあ諸厄利亜語林大成』(大槻本)、[文化11年:1814年]には、“democracy”は記載されていない<sup>136</sup>。「名実共に「辞書」と呼びうる最初の英和辞典<sup>137</sup>」である堀達之助編『A POCKET DICTIONARY OF THE ENGLISH AND JAPANESE LANGUAGE. 英和对訳袖珍辞書 PRINTED AT YEDO, 1862. 文久二年江戸開版』、[徳川幕府洋書調書、文久二年:1862年]においては、“democracy”は「共和制」，“democratical”は「デモクレシイノ」と訳されている<sup>138</sup>。明治2年:1869年刊行の『和訳英辞書』には、“Democracy”には「共和政治」，“Republic”にも「共和政治」の訳が付けられている<sup>139</sup>。明治5年:1872年刊行へボンの『和英語林集成』には、“democracy”には“Kiyokuwa-seiji”，“Republic”にも“Kiyokaseiji”とある<sup>140</sup>。明治6年:1873年印行の柴田、子安『英和字彙』においては、“Democracy”は「共和制、民政」，“Republic”は「共和政治」と訳されている<sup>141</sup>。明治14年:1881年に東京大学三学部印行の『哲学字彙』には、“Democracy”は「民政」，“Republic”は「共和政治」という訳語が載っている<sup>142</sup>。明治16年:1883年刊行の『増訂英華辞典』には、“Democracy”には「Government by the people, 民政, 衆人管轄, 百姓弄権, 推民自主之国政」とあり，“Republic”には、「衆政之邦, 衆政之國, 公共之政, 合衆政治之國, 民主之國」とある<sup>143</sup>。明治17年:1884年刊行の『明治英和辞典』の“Democracy.”には『民政, 共和政治, 合衆国二大政党の一即ち分権党の執る主義〔米国〕』，“Republic”には「共和国, 民主国, 代議政治国」とある<sup>144</sup>。1885年:明治18年に刊行された『英和双解辞典』の“Democracy.”には「民政, 共和政治」と，“Republic.”には「共和政治, 民政国, 民主之國」とある<sup>145</sup>。明治19年1886年に刊行されたへボンの『改訂増補和英英和語林集成』には、「Kyowa キョカワ 共和」の項に、Republican, democratic :—seiji, republican government; —koku, republic; —to, the republican party.」とあり、「民主」などはなく「Minsei ミンセイ 民政」があり、そこには「Democracy, popular or democratic government」とあり、“Democracy.”には「kyowaseiji, minsei」と、“Republic”には「Kiyowaseiji」とある<sup>146</sup>。明治20年:1887年刊行の『附音挿圖和訳英字彙』の“Democracy”には「民政, 共和政治; 共和党の主義(合衆国ハ諸州ノ共和ヨリ成ルモノナルヲ以テ主権諸州ニ在リテ中央政府ニアラズトスル論)」とあり，“Republic”には「共和政治, 共和国, 民主国, 代議政治国」とある<sup>147</sup>。そして、明治21年:1888年刊行の『和訳辞彙“Democracy”』には「共和政治, 民政, 共和党の主義(合衆国ハ諸州ノ共和ヨリ成ルモ

ノナルヲ以テ主権諸州ニ在リテ中央政府ニアラズトスル論)とあり、“Republic”には「共和政治、共和国、民主国、君民共治国、代議政体国」とある<sup>148</sup>。これらのうちで、『増訂英華辞典』の訳語が豊富であり、“Democracy” “Republic.”両者を訳し分けしようという意図が感じられる。『哲学字彙』は、「民政」と「共和政治」とを訳し分けしているが、英和辞典においては、概して、共通なのは、「民政」、「民主」、「共和」、特に「民主」と「共和」、について、必ずしもまだ訳し分けされていない傾向がある。

もっとも、これらの語彙は必ずしも、明確に区別されなくてもよい場合もある。たしかに、「共和政治」とか「共和制」という訳語は、R.A.ダールRobert A. Dahlの、由来は別にして、システムとしては「デモクラシー」と「共和政治」ないし「共和制」とを同じとする次のような見解を俟つまでもなく、そのように扱って問題のない場合も多い。

…。民衆政治の諸国popular governmentsは、他の政治システムの諸国に比べて民衆が従わなくてはならない法の制定に自ら参加する機会をはるかに多く提供する。民衆政治の国が初めて出現した紀元前500年頃の古代ギリシアでは、このシステムの諸国はデモクラシー諸国democraciesと呼ばれていた。またほぼ同じ頃、ローマ人の間でも民衆政治の国が生まれたが、ローマ人はそのシステムを共和政治の国a republicと呼んだ。しばらくの間、このようなシステムの諸国を、単に民衆政治諸国と呼んでおこう。<sup>149</sup>

「民政」は英語の“democracy”だけに限られず、その相当語句“popular government”, “government of the people”あるいは“government by the people”にもあたるとも思われるが、既にみた幕末に刊行された辞典よりもかなり前に出版されたものではあるが、アメリカにおけるその後の英語辞典や、そのことを通して、わが国の英和辞典、さらには識者になん少ならず影響を与えているものの1つと思われる1828年：文政11年に刊行された英語辞典、Noah Webster, *An American Dictionary of the English Language* (New York, : S.Converse, 1828 : 文政11年) 2vols, の“Democracy”の項には、次のように記載されている。

[Gr.  $\delta\eta\mu\omicron\kappa\rho\alpha\tau\iota\alpha$  ;  $\delta\eta\mu\omicron\varsigma$  人民people, および  $\kappa\rho\alpha\tau\epsilon\omega$ , 所有すること to possess, 政治すること to govern.] 人民による政治 Government by the people ; 政治の形態 a form of governments そこにおいて、最高権力supreme powerは集合的な人民の掌中に託されるか、あるいはそこにおいて人民は立法権力を行使する。そのようなものがアテネの政治であった。<sup>150</sup>

“Republic”の項には、次のように記載されている。

[L.respublica;res and publica;公事public affairs.]1. 共和国；主権権力sovereign powerが人民によって選ばれた代表者達に託されている国家。現代的用法において、それは人民が本  
人自ら主権を行使するデモクラシー国家あるいはデモクラシー的な国家とは異なる。しか  
も、ギリシアのデモクラシー諸国家は諸共和国としばしば呼ばれる。2. 公共の利益  
Common interest；公衆the public.<sup>151</sup>

この辞書では、“Democracy”を“government by the people”ともしている。また、“Democracy”  
と“Republic”の違いが明かにされているが、実際には「デモクラシー諸国家」が「諸共和国」  
と呼ばれたりして、つまり、その2つの政治形態が必ずしも区別されていないあるいは混用  
されている例のあることも示されている。

また、1902年：明治35年に刊行されたE.Cobham Brewer, *Dictionary of Phrase and Fable*,  
(Tokyo : Sanseidou)においては、“Democracy”は「政治の共和的形態A Republican form of  
government, 共和国：コモンウェルスa commonwealth, (ギリシア語, デモスークラティア  
demos-kratia, “Democracy”は人民の支配 the rule of the people.)」とあり, “Republic”はない<sup>152</sup>。  
ここでも, “Democracy”は「共和的形態」とされ, 「人民の支配」ともされている。

R.A.ダールも, 上の引用においても明らかなように, システムとしての「デモクラシー」も  
「リパブリック」も同じように「民衆政治」と見ている。したがって, 実際においてもそう扱わ  
れる場合もあるし, 理論的にも, システムとしては, その3つは同類のもの, 相互互換的なもの  
として取り扱うことも可能である。(ただし, たとえば, 通例に従えば「朝鮮民主主義人民共和  
国」と称されている“The Democratic People’s Republic of Korea”について, その名称が, た  
とえ「民主主義」“Democratic”といっても「民主主義 (デモクラシー)」国ではなく実際は「独裁  
国」であることは周知の事実である。同様に, 「リパブリック」といっても, それは単なる名称  
に過ぎず, 実際は「共和国」ではなくて「独裁国」である。当然に「共和国」と「独裁国」とは  
異なる。したがって, 「共和国」と称している国家には独裁国もあるといういい方には問題はな  
いが, 誰が何といおうと, 単に, 「共和国」には「独裁国」もあるといういい方は正しくない。  
ダールがなしたように, 「デモクラシー諸国」や「共和政治諸国」をひとまとめにして「民衆政  
治の諸国popular governments」となすことは, その両者が同じような政治システムであるの  
で, 問題はないが, 「共和国」には「独裁国」もあるとすることについては, 「共和国」と「独裁  
国」とはシステムとしては正反対なもので, 「共和国」と「独裁国」とは対極に位置しているも  
のであることから, 大なる問題があるといわねばならない。どう考えても「共和国」と「独裁  
国」とは一緒にすることができないことは理の当然である。いうまでもなく, 自称していること  
や他称されていることは必ずしも実体と一致しないことに注意が, 特に必要である。かつて, 矢  
部貞治が, ハンス・ケルゼンHans Kelsenを引いて, というよりは矢部による解釈といった方が  
よいと思われるが, 「本当はデモクラシーやデモクラティックでないものが, 自らをそう称する

のは、その価値を認めているからに他ならない」と喝破していたが、その指摘はまことに肯綮に中たれる。) ももちろん、本稿のように、「デモクラシー」の訳語を探るような場合には、ただ「デモクラシー」と「リパブリック」の両者を区別するというよりは、そうすることによって、「デモクラシー」の訳語かどうかを明らかにすることにある。

なお、辞書というとき、忘れてはならない存在の辞書がある。それは、「蕃書調書蔵書」であった英語辞書のうちの1冊である。『江戸幕府旧蔵図書目録(葵文庫目録)』にはウェブスター辞書5冊とその他1冊についての記載がある<sup>153</sup>。これらについて、“democracy”, “monarch”, “monarchy”という語彙について、調べてみると、特に、請求番号がAE230のWebster Noah, *A Dictionary of the English Language*.に次のような興味ある記述が見出された。

まず、“monarchy”を引くと、「monarchをみよ<sup>154</sup>」とあり、“monarch”には、“(Gr.  $\mu\omicron\nu\acute{\alpha}\rho\chi\eta\varsigma$ ,  $\mu\acute{o}\nu\alpha\rho\chi\omicron\varsigma$ )「希臘(語)の $\mu\omicron\nu\omicron\varsigma$ , (即)英(語)のalone,」もあるし、「希臘(語)の $\acute{\alpha}\rho\chi\epsilon\iota\nu$ , 英(語)の(to) rule<sup>支配</sup>」もある<sup>155</sup>。“alone”の訳語「専」と“rule”の訳語「支配」と、それらの付け方は、西周に従った。

つぎに、“democracy”を引くと、“(Gr.  $\delta\eta\mu\omicron\kappa\rho\alpha\tau\iota\alpha$ )「希臘(語)の $\delta\eta\mu\omicron\varsigma$ , 英(語)の民(people),」もあるし、「希臘(語)の $\kappa\rho\alpha\tau\omicron\varsigma$  英語の強(strength)」の字もある<sup>156</sup>。

以上で明らかのように、この辞書(もしくは、そのその異版)は、西周が、“democracy”の訳語「民主」を、わが国において、最初に用いた時に、2政体について、ギリシア語と英語での説明に当たり、部分的にであれ引用したものとみなされうる。念のために、1のiの注3で引用した西の政体論を、ここに再び示しておく。

政体  
Government此政体なるものに二ツあり。一をMonarchyとし、一をDemocracyとす。Monarchyなる語は希臘の $\mu\omicron\nu\omicron\varsigma$ 即ち英のalone,  $\acute{\alpha}\rho\chi\eta$ 英のruleなり、Democracyなる語は希臘 $\delta\eta\mu\omicron\varsigma$ 英の民 $\kappa\rho\alpha\tau\omicron\varsigma$ 英の強の字なり。…<sup>157</sup>

ここで、ただ1点両者に違いがある。それは、辞書では「希臘(語)の $\acute{\alpha}\rho\chi\epsilon\iota\nu$ , 英(語)の(to) rule」とあるのを、西は希臘(語)の「 $\acute{\alpha}\rho\chi\eta$ 英のruleなり」としている点である。しかし、これについては、西は希臘(語)の“ $\acute{\alpha}\rho\chi\epsilon\iota\nu$ ”とあるのを採用せず、その前にある“monarchy”すなわち“ $\mu\omicron\nu\acute{\alpha}\rho\chi\eta\varsigma$ ”から“ $\acute{\alpha}\rho\chi\eta$ ”を採ったものとしか考えられない。

ただし、この辞書は既述のように、表紙や書誌事項の印刷された頁が欠損しており、『江戸幕府旧蔵図書目録(葵文庫目録)』によって著者とタイトル名のみを知ることができるだけである。この辞書については、野口には初めそのタイトルは*An American Dictionary of the English Language*. で By Noah Webster, Thoroughly revised, and greatly enlarged and improved, by Chauuncey A. Goodrich and Noah Poter (Springfield, Mass.: G. & C. Merriam.)かともおもわれ

た。ところが、さらに、その後入手できた同じ辞書の発行年の異なる諸版を照合した結果、それは必ずしも間違いであるとはいえないし、『江戸幕府旧蔵図書目録（葵文庫目録）』に記載されている（AE230）タイトル②“A Dictionary of the English Language”も間違いであるとはいえないことが判明した。同じ辞書であるが、1871年：明治4年版の辞書そのものを手に取ってみると、まず“A Dictionary of the English Language”と印刷された頁が先にあり、その次の頁に、“An American Dictionary of the English Language”と印刷された頁がある。これを見るかぎり、先にある頁ということ優先してみれば、先の頁をタイトル頁とみることは必ずしも間違いであるとはいえないし、印刷されている状態や頁全体の構成などからは、次の頁をタイトル頁とみることもできる。このようにして、どちらの頁がタイトル頁かという判断は難しく、どちらの頁をタイトル頁としても間違いとはいえない。ただし、この辞書については、慣例的あるいは一般的には“An American Dictionary of the English Language”と表記されていることも分かった。正確には、“A Dictionary of the English Language ; An American Dictionary of the English Language”とでも表記すべきなのかもしれない。これについては、辞書そのものをみないと、実体を理解することはなかなか難しいものと思われる<sup>158</sup>。

したがって、西が引用したと思われる辞書は『江戸幕府旧蔵図書目録（葵文庫目録）』にある②AE230、“Webster Noah, A Dictionary of the English Language”であるか、その発行年の異なる異版であるか、つまり、*A Dictionary of the English Language ; An American Dictionary of the English Language*, by Noah Webster, thoroughly revised, and greatly enlarged and improved, by Chauncy A. Goodrich and Noah Porter (Springfield, Mass. : G. & C. Merriam)であることは確かであるが、発行年については発行年による違いがないので、特定できない。しかし、「頁数とサイズ」からは、1865年：慶応1年（場合によれば1864年：元治1年）以後1870年：明治3年までに発行された版であると思われる<sup>159</sup>。もちろん、西が引用に当たり「蕃書調書」旧蔵辞書を用いた確証はないが、西がその辞書を利用できる立場にいたことから、その可能性は高く、もし、そうでないとしても、（記述の内容から、および）注158で明らかにしたような出版事情から、この辞書の1865年：慶応1年（あるいは、初版が出版された1864年：元治1年）から「百学連環」開講の1870年：明治3年までに発行された版であることはほとんど疑いない。

最後に、刊行された書籍の中で「デモクラシー」の訳語としての「民主々義」の由来あるいは起源とそ「文字の示す」意味について触れているものに、伊藤勲、『近代民主政治の基礎〔改訂版〕』（昭和38年：1963年）がある。その中では、次のように述べられ、しかも、わが国未曾有の敗戦という結果に終わった大戦の、戦前、戦中、および戦後の状況にも触れられている。

…「デモクラシー」という語は、我が国では幾つもの訳語が用いられた。小野塚喜平次博士の「衆民政」、吉野作造博士の「民本主義」、美濃部達吉博士の「民生主義」、森口繁治博士

の「民主政治」、佐々木惣一博士の「民意主義」、永井亨博士の「民衆政治」等で訳語は一定しなかった。何時、誰が「民主々義」という訳語を与えたか明瞭ではないが、これを英和辞典について調べて見ると、大正六年、三省堂発行の辞書に「デモクラシー」に対して「民主政体」「民政」「民主党の主義」とかいう訳語はあるが「民主々義」という訳語はない。然し、同じ三省堂発行の辞典であっても大正八年版のものには立派に「民主々義」という訳語が見えている。恐らくは、デモクラシーが盛んに叫ばれた大正五・六年以後二・三年の間に何人かの手によって訳出されたものであろう。

昭和二十年終戦の大詔が下ってからは、右のように幾つもの訳語を使う人はなく、全く「民主々義」一本に統一されたが、従来は、上に挙げたような訳語が用いられていた。それには、それぞれ相当の根拠があつてのことである。「民主々義」とは、文字の示す如く「国家の主権は人民に在り」という、即ち「国民自主」「国民主人」の意味である。アメリカやフランスのような国なら、それでもよいが、わが国のように、「国家統治の大権」（大日本帝国憲法上諭）が「萬世一系ノ天皇」（大日本帝国憲法第一条）にある国家に於いては「民主々義」を容れるべき余地がないというのが幾つかの訳語が生まれた論拠である。これらの議論には、勿論立派な論拠のあることではあるが、「主権が国民に存する」（日本国憲法前文第一段）今日私は通常の用例に倣って「民主々義」又は「民主政治」という語を使用したいと思う。<sup>160</sup>

確かに、「幾つもの訳語が用いられた。」伊藤自身この引用の中で「デモクラシー」を「民衆政治」、「人民政治」、あるいは同じ引用書の他のところで、「平民政治<sup>161</sup>」という語にもいい換えている。また、たとえば、小野塚は「民主国<sup>162</sup>」「民主国体<sup>163</sup>」「衆民主義<sup>164</sup>」ともいう。吉野は「民主々義<sup>165</sup>」と「民主政治<sup>166</sup>」という語も用いている。美濃部は同じ著書の中で「民主主義<sup>167</sup>」と「民主政<sup>168</sup>」という語を使っている。佐々木は「デモクラシー主義<sup>169</sup>」、「デモクラシー<sup>170</sup>」、「民主々義<sup>171</sup>」、「共主々義<sup>172</sup>」という語も使い、「共作主義」と「共生主義」といい「この二主義が結びついてデモクラシーとなる。<sup>173</sup>」ともいう。そして、永井は、「民主々義<sup>174</sup>」「民主（Democracy）<sup>175</sup>」、「民主制度<sup>176</sup>」、「民主的政体<sup>177</sup>」、「民主的代議政体<sup>178</sup>」「純民主政体<sup>179</sup>」、「代議民主政体<sup>180</sup>」、「民主制<sup>181</sup>」、「民衆政（Democracy）<sup>182</sup>」、「デモクラシー<sup>183</sup>」、「民衆主義<sup>184</sup>」、「デモクラシー——貧民無産政治——<sup>185</sup>」、「民主政治<sup>186</sup>」、「民衆制（Democracy）<sup>187</sup>」などといい、おそらく、最も多くの様々な語彙を用いている。また、名を挙げられてはいないが、森口繁治は、「民主々義<sup>188</sup>」、「民主国体<sup>189</sup>」、「民主政治<sup>190</sup>」、「民主国<sup>191</sup>」、「直接民主国<sup>192</sup>」、「代表民主国<sup>193</sup>」、「民衆政治<sup>194</sup>」などという。このように、同じ人でも常に同じ訳語を常に使っているとは必ずしも限らない。

ハンス・ケルゼンの『デモクラシーの本質と価値』の訳者西島芳二は、その書は昭和7年：1932年に最初に刊行した時そのタイトルは『民主政治と独裁政治』であったという<sup>195</sup>。つまり、

“Demokratie”は「民主政治」という訳語から「デモクラシー」に替えられた。しかも、その訳書（昭和23年：1948年刊行、ただし、矢部は昭和3年：1928年の自らいう「処女論文」のタイトルにも「衆民政」という訳語を使用している）、昭和7年：1932年に最初に刊行された『民主政治と独裁政治』にも同じ「序文」を寄せている可能性はある）の「序文」において、矢部貞治は、その冒頭に、「<sup>デモクラシイ</sup>衆民政<sup>196</sup>」と書き、それに注を付け、「デモクラシイ」を「衆民政」と訳すのは、小野塚博士に従ふのである。本書の訳者と訳語を異にする点は諒恕を乞はねばならぬ。<sup>197</sup>」という。その後、一般に分かり易くするためにか、「民主々義<sup>198</sup>」あるいは「民主政<sup>199</sup>」という訳語を使う。しかも『民主々義の本質と価値』の中で、「民主々義」では十分ではないと思われたのか、「民主々義政治<sup>200</sup>」、「民主政治<sup>201</sup>」という訳語も用いている。

また確かに、この引用文が書かれた時には、「デモクラシー」が「何時、誰が「民主々義」という訳語を」、どのような状況で与えたのかつまり、「民主々義」という訳語の起源あるいは由来については必ずしも周知されてはいなかった。しかし、前述のように「民主」については間違いなく、中国語において最初に訳語として採用され、その影響のもとに、つまり、その訳語を踏襲して、わが国においては西周によって最初に採用されたものといえるであろう。しかし、それでは解は半分である、残るは「主義」との結合である。あらゆる全ての訳語を吟味することは不可能であるが、現在の野口にとって可能な限りでは、既述の肥塚龍による訳語「民主々義」がわが国における「デモクラシー」の訳語として最初のものであると思われるが、野口には気づいていない発見が、過去にもあったかもしれないし、将来に現れるかもしれない。野口が見出した限りでは、その出現は明治の中葉である。しかも、その訳語が明治時代に定着したことを、見出すのは困難である。それにしても、「わが国のように、「国家統治の大権」（大日本帝国憲法上論）が「萬世一系ノ天皇」（大日本帝国憲法第一条）にある国家に於いては「民主々義」を容れるべき余地がないというのが幾つかの訳語が生まれた論拠である。」とはどうしても思われぬ。吉野作造の「民本主義<sup>202</sup>」のように、わが国において、明治憲法下でできうる限り「デモクラシー」に近づけようとした、いわば2分の1あるいは半「デモクラシー」化を図ったとみられるものを別にすれば、その論拠はあまり当をえているものとはいえない。たとえば、たとえ「デモクラシー」に反対であるにしても、明治憲法制定の一大寄与者である伊藤博文さえ前述のように「民主々義」という訳語を使っている。それだけではない。「天皇中心の国体を重んずる<sup>203</sup>」穂積八束によっても、上杉真吉によっても、「民主々義」という訳語は使われている<sup>204</sup>。「民主々義」を容れるべき余地がないということは、必ずしも、「民主々義」という訳語を使わずに、別の訳語を考え出す工夫をするとはどうしても思えない。たとえ訳語を替えたところで、過去においても、当時においても、外国の、その意味する実体としての「デモクラシー」という政治形態はなくなるからである。ただし、「民主々義」という訳語が適訳かどうかについては、もちろん別の話である。

敗戦後は「全く「民主々義」一本に統一された」というのはいい過ぎであろうが、確かに、小

中高の学校教育においては統一され、専らそのことが原因で、「デモクラシー」という表記および「デモクラシー」の訳語の中では「民主々義」が他の語彙に抜きん出て、確かに最も周知されている。それは、その訳語が適切であるという質的あるいは学問的理由からであれば問題はないのであるが、小学校や中学校（義務教育課程）の、さらには高等学校の教科書においても「民主々義」という訳語で「統一」されて教えられて来たし、教えられていること、つまり質的要因であるよりは、制度的なことが一大要因であるものと、野口には思われてならない。それは、「デモクラシー」の訳語として、「民主々義」が適訳ならば問題はないが、果たしてそうであろうか。もちろん、これは、制度そのものが良いとか悪いとかいうものではなくて、「民主々義」という訳語に統一するに当たり、適切かつ十分な検討がなされたのかどうか、さらには、もしなされたとすれば、その検討過程と結果の問題である。これは、戦後すぐに出版され使われた、文部省著作の『民主主義』という教科書にその出発点があるのかもしれない。いずれにしても、「民主々義」という訳語が適切かどうかの検討は重要である。以下はその検討にいささかでも資すればと思う。

#### 注

- 1 下出隼吉, 『『鄰艸』 解題』, (『明治文化全集』 3, [政治編], 第3版, [昭和4年:1929年], 昭和42年:1967年, 日本評論社, 2頁。
- 2 吉野作造, 『『立憲政体略』 解題』, 『明治文化全集』, 5頁。
- 3 加藤弘之, 『鄰艸』, [文久元年:1861年], 『明治文化全集』, 3頁。ただし, 本書は, 当時には公刊されず, 写本として流通するだけにとどまった(下出隼吉, 『『鄰艸』 解題』, 6頁)。また, 引用文において, 政体を表す欧文は, 以下の書によった。加藤弘之, 『隣草』, [文久元年:1861年], 『日本の名著』 34, [西周, 加藤弘之], 中央公論社, 昭和46年:1971年, 313頁~314頁。なお, 『隣草』は「隣国である清朝の改革に託して, 立憲制, 特に, 議会制度をわが国に導入することを主張したものであって, 西洋の立憲制の導入を主張した点だけでなく, それをある程度まとまった形で紹介した点でも日本最初の文献であるといつてよいが, (ただし, 当時には公刊されず, 写本として流通するだけにとどまった) …」。植手通有, 「明治啓蒙思想の形成とその脆弱性—西周と加藤弘之を中心として」(『日本の名著』 34, ), 29頁。「写本」については, 下出隼吉, 『『鄰艸』 解題』, (『明治文化全集』 3), 4頁に詳しい。ただし, 後に明治に至りて, 何回か公刊されている。(下出隼吉, 『『鄰艸』 解題』, 2頁と4頁。
- 4 下出隼吉, 『『鄰艸』 解題』, 4頁。
- 5 Pieter Johannes Prinsen, *Geographische Oefeningen*, vierde druk ( Amsterdam : Johannes van der Hey en Zoomoman en Zoon., [1816:文化13年], 1834:天保5年)。

なお, このPieter Johannes Prinsen, *Geographische Oefeningen*は翻訳書であり, それは, 「幾何学地誌すなわち数理地理」についてはWilliam Gutrie (1708:宝永5年-70:明和7年)というイギリス人による著作*Geographical, historical and grammar*, 1770:明和7年の仏訳(1801:享和1年)からの蘭訳であり, 地誌については, ドイツ人のビュッシングA. Bushingu『新地誌』をより詳細な学習用に挙げ, 地図はアロースミスA. Arrowsmithの地図帳から20図を要約している高

等学校用教科書で、幕末日本人には最高級の地理書であった。(石山洋,「ちがくしょうそう 地学正宗」,日欄学会編,『洋学史辞典』,雄松堂出版,1984年:昭和59年,466頁。)

この英語原典Gutrie, *Geographical, historical and grammar*の発行は(London: Printed for J. Knox)である[[http://www.archive.org/details/cihm\\_16758](http://www.archive.org/details/cihm_16758), (accessed 2009/12/09).]が,そのフランス語訳,つまりPrinsen, *Geographische Oefeningen*,の原本は未だ不明である。

- 6 小関三英訳『新撰地誌』第二稿,上下,天保7年:1836年成稿。この翻訳書の原本は,渡辺華山写・校『新釈輿地図』や杉田玄端訳『地学正宗』と同じ鷹見家所蔵の第2版Pieter Johannes Prinsen, *Geographische Oefeningen*, tweede druk.(Amsterdam: Joanes van der Hey, 1817: 文化14年)である。これについては,石山洋,「字隣雋の地理書について」の「1. 三つの訳書の原典」(『蘭学資料研究会研究報告』第40号,1958: 昭和33年・12・20。)『蘭学資料研究会刊,『蘭学資料研究』第2巻,龍溪書舎,1986年: 昭和61年,297頁。),石山洋,「蘭学におけるオランダ地理学」(『地理学史研究』全二冊,第二集,臨川書店,昭和54年: 1979年,64頁,80頁~81頁。),および石山洋,「しんせんちし 新撰地誌」,日欄学会編,『洋学史辞典』,357頁をみられたし。なお,この小関三英訳『新撰地誌』第二稿は「自筆」であり「渡辺華山旧蔵書」でもある。国立国会図書館電子展示会『江戸時代の日欄放流』<http://www.ndl.jp/nichiran/index.html>, 13/16ページ, (accessed 2010/02/12)。
- 7 渡辺華山写・校,『新釈輿地図説』,全楽堂校本,天保年間: 1830年~1844年。本校本は,小関三英訳『新撰地誌』第二稿を渡辺華山が筆写し校正したもので,蛮者事件で捕らわれたとき,証拠品として没収された中にあり,現在国会図書館蔵。石山洋,「しんせんちし 新撰地誌」,日欄学会編,『洋学史辞典』,357頁。これは,「新釈輿地図説(渡辺華山手稿)」として「旧幕府引継書」(南和男,『江戸の社会構造』付編,塙書房,昭和44年: 1969年,805頁。)に記載されていることから,「手稿」であること,および旧上野帝国図書館所蔵であったことが分かる。「手稿」であることは国会図書館より取り寄せたマイクロフィルムによる複写でも「渡辺華山自筆」と記入されていることから分かる。もちろんその記入は華山本人によるものではなくて,図書館関係者の調査の結果によるものであろう。また,国立国会図書館電子展示会『江戸時代の日欄放流』<http://www.ndl.jp/nichiran/index.html>, 13/16ページ, (accessed 2010/02/12)。においても,「自筆」と明記されている。
- 8 杉田威卿,杉田玄端訳『地学正宗』,天真楼蔵版,嘉永4年: 1851年。
- 9 これについては,石山洋,「字隣雋の地理書について」の「1. 三つの訳書の原典」(『蘭学資料研究会研究報告』第40号,1958: 昭和33年・12・20。)『蘭学資料研究会刊,『蘭学資料研究』第2巻,龍溪書舎,1986年: 昭和61年,297頁。),および石山洋,「蘭学におけるオランダ地理学」(『地理学史研究』全二冊,第二集,臨川書店,昭和54年: 1979年,81頁。)をみられたし。
- 10 旧「上野帝国図書館」で「旧幕府引継書」の保管でも知られていたが,閉館され,その収蔵図書は現在国立国会図書館に収蔵されている。ただし, Pieter Johannes, *Geographische Oefeningen*, の3版と4版は「旧幕府引継書目録」に掲載されていないし,「上野図書館」への収蔵の経緯も明らかではない。
- 11 石山洋,「字隣雋の地理書について」,305頁。;石山洋,「蘭学におけるオランダ地理学」80頁。なお,このPieter Johannes, *Geographische Oefeningen*の第4版(注5)は,現在国会図書館に収蔵されていて,その複写されたものは入手可能であり,それによれば,「蕃書調所」の印影も

- 確認できる。それは、たとえば冒頭の頁にあり、その下に「国会図書館」(44, 4, 11)という日付の入った印影もある。
- 12 また、静岡県立中央図書館の「江戸幕府旧蔵図書目録(癸文庫目録)」には記載されていないが、「蕃書調所」蔵書であった書籍〔たとえば、Noa Webster, *An American Dictionary of the English Language* (Philadelphia: J.B.Lippincott, 1876: 明治9年).〕で、同じ静岡県立中央図書館に収蔵されているものもある。
- 13 Pieter Johannes Prinsen, *Geographische Oefeningen*, tweede druk, pag.61.; Pieter Johannes Prinsen, *Geographische Oefeningen* vierde druk, pag.65.
- 14 小関好義訳稿本, 『新撰地誌』第二稿(天保7年: 1836年), 頁数不記載。
- 15 杉田玄端訳, 『地学正宗』(嘉永4年: 1851年), 頁数不記載。これは東北大学図書館所蔵の書籍の複写によったが、便利なことに、マイクロフィルムに複写の際に、2頁を1枚に複写して、1枚毎に番号が付けられているので、頁数の代わりに、複写整理番号として、その数字を示す。(本書については以下同様) 複写整理番号1045。
- 16 渡辺崋山写・校, 『新釈輿地図』, 全楽堂校本, (天保年間: 1830年~1844年), 頁数不記載。
- 17 Pieter Johannes Prinsen, *Geographische Oefeningen*, tweede druk., pag.61.; Pieter Johannes Prinsen, *Geographische Oefeningen*, vierde druk, pag.66.
- 18 Pieter Johannes Prinsen, *Geographische Oefeningen*, tweede druk., pag.61.; Pieter Johannes Prinsen, *Geographische Oefeningen*, vierde druk, pag.66.
- 19 小関好義訳稿本(自筆), 『新撰地誌』第二稿, 頁数不記載。なお、せっかくの「稿本」なので、「政体論」のうち、注14に引用の3分類と、この(19)2分類について草されている部分を下に添付する。この書は、前述のように「渡辺崋山旧蔵書」でもある。

「リベリニクスホルム」<sup>治</sup>三種あり「ヨシバルデ・モナルカール」  
 他國<sup>皇帝</sup>を受けば獨<sup>立</sup>して「ベバルデ・モナルカール」<sup>他國の命</sup>を養ふ云  
 國民を治るさいふ  
 「レピユブリケイニス」又「ゲメー子ベストゲレニド」<sup>國の豪傑相識</sup>て治る云  
 豊ろり  
 「レピユブリーキ」又「ゲメー子ベスト」ハ二種あり其ハ一ハ國  
 中年輩の人を<sup>建</sup>て會主とる一以て<sup>衆</sup>を養ふ所と  
 以て是を「アリスト・カラチス」ト名<sup>ツ</sup>く其ハ材智  
 兼徳の人を撰て會主と<sup>は</sup>是を「デモクラチス」と  
 名<sup>ツ</sup>く

20 杉田玄端訳『地学正宗』、頁数不記載。複写番号1046。なお、この全文を示せば次の通りである。

合衆議定ノ國に於イテハ。或ハ其ノ族ニテ。年庚幾許人ヲ定メテ政律ヲ議セシメ或ハ全国ノ内。誰何ヲ撰ハズ唯幾件ノ才能アル人ヲ定メテ會主ナス。甲ヲ「アリストカラチセ政法ト名ツケ。乙ヲ「デモカラチセ政法ト名ツク<sup>按合衆議定ノ國。其の會主ヲ稱シテ伯理?天德トイフ。</sup>

21 渡辺崋山写・校、『新釈輿地図』、頁数不記載。

これは前述のように、崋山自身が、小関好義訳稿本（自筆）、『新撰地誌』第二稿、（天保7年：1836年）を筆写し校正した「自筆」によるものがあるが、政体論のうち注16に引用の3分類と、ここ（注21）の2分類について書かれている部分を下に添付する。

渡辺崋山写・校（自筆）『新釈輿地図』校本、（天保年間…1830年～1844年）より  
「政体論」の部分

一、ローゲリシクスホルム 治體 三種あり（一）ローバール  
 モナルカール、他國の命を受け治獨立して  
 （二）ローバールモナルカール、他國の命を公認して治獨立して  
 ケーザーバストゲシンド、國の君主傑相を是とす  
 （三）ローバールモナルカール、又ゲーザーバストを二種あり其  
 一、國中年長の人を建て會主とすし以て命  
 を受る所と次是を（一）アリスとカラキスと名く其  
 一、材智兼徳の人を撰て會主と次是を  
 （二）モクラキスと名く

- 22 渡辺崋山, 『外国事情書』, [天保10年:1839年], 『日本思想史大系』55, 佐藤章介校注, 岩波書店, 昭和46年:1971年, 21頁。; 渡辺崋山, 『外国事情書』, [天保10年:1839年], 佐藤章介訳, 『日本の名著』25, [渡辺崋山 高野長英], 中央公論社, 昭和47年:1972年, 140頁。
- 23 Maurice Block, *Die Machtstellung der europaischen Staaten*, 1862. 普羅克プラング著, 加藤弘蔵訳, 『西洋各国盛衰強弱一蘭表』, 中外堂 上州屋惣七, 慶応3年:1867年, <http://www.iic.tuis.ac.jp/edoc/collection/rare/seiyokakkoku/9.html>(accessed 2006/10/20).
- 24 普羅克プラング著, 加藤弘蔵訳, 『西洋各国盛衰強弱一蘭表』, <http://www.iic.tuis.ac.jp/edoc/collection/rare/seiyokakkoku/9.html>(accessed 2006/10/20). (この書については京都大学附属図書館蔵のもの, みるができる。)
- 25 これは、『立憲政体略』の「小引」に次のように記してあるのをみれば明らかである。
- 一 余さきに『鄰草』と題せる書を著して, あらまし政体につきて論ぜしが, なお初学の著なれば, 文きわめて拙く, 論きわめて粗なるをもって, なお別に『立憲政体論』と題せる書を著して, 詳らかに論ぜんと欲し, すでに去々年稿を起こせしに, 爾後公私多事にして稿いま

だ半ばにいたらず。よっておもうに、詳を求めて成功のすみやかならざるは、むしろ略にして成功のすみやかなるにしかずと。ここにおいてまずその略を取らんと決し、数日前より公務の余暇をぬすみて筆を採り、もってこの小冊子を著し、題して『立憲政体略』という。なお暇日を得て『政体論』をおえ、もってその詳を尽くさんと欲す。

- 一 立憲政体とは公明正大・確然不拔の国憲を制立し、民と政をもとにし、もって真の治要を求むるところの政体をいうなり。立憲政体に二類あり。本文に詳らかなり。

慶応四年戊辰（一八六八）七月

加藤弘蔵誌

（加藤弘蔵，「小引」，『立憲政体略』，慶応4年：1868年，『日本の名著』34，〔西周，加藤弘之〕，331頁。〔引用は本書より〕；加藤弘蔵，「小引」，『立憲政体略』，慶応4年：1868年，『明治文化全集』3，〔政治編〕，17頁。）

なお、ここで、ついでに、よけいな部分まで入れ「小引」全てを引用したのは、本書は『立憲政体略』とある通り「略」であって、他日『政体論』あるいは『立憲政体論』を書き上げる予定であり、「もってその詳を尽くさんと欲す。」とあるように、本当はその書においてこそ加藤の詳細な「政体論」を知ることができたであろうからである。ただし残念ながら、「之は遂に果たされていない。」（吉野作造，『立憲政体略』解題，『明治文化全集』3，〔政治編〕，5頁。この件について、なお、詳しくはこの「解題」を読まれたし。）

- 26 吉野作造，『万国公法』解題，『明治文化全集』13，〔法律編〕，日本評論社，昭和4年：1929年，13頁。；和蘭畢洒林氏，西周助訳，『万国公法』，慶応4年：1868年，『明治文化全集』13，〔法律編〕，16頁。『日本の名著』34，〔西周 加藤弘之〕，中央公論社，昭和46年：1971年，516頁。
- 27 和蘭畢洒林氏，西周助訳，『万国公法』，〔慶応4年：1868年〕，『明治文化全集』13，〔法律編〕，25頁。この本文は次の通り。

第十六節 此王禮方今に在りては諸国其君主として帝若くは王若くは大公を戴く者には皆是を帰し（帝と王との尊号方今にては更に差別無し大公爵又是に同じ唯公爵以下王禮を享るの例にあらす）併に民主の国へも是を帰するを以て常習とす。

- 28 和蘭畢洒林氏，西周助訳，『万国公法』，25頁。この本文は次の通り。

第十七節 歐羅巴洲内唯数国，十分特立自主の権を有せず，半主の国たる者あり（第一章）○多惱河に沿ふ三侯国襍拉幾摩爾達寒爾維及ひ蒙的尼副王国，埃及（以上四国皆土耳其に隸する半主の国），公国摩約哥（法朗西南境に在る一小都），小侯国キニップハウセン）日耳曼同盟国内俄定堡に属する一小邑），民主国波里薩（奥地利国達馬西中にある一小邑）皆是に属す

- 29 大久保利兼，「解説」，大久保利兼編著，『幕末和蘭留学関係史料集成』，雄松堂書店，昭和57年：1982年，942頁～943頁。
- 30 Simon Vissering, *Volkenregt*（フィッセリング口授，津田真道筆記をタイプかしたもの），大久保利兼編著，『幕末和蘭留学関係史料集成』，雄松堂書店，昭和57年：1982年，p.44。念のため原文の掲げれば，次の通りであり，「民主国波里薩republieke Poglirza」は，「エジプト」，「モナ

コ], や「キニップハウセン」などとともに 読み取れる。

§ 17

Eenige staten worden wel in Europa gevonden die geene volkomene onafhankelijkheid en soevereiniteit bezitten (De donauw vorstendommen Wallachije en Mordavie, zoo ook Servie en Mont negro Egypte Monaco, de heerlijkheid Kniphhausen de republieke Pogirza en Darmatie)

- 31 大久保利兼, 「解説」, 大久保利兼編著, 『幕末和蘭留学関係史料集成』, 944頁。
- 32 すなわち, 「政治に三様あり曰く立君モナルキ, 禮樂征伐一君より出づ曰く貴族合議アリストカラシ国内の貴族名家相集いて国政を行ふ曰く共和政治レホブrik, 門地貴賤を論ぜず人望の属セル立て、主長となし, 国民一般と協議して政を為す…」とある(福沢諭吉, 『西洋事情』「初編」, 巻之一, 慶応2年:1866年, 『福沢諭吉全集』第一巻, 国民図書, 大正15年:1926年, 303頁。)
- 33 津田真一郎訳, 『泰西国法論』, [江戸開成所, 慶応4年:1868年], 『明治文化全集』13, [法律編], 65頁, 66頁。
- 34 吉野作造, 「『性法略』・『万国公法』・『泰西国法論』 解題」, 『明治文化全集』13, [法律編], 9頁。なお, 少し長いが, 当時の状況と, 話題の3書についての評価もよく分かるので, 以下に吉野の「解題」冒頭の全文を引用しておく。

『性法略』は神田孝平の訳, 『万国公法』は西周助(後ち周と称す)の訳, 『泰西国法論』は津田真一郎(後ち真道と称す)の訳, 共に, 和蘭ライデン大学の教授畢酒林博士の口授を筆記せる稿本を原本とするその口授を受けたのが前記西・津田の両先生。之れがそもそも我国より海外に派遣された最初の留学生である。従つてまた右三部の書は我国に於いて西洋法政の学を紹介せる最も古きものに属すること勿論であるが, 両先生が帰朝の後多大の影響を当年の有識階級に与へた点などをも思ひ合わせると, その思想の根底を為すこの三部の書は, 明治文化の由来を考察する者に取て亦看過すべからざる貴重文献と謂はねばならぬ。尤も当時早く既に西洋の法政思想を紹述せる書物は外にもあつた。文久元年に書いたと云ふ加藤弘之先生の『鄰草』の如きは, 仮令限られたる少数友人の間に転誦されたに止まるにしろ, 洋学者間には相当に知られてゐたらしく, 慶応二年:1866年に初篇を出した福沢先生の『西洋事情』に至つては, 都鄙を通じ素晴らしい勢で読まれたことは普く人の知る所である。併し乍ら之等は唯大体の形勢を述べたものに過ぎず, 従つて啓蒙的の効はあつたらうが, 思想的に, 能く物の筋道を呑み込ませると云ふ類のものではない。この点になると茲に我々の話題に上る三部の書がなんと謂ても暗黒をてらす唯一の光明であつた。当時の人がよく之を理解し得たかどうかは問題だが, 兎に角一貫した系統の下に社会生活の法律的基準を説示せる最初の古典として, 我々は丁寧之を保存し又細密に之を味読するの必要があると思ふ。(吉野作造, 「『性法略』・『万国公法』・『泰西国法論』 解題」, 『明治文化全集』13, [法律編], 9頁。)

- 35 神田孟恪訳, 『性法略』, [紀伊国屋源兵衛発兌, 明治4年:1871年], 『明治文化全集』13, [法律編], 1頁—13頁。
- 36 津田真一郎訳, 『泰西国法論』, [江戸開成所, 慶応4年:1868年], 『明治文化全集』13, [法律編], 91頁。

- 37 津田真一郎訳、『泰西国法論』， 91頁。
- 38 津田真一郎訳、『泰西国法論』， 91頁。
- 39 津田真一郎訳、『泰西国法論』， 92頁。
- 40 吉野作造，「『立憲政体略』 解題」，『明治文化全集』 3，〔政治編〕， 6頁。なお引用文の前の， 以下の指摘も重要である。

我国に於て立憲政体の何物たるを紹述し且つ之を推奨した著書としては之が一番古い。之より二年前に出た福澤諭吉の『西洋事情』も全然此事を説かぬではないが，主力を一般西洋文化の紹介に注いで居るので政体を論じたものとして取扱ふことは出来ない。

…

『立憲政体略』は今日の人には悉く分り切つた事のみであるが，封建時代から抜け出たばかりの人達には恐らく異常の感動を与へたことであらう。立憲政体の諸形態を論ずる裡に自ら近代民主政治の明るい方面を瞥見せしめ，殊に終りの方に於て私権の項目を列挙せるあたり，欺くの如き至せり尽せる政治は古来の聖人君子の仁政の理想にも無い事だと，多くの士人感嘆せしめたに相違ない。是れ本書が今日我々が想像する以上の絶大の影響を当年の読書人に与へたと云はるる所以である。

本書は著書立言の態度に於て多くの人々を感動せしめしのみならず，記述の簡潔正確なる点に於て亦立憲政体に関する正しき知識を拓布するに大なる貢献をなした。訳字に多少今日に見慣れぬ変なものはあるが，之を置き換へると其儘之を今日の初級学校の教科書としても用ふるに堪へる。六十年以前に於て之れ程要領を得た簡明にして洩す所なき記述を見せたのは，以て加藤先生の造詣の凡ならざるを證するに足りる。内容に就ては今日では分り切つた事ばかりだから茲に紹介はせぬ。訳語に変なのがあると申したが，併し大部分は其儘又は多少の修改を経て今日に通用して居る様である。政治公法に関する學術上の術語は本書その他の著作に依て最も多く加藤先生に依て作られたと云はれて居る。今日に通用を見なくなつた辞で其後可なり長い間政界学会の論客に依て襲用されたことは当時の新聞雑誌等を見ればよく分る。(吉野作造，「『立憲政体略』 解題」，『明治文化全集』 3，〔政治篇〕， 5頁～6頁。)

また，ここで，吉野作造が「民主政治」という用語を使っていることにも留意する必要がある。

- 41 田畑忍，加藤弘之の国家思想』，河出書房，昭和14年：1939年， 21頁。
- 42 加藤弘蔵，『立憲政体略』，『明治文化全集』 3，〔政治篇〕， 18頁。；加藤弘蔵，『立憲政体略』，『日本の名著』 34，〔西周，加藤弘之〕， 332頁。
- 43 加藤弘蔵，『立憲政体略』，『明治文化全集』 3，〔政治篇〕， 20頁。；加藤弘蔵，『立憲政体略』，『日本の名著』 34，〔西周，加藤弘之〕， 332頁。
- 44 加藤弘蔵，『立憲政体略』，『明治文化全集』 3，〔政治篇〕， 22頁。；加藤弘蔵，『立憲政体略』，『日本の名著』 34，〔西周，加藤弘之〕， 338頁～339頁。
- 45 加藤弘蔵，『立憲政体略』，『明治文化全集』 3，〔政治篇〕， 20頁。；加藤弘蔵，『立憲政体略』，『日本の名著』 34，〔西周，加藤弘之〕， 334頁。
- 46 加藤弘之，『新政大意』，[明治3年：1870年]，『明治文化全集』 2，〔自由民権篇〕，日本評論社，昭和2年：1927年， 95頁， 96頁。；加藤弘之，『新政大意』，[明治3年：1870年]，『日本の名著』 34，〔西周，加藤弘之〕， 359頁。

- 47 加藤弘之, 『新政大意』, 『明治文化全集』 2, 96頁。: 『日本の名著』 34, 360頁。
- 48 イ, カ, プンチュリ著, 加藤弘之訳, 『国法汎論』, 『明治文化全集』 補卷(二), 〈国法汎論〉, 33頁。
- 49 イ, カ, プンチュリ著, 加藤弘之訳, 『国法汎論』, 『明治文化全集』 補卷(二), 〈国法汎論〉, 33頁。
- 50 イ, カ, プンチュリ著, 加藤弘之訳, 『国法汎論』, 『明治文化全集』 補卷(二), 〈国法汎論〉, 33頁。
- 51 イ, カ, プンチュリ著, 加藤弘之訳, 『国法汎論』, 『明治文化全集』 補卷(二), 〈国法汎論〉, 33頁。
- 52 イ, カ, プンチュリ著, 加藤弘之訳, 『国法汎論』, 『明治文化全集』 補卷(二), 〈国法汎論〉, 34頁, 61頁。
- 53 イ, カ, プンチュリ著, 加藤弘之訳, 『国法汎論』, 『明治文化全集』 補卷(二), 〈国法汎論〉, 60頁, 62頁。
- 54 イ, カ, プンチュリ著, 加藤弘之訳, 『国法汎論』, 『明治文化全集』 補卷(二), 〈国法汎論〉, 33頁。
- 55 Johann Kaspar Bluntschli, *Allgemeines Staatsrecht*, dritte umgearbeitete Auflage, Zweiter Band. (München: Letratrisch-Artistische Anstalt, 1863: 文久3年), S.9.
- 56 Johann Kaspar Bluntschli, *Allgemeines Staatsrecht*, S.11.
- 57 Johann Kaspar Bluntschli, *Allgemeines Staatsrecht*, S.48.
- 58 Johann Kaspar Bluntschli, *Allgemeines Staatsrecht*, S.7, 46.
- 59 Johann Kaspar Bluntschli, *Allgemeines Staatsrecht*, S.45.
- 60 美国人ランソム ギルレット著, 中村正直訳, 『共和政治』, 同人社, 明治6年: 1873年, 一一二下。頁数不記載。これは, トクヴィルToquevilleの*Democracy in America*を「亜墨利加民政」と訳しているので原著にあたる必要はない。なおこの原著は, Ransom Hooker Gillet, *The Federal Government*, 1871: 明治4年で, 原著は57章あるが, 訳は第25章までである。(荻原隆, 『中村敬字研究 — 明治啓蒙思想と理想主義 —』, 早稲田大学出版部, 1990年: 平成2年, 274頁。)
- 61 黒田行元, 「凡例」, 『政体新論』, 京都, 文求堂, 明治7年: 1874年。http://kindai.gop.jp/BIPibDetail. (accessed 2009/09/03).
- 62 黒田行元, 「凡例」, 『政体新論』。
- 63 黒田行元, 「凡例」, 『政体新論』。この「凡例」においては4点が誌されていて, この引用の前に2点, 後に1点がある。それらは, 本文の引用文と共に本書を理解する上で重要である。それらは次の通りである。(振り仮名は一部を除き省略)
- 一 訳書ヲ読ムノ法佛書ヲ読ムト同一轍ニシテ必先名目ヲ解スベシトヘバ政学書の民政民法公権私権ノ類従来支那の文例ヲ以解スレバ大ニ原意ト差ヘリ
  - 一 支那ノ書ハ訳ヲ待タザル者多シ孝悌仁義ノ如キ和訓ナキヲ以知ルベシ佛教モ亦コノ例多シ  
アビバツチアノクダラ  
阿鞞跋致阿耨多羅ノ類ノ如シ特リ洋文ニハ地名人名ノ外大抵訳セザル者ナシ故ニ名目ヲ詳ニスルノ最急務ナリ
  - 一 凡ソ外国の書ヲ翻訳スルハ本国ノ語ニ改ムルナレバ更ニ注解ニオヨバザル筈ナリ然ルニ支那ニモ一切経音義ノ書アリテ経ノ字義ヲ明ニセリ加之儒家ニモ音義ヲ用井テ字義を證

また、以下は同じ書物に収められているもので、当時の知識人の代表的認識であるとか、典型的認識であるかどうかは、全く分からず、そのようなことをいうつもりもない。ただ単に1知識人の1認識に過ぎないものではあるとしても、知ることができることは貴重なことである。それは次のようなものである。(これも、振り仮名は省く)

### 民政

民政旧訳ニ共和政治ト云イ新訳ニハ又多頭政治トモ云ヒ新訳ニハ又多頭政治トモ云フ亦政体ノ名ニシテ最モ解シ難キ語ナリ支那ノ語法ヲ以解スレバ馬世鹽政漕農政等ノ語アルニ由リ民政ト言ヘバ必ズ経世民事ノ政ト思フベケレドサニアラズシテ国民ノ政權ヲ執ルヲイフナリコレ誠ニ人ノ聞ヲ駭カス所ナリ昔事支那ニ於テ母后朝ニ臨み大臣權ヲ専ラニスルサヘ尚有道ノ世トセズ況シテ民ハ無知ノ称ナリ為ンゾ能ク国政ヲ執ルヲ得ンヤ然ルニ文明ノ諸国民政ノ政体ヲ用ル国アルハ即チ億兆ノ上ニ君主ナク民ノ政權ヲ掌握スル者アレバナリ即チコレヲ民政トイフ民政ニ甲乙ノ兩種アリ甲ヲ貴顯専治ト云フ國中貴戚顯族数員累世政權ヲ掌握スル者ヲ云フ即チ貴顯天下ヲ私有スルナリ(頼裏ノ新策法律改革ノ篇ニ天下之論民政者ト云フ語アリコレ亦一證ナリ)

乙ヲ万民共治ト云國中君臣尊卑ノ別ナク惟有徳ノ君子一人若クハ数名撰擇セラレテ政權ヲ掌握ス但シ上下同治ノ如ク亦公明正大確然不拔ノ国權ヲ制立シ万機此国權ニ則ラザルモノトク且ツ国内庶民ヲシテ、国事ニ參預スルノ權ヲ有セシムル者ヲ云フ古昔モモノ制アレバ国權ヲ立ラズ由テ立憲ノ名ナシ

### 以下省略

この省略した部分には「花旗国及<sup>アメリカ</sup>ヨ<sup>ヨ</sup>スウヰツルトウ<sup>ス</sup>等」の政体について当時としてはかなり正確な記述がなされている。この引用文からも分かるように、省略した部分を含め、「民政」全体の記述は、加藤弘蔵(弘之)の諸著作の影響が、省略した部分については特に『立憲政体略』の影響が色濃く、窺える。

なお、この書の目次には、「民政」以外に、「封建」、「郡縣」、「君政」、「立憲」、「議院」、「政權」、および「民権」がある。

- 64 加藤弘之、『国体新論』，[明治8年：1875年]，『明治文化全集』2，〔自由民権篇〕，日本評論社，昭和2年：1927年，112頁；『日本も名著』34，〔西周 加藤弘之〕，384頁。
- 65 加藤弘之、『国体新論』，『日本の名著』34，〔西周 加藤弘之〕，384頁。
- 66 加藤弘之、『国体新論』，『明治文化全集』2，〔自由民権篇〕，114頁；『日本の名著』34，〔西周 加藤弘之〕，387頁。
- 67 加藤弘之、『国体新論』，『明治文化全集』2，〔自由民権篇〕，119頁；『日本の名著』34，〔西周 加藤弘之〕，396頁。
- 68 加藤弘之、『国体新論』，『明治文化全集』2，〔自由民権篇〕，119頁；『日本の名著』34，〔西周 加藤弘之〕，396頁。
- 69 加藤弘之、『国体新論』，『明治文化全集』2，〔自由民権篇〕，120頁；『日本の名著』34，〔西周 加藤弘之〕，399頁。
- 70 加藤弘之、『国体新論』，『明治文化全集』2，〔自由民権篇〕，121頁；『日本の名著』34，

- [西周 加藤弘之], 400頁。
- 71 加藤弘之, 『国体新論』, 『明治文化全集』 2, [自由民権篇], 125頁; 『日本の名著』 34, [西周 加藤弘之], 405頁。
- 72 加藤弘之, 『国体新論』, 『明治文化全集』 2, [自由民権篇], 125頁; 『日本の名著』 34, [西周 加藤弘之], 4006頁。
- 73 加藤弘之, 『国体新論』, 『明治文化全集』 2, [自由民権篇], 125頁; 『日本の名著』 34, [西周 加藤弘之], 406頁。
- 74 加藤弘之, 『国体新論』, 『明治文化全集』 2, [自由民権篇], 126頁; 『日本の名著』 34, [西周 加藤弘之], 407頁。
- 75 加藤弘之, 『国体新論』, 『明治文化全集』 2, [自由民権篇], 126頁; 『日本の名著』 34, [西周 加藤弘之], 407頁。
- 76 加藤弘之, 『国体新論』, 『明治文化全集』 2, [自由民権篇], 126頁; 『日本の名著』 34, [西周 加藤弘之], 407頁。
- 77 加藤弘之, 『国体新論』, 『明治文化全集』 2, [自由民権篇], 125頁; 『日本の名著』 34, [西周 加藤弘之], 405頁。
- 78 加藤弘之, 『国体新論』, 『明治文化全集』 2, [自由民権篇], 121頁; 『日本の名著』 34, [西周 加藤弘之], 400頁。
- 79 加藤弘之, 『国体新論』, 『明治文化全集』 2, [自由民権篇], 123頁; 『日本の名著』 34, [西周 加藤弘之], 403頁。
- 80 このようなことは, 明治15年:1882年に刊行された『人権新説』においても, 「希臘ニテ最モ文明ト称セラレタル雅典ノ如キハ国民悉皆政權ニ参与スルヲ得ル所ノ共和国タリシモ」といわれている(加藤弘之, 『人権新説』, 『明治文化全集』 2, [自由民権篇], 358頁。; 『日本の名著』 34, [西周 加藤弘之], 414頁。)
- 81 ビーデルマン著, 加藤弘之訳, 『各国立憲政体起立史』, 明治8年:1875年, 「凡例」。頁数不記載。
- 82 Karl Bidermann, *Die Repraesentativ=Verfassung mit Volkswalen : dargestellt und geschichtlich Entwickelt Zusammenge mit den politischen und sozialen Zuständen der Völker* (Leipzig : Brockhaus, 1864 : 元治1年)。
- 83 孟德斯鳩著, 阿礼之訳, 『万法精理』, 明治9年:1876年, 第二卷第二面。頁数不記載。
- 84 孟德斯鳩著, 阿礼之訳, 『万法精理』, 第二卷第二面。頁数不記載。
- 85 Baron de Montesquieu, *The Spirit of Laws*, trans. Thomas Nugent, with an introduction by Franz Neumann (New York : Hafner Oress, [1748 : 寛延1年], 1949 : 昭和24年), p.107. なお, 英訳原典の底本については, 野口忠彦, 「モンテスキューの『法の精神』における'principal'の意味について—— 代表研究の立場から ——」, 『行動科学研究』, 第30号, 1990年:平成2年の注7)をみられたし。
- 86 Baron de Montesquieu, *The Spirit of Laws*, trans. Thomas Nugent, p.107.
- 87 ジェイムズ, プライス著, 人見一太郎訳, 『平民政治』, 民友社, 明治23年:1890年, たとえば, 2317頁, 2349頁, 2373頁, 2671頁。
- 88 James Bryce, *American Commonwealths*, New Edition, 2 vols., vol. II, (New York : Macmillan, [1889 : 明治22年], 1911 : 明治44年), pp.613, 630, 6426, 822.

- 89 John W. Burgess, *Political Science and Comparative Constitutional Law*, 2 vols., Vol. 1 : Sovereignty and Constitutional Law ; vol. 2 : Government, ( [Boston : Ginn, 1 8 9 3 : 明治26年], Buuffalo, New York : William S. Hein, 2 0 0 0 : 平成12年), vol. 1, pp. 3, 8.
- 90 ジオン, ダブリユ, バルジエス原著, 高田早苗, 吉田己之助共訳, 『政治学及比較憲法論』下巻, 早稲田叢書, 早稲田大学出版部, 明治35年:1902年, 2頁, 6頁。
- 91 *The Dialogues of Plato*, 5vols., Third Edition, Translated into English with analyses and introduction by B.Jowett, vol.3, (London : Oxford University Press, Humphrey Milford, [ 1 8 7 1 : 明治4年], 1 8 9 2 : 明治25年), PP.2 6 4, 2 6 5.
- 92 プラトーン, 木村鷹太郎訳, 『理想国』, 『プラトーン全集』全五巻, 第二巻, 真善美協会, 明治39年:1906年, 5 8 6頁, 5 8 7頁。
- 93 矢野龍溪, 『経国美談』前篇, [明治16年:1883年], 『明治文学全集』15, [矢野龍溪集], 筑摩書房, 昭和46年:1971年, 7 4頁。この書には『人身協同』と言う言葉も使われている(73頁)。
- 94 東海散士, 『佳人ノ奇遇』巻一, [明治18年:1885年10月, 博文館], 『明治文学全集』6, [明治政治小説集](二), 筑摩書房, 昭和42年:1967年, 8 5頁。
- 95 人見一太郎, [『第二の維新』, 明治26年:1893年2月], 『明治文学全集』36, [民友社文学集], 筑摩書房, 昭和45年:1970年, 1 4 8頁, 1 7 0頁。
- 96 山路愛山, 「徳川時代の民政」, [『独立評論』大正2年:1913年9月], 『明治文学全集』35, [山路愛山集], 筑摩書房, 昭和40年:1965年, 2 7 9頁。
- 97 山路愛山, 「序論」, [明治26年:1893年3月1日], 『明治文学全集』35, [山路愛山集], 1 9 0頁。
- 98 中村正直, 「西學一斑」, [『明六雑誌』第11号, 明治7年:1874年6月], 山室信一・中野目徹校注, 『明六雑誌』(上中下), (上), 岩波文庫, 岩波書店, 1 9 9 9年:平成11年, 4 0 0頁; 『明治文学全集』3, [明治啓蒙思想集], 筑摩書房, 昭和42年, 2 9 4頁。
- 99 官野すが子, [明治四十四年:1911年一月廿三日, 『死出の道艸』(獄中手記), 神崎清編註・佐和慶太郎蔵], 『明治文学全集』96, [明治記録文学集], 昭和42年:1967年, 3 4 5頁。
- 100 笹川臨風, 『明治還魂紙』, [昭和21年:1946年6月], 『明治文学全集』99, [明治文学回顧録集], 昭和55年:1980年, 1 4 2頁。
- 101 内藤湖南, 「社会主義を執れ」, [『亜細亞』54号, 明治25年:1892年8月29日], 『明治文学全集』37, [政教社文学集], 昭和55年:1980年, 3 7 6頁。
- 102 内田魯庵, 「時分小言」, 『文藝倶楽部』, [明治33年:1900年1月~10月], 『明治文学全集』24, [内田魯庵集], 筑摩書房, 昭和53年:1978年, 2 2 1頁。
- 103 徳富蘇峰, 『新日本之青年』三版, [明治20年:1887年], 『明治文学全集』35, [徳富蘇峰集], 筑摩書房, 昭和49年:1974年, 1 3 3頁。
- 104 加藤弘之, [『国体新論』], 発兌稲田佐兵衛, 明治8年:1875年], 『明治文学全集』3, [明治啓蒙思想集], 1 6 7頁。
- 105 廣津柳浪, 『女子参政辰中楼』, [『東京絵入り新聞』, 明治20年:1887年以来], 『明治文学全集』19, [廣津柳浪集], 筑摩書房, 昭和45年:1970年, 1 3 3頁。
- 106 上田敏, 「うずまき」, [『国民新聞』, 明治43年:1910年1月1日~3月2日], 『明治文学全集』31, [上田敏集], 筑摩書房, 昭和41年:1966年, 3 7 7頁。

- 107 中江兆民, 『三粹人経綸問答』, [集成社, 明治20年:1887年]『明治文学全集』13, [中江兆民集], 筑摩書房, 昭和42年:1967年, 101頁。
- 108 加藤弘之, [『国体新論』, 114頁。
- 109 内村鑑三, 「詩人ワルト ホイットマン」, [『襟林集』, 明治43年:1910年], 『明治文学全集』39, [内村鑑三集], 筑摩書房, 昭和42年:1967年, 133頁。
- 110 土井晩翠, 「馬然の夢」, 『天地有情』, [博文館, 明治32年:1899年], 『明治文学全集』58, [土井晩翠・薄田泣菫・蒲原有明集], 筑摩書房, 昭和42年:1967年, 133頁。
- 111 中江兆民, 『三粹人経綸問答』, 101頁, 124頁。
- 112 田中智学, 『本化攝折論』, [明治35年:1902年], 『明治文学全集』87, [明治宗教文学集(一)], 筑摩書房, 昭和44年:1969年, 188頁。
- 113 木下尚江, 『夫の告白』, [明治37年:1904年], 『明治文学全集』45, [木下尚江集], 筑摩書房, 昭和40年:1965年, 7頁。
- 114 山路愛山, 『社会主義管見』, [明治39年:1906年], 『明治文学全集』35, [山路愛山集], 筑摩書房, 昭和40年:1965年, 93頁。
- 115 中澤臨川, 『自然主義汎論』, [明治43年9月, 『早稲田文学』], 『明治文学全集』50, [金子筑水・田中玉堂・片山孤村・中澤臨川・魚住折蘆集], 筑摩書房, 昭和49年:1974年, 251頁。
- 116 白柳秀湖, 『黄昏』, [明治42年:1909年], 『明治文学全集』83, [明治社会主義文学集(一)], 筑摩書房, 昭和40年:1965年, 85頁。
- 117 中澤臨川, 「現代文明を評し, 当来の新文明を卜す」, [『中央公論』大正新機運号, 大正4年:1915年7月], 『明治文学全集』50, [金子筑水・田中玉堂・片山孤村・中川臨戦・魚住折蘆集], 筑摩書房, 昭和49年:1974年, 279頁。
- 118 ケーベル, 久保勉訳, 『隨筆集』, [1918年:大正7年], 『明治文学全集』49, [ベルツ・モース・モラエス・ケーベル・ウオシュバン集], 筑摩書房, 昭和43年:1968年, 311頁。
- 119 幸徳傳次郎(秋水), 「余は如何にして社会主義者となりし乎」, [『週間平民新聞』明治37年:1904年1月17日, 近代史研究所, 近代史研究所叢刊], 『週間平民新聞』(全六十四号), 湖北社, 1982年:昭和57年。
- 120 中澤臨川, 「現代文明を評し, 当来の新文明を卜す」, [『中央公論』大正新機運号, 大正4年:1915年7月], 『明治文学全集』50, [金子筑水・田中玉堂・片山孤村・中川臨戦・魚住折蘆集], 筑摩書房, 昭和49年:1974年, 279頁。
- 121 広池千九郎, 『東洋法制史序論』, 早稲田叢書, 早稲田大学出版部, 1905年:明治38年。  
<http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/24).
- 122 セーニョーボー著, 煙山専太郎訳, 『現代文明史』大日本文明協会, 明治42年:1909年。  
<http://kindai.ndl>. <http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/24).
- 123 宇野哲人, 『東洋哲学大綱』, 國學院大學出版部, 明治44年:1911年。<http://kindai.ndl.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/24).
- 124 井上友一, 『都市行政及法制』, 博文館, 明治44年:1911年。<http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/24).
- 125 正岡猶一, 『大米国』, 誠文堂書店, 大正3年:1914年。<http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/24).
- 126 大津淳一郎, 『肇国の本義』, 柗木書院, 大正4年:1915年。<http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>.

- php, (accessed 2009/08/24).
- 127 ジョセフ・バルテルミイ著, 司法省調査課訳, 『司法資料 第78号: 仏蘭西の政治組織』, 司法省調査課, 大正14年:1925年。http://kindai.ndl.go.jp/BIBidDetail.php, (accessed 2009/08/24).
- 128 ロバート・モーリス著, 田中達訳, 『生物界と人生』, 大日本文明協会, 大正7年:1918年。http://kindai.ndl.go.jp/BIBidDetail.php, (accessed 2009/08/24).
- 129 弘津弘信, 『自主の権』, 山城屋政吉, 明治6年:1873年。http://kindai.ndl.go.jp/BIBidDetail.php, (accessed 2009/08/24).
- 130 大谷仁兵衛等, 『民権大意』, 竹中氏蔵版, 明治7年:1874年。http://kindai.ndl.go.jp/BIBidDetail.php, (accessed 2009/08/24).
- 131 大槻文彦, 『大言海』第三卷, 富山房, 昭和9年:1934年, 507頁。
- 132 堺屋太一『東大講義録』, 講談社, 2003年:平成15年, 90頁。
- 133 P.G.J. van Sterkenburg, W.J.Boot, 財団法人日蘭学会監修, 『講談社オランダ語辞典』, 講談社, 1994年:平成6年, 656頁。なお, これらについては, 齊藤剛, 『明治の言葉——文明開化と日本語事実——』, においても, 同じような指摘がある(118頁)。すなわち, 次の通りである。

「王ナクシテ支配サル、国」(吉雄永保等, 『道訳法見馬』文化十三年〈一八一六〉「国に伝統の主なく, 國中世家相共に政を為すを名づく, 猶共治國と云ふが如し」(青地林宗『輿地誌略』)

「会議〈サウタン〉共治〈トモニヲサメル〉「共治國」(渡辺崋山『外国事情書』)

- なお, 『講談社オランダ語辞典』と齊藤剛, 『明治の言葉——文明開化と日本語事実——』に引用された記述は, 次の書に記載あり。『ヘンドリック・ズーフ編著, 『道訳法見馬』第2巻, [天保4年:1833年], 『近世蘭学資料第Ⅲ期』, ゆまに書房, 506頁。; 青地林宗, 『輿地誌略』, [文政9年:1826年], 『文明源流叢書』第一, 国書刊行会, 大正2年:1913年, 318頁。; 渡辺崋山, 『外国事情書』, [天保10年:1839年], 『日本思想史大系』55, 佐藤章介校注, 岩波書店, 昭和46年:1971年, 21頁。; 渡辺崋山, 『外国事情書』, [天保10年:1839年], 佐藤章介訳, 『日本の名著』25, 〈渡辺崋山 高野長英〉, (中央公論社, 昭和47年:1972年), 136頁。また, 「共治之政」という用語も, 同じく崋山の『再稿西洋事情書』でも使われている(渡辺崋山, 『再稿西洋事情書』, [天保10年:1839年], 『日本思想史大系』55, 51頁。; 渡辺崋山, 佐藤章介訳, 『再稿西洋事情書』, 『日本の名著』25, 129頁。)
- 134 「藩論」については, たとえば, 以下の書をみられたし。  
尾佐竹猛, 「坂本龍馬の『藩論』」, 明治文化研究会, 『明治文化研究』, 昭和9年:1934年。; 住谷悦治, 「デモクラシー訳字考」。; 関家新助, 『近代日本の反権力思想——龍馬の『藩論』を中心に——』, 法律文化社1986年:昭和61年。
- 135 永島大典, 『蘭和・英和辞書発達史』, 講談社, 昭和45年:1970年, 5頁。
- 136 『諸厄利亜語林大成』(大槻本), [文化11年:1814年], 解説:井田好治, 新田満夫, 雄松堂書店, 昭和51年:1976年。
- 137 永島大典, 『蘭和・英和辞書発達史』, 5頁。
- 138 堀達之助編『A POCKET DICTIONARY OF THE ENGLISH AND JAPANESE LANGUAGE.

- 英和对訳袖珍辞書 PRINTED AT YEDO ,1 8 6 2. 文久二年江戸開版 ], 徳川幕府洋書調書, [文久二年: 1862年], 複製版発行者: 秋山欽三, 平分社, 昭和48年: 1973年。252頁, 966頁。
- 139 『和訳辞書』, *ENGLISH-JAPANESE DICTIONARY*, THIRD EDITION REVISED (SHANGHAI, American Presbyterian Mission Press, 1869: 明治2年), pp.144, 491.
- 140 平分J.C.Hepburn編訳, 『英和語林集成』 J. C. Hepburn, *A JAPANESE-ENGLISH AND ENGLISH-JAPANESE DICTIONARY*, SECOND EDITION, ( SHANGHAI, American Presbyterian Mission Press, 1872: 明治5年), 47頁, 144頁。
- 141 柴田昌吉, 子安峻, 『英和字彙』, 日就社, 1873年: 明治六年一月印行。頁数不記載。
- 142 『哲学字彙』, 東京大学三学部, 明治14年: 1881年, 23頁, 78頁。
- 143 羅布存徳原著, 井上哲治郎訂増, 『増訂英華辞典』, 藤本氏蔵版, 明治16年1883年, 370頁, 896頁。
- 144 尺振八訳, 『明治英和辞典』, 六合館, 明治17年: 1884年, 288頁, 790頁。
- 145 P.A.Nutta原著, 棚橋一郎訳, 『英和双解辞典』, 丸善商社蔵版, 1885年: 明治18年, 100頁, 612頁。
- 146 平分J. C. Hepburn, 『改訂増補 和英 英和 語林集成』, [丸善商社蔵版, 1886年: 明治19年] J.C.ヘボン, 松村明解説, 講談社学術文庫, 講談社, 1980年: 昭和55年, 364頁, 399頁, 818頁, 910頁。
- 147 島田豊纂訳, 『附音挿圖和訳英字彙』, 大蔵書店, 明治20年: 1887年, 210頁~211頁, 685頁。
- 148 棚橋一郎, 志賀重昂共訳, 『和訳辞彙』 第二版, 三省堂, 明治21年: 1888年。2172頁, 906頁。
- 149 Robert A. Dahl, *Modern Political Analysis*, Fifth Edition (Englewoode Cliffs , New Jersey : Prentice Hall, 1963: 昭和38年), p.71.; R.A.ダール, 高橋通敏訳, 『現代政治分析』, 岩波書店, 1999年: 平成11年, 105頁。
- 150 Noah Webster, *An American Dictionary of the English Language*, 2 vols.(New York: S. Converse, 1828: 文政11年), vol. 1.頁数不記載。
- 151 Noah Webster, *An American Dictionary of the English Language*. vol. 2.
- 152 E.Cobham Brewer, *Dictionary of Phrase and Fable*, new ed., rev., corr. & enl.(Tokyo : Sanseidou, 1902: 明治35年), p.342.
- 153 静岡県立中央図書館編集・発行, 『江戸幕府旧蔵図書目録 (葵文庫目録)』, 67頁~68頁。なおそれらは次の通りであり, 先頭の丸付き数字①~⑥は野口が便宜上つけたもので, その次の英字付き数字AE229~AE233とAE241は請求番号である。
- ①AE229, Webster Noah, *A Complete Dictionary of English Language*, Revised and greatly enlarged by Chauncy A. Goodrich.London, 1864: 元治1年.(Shi)
- ②AE230, Webster Noah, *A Dictionary of the English Language*.
- ③AE231, Webster Noah, *A Dictionary of the English Language* London, 1862: 文久2年.
- ④AE232, Webster Noah, *The Universal Pronouncing and Defining Dictionary of the English Language*, London, 1863: 文久3年.

⑤AE233, Webster William G., An Explanatory and Pronouncing Dictionary of English Language. Abridged from the American Dictionary of Noah Webster. New York, 1856: 安政3年.

⑥AE241, Worcester Joseph E., Dictionary of the English Language, Boston, 1860: 万延1年.

このうち①～④の4冊はノア、ウエブスターWebster Noahによるものであるが、①はノア、「ウエブスターの娘婿であるグットリッチ (Chauncey A. Goodrich)」〔早川勇, 『ウエブスター辞書と明治の知識人』, 春風社, 2007年: 平成19年, 14頁。〕の手によるものである。⑤もノア、ウエブスターによるものの「息子のウィリアム(William Greenleaf Webster)」〔早川勇, 『ウエブスター辞書と明治の知識人』, 14頁。〕による簡約版である。⑥だけはウエブスターとは関係ない。なお、①末の(Shi)は、「静岡学校」を示す「略符号」である。

154 Webster Noah, *A Dictionary of the English Language*, p.853. この辞書にはタイトル頁も書誌事項記載頁も欠損しているため、ここでは、『江戸幕府旧蔵図書目録(癸文庫目録)』に記載された著者とタイトル名のみを記しておく。その目録には著者とタイトル名以外は、すなわち発行地、発行書店、発行年などは記載されていない。

155 Webster Noah, *A Dictionary of the English Language*, p.853.

156 Webster Noah, *A Dictionary of the English Language*, p.853.

157 西周, 『百学連環』, [明治3年: 1870年], 編者・大久保利兼, 『西周全集』第4巻, 宗高書房, 昭和56年: 1981年, 215頁。

なお、西の政体論において、ここでは2大別しているが、その後の論述において、その中間に、「望族の治Aristocracy」がある(215頁)といい、さらに、それらの3政体、つまり「君主の治」、「民主の治」、および「望族の治」について、それぞれがどのような政体であるかを解明し、それらの長所と短所を中心に考察している。それらの中には、たとえば、次のような所見もある。

…右三種の政治悉く其弊害あるところなり。

君主政治の弊害は<sup>君主専横</sup>Despotismとなり、望族の治は<sup>数人専横</sup>Oligarchyの弊害あるなり。数人専横とは多少の望みありと雖も其中論説のならざるものを除き去り、終に同意なるもの、ミ数人専らにするに至るを言ふなり。

民主の治の弊害は<sup>賤民衆争</sup>Ochlocracyなるものに至り人民一和することなし。(215頁)

本稿は「デモクラシーの訳語」がテーマであるので、西の政体論まで詳細に検討しない。ただ西の政体論は、この引用の部分だけではなく、さらに後に続いている部分にも目を通す必要があること、しかも、西の「百学連環覚書(第二冊)」をみることによって、2大別については、西が、だれかある人の見解を引用したのではなく、西がそれまで貯えた知識を元に、西周独自の思考の結果として、政体の「両極」として「君主の治」と「民主の治」とに2大別し、それらの「中間の種」として「望族の治Aristocracy」があるとしたことなども分かるし、さまざまな政体について、それらを西がどう認識し、どのように評価していたのかにも触れることができる。ここでは、西の政体論については、かれの思考の結果である、いわば「西のオリジナル」であることを強調しておきたい。この点で、時代的には多少遅れてはいるが、どちらかといえば翻訳的紹介にとどまるものであった加藤弘之, 『鄰艸』, (文久元年: 1861年)における記述とは異なり、西の政体論は、たとえ時代的遅れを考慮に入れたとしても、政体論に限定する限り、内容的にも、「西のオリジナル」

という点でも既述のように（このiii冒頭で）、解題者の下出隼吉や吉野作造によっても非常に高く評価されている加藤の『鄰艸』における記述と比較しても、はるかに卓越しているものとみられる。このように、「西のオリジナル」を裏付けるといっても重要な、西の「百学連環覚書（第二冊）」における、政体論の部分（編者・大久保利兼、『西周全集』第4巻、宗高書房、昭和56年：1981年、470頁～473頁。）を下に添付しておく。

西周、「百学連環覚書覚書（第二冊）」より「政体論」

# The form of government

政 體 論

兩極

Monarchy ~~Novos~~ <sup>alone</sup> <sup>ex</sup> <sup>rule</sup> ~~novos~~ <sup>rule</sup> ~~with~~ <sup>rule</sup> ~~head  
君主之治~~

立法権

Democracy <sup>Oylos</sup> <sup>people</sup>  
民主之治  
<sup>hexos</sup> <sup>strong</sup>

利害不一

1° 君主ヲ正トス 君主ナラハ人々自ラ治テ足ル

2° 君主動スレハ專權 君主ノ道ヲ失フ

3 民主ハ本体ナラス 民自ラ治ムルヲ知レハ 國ヲ立ルカレテ可

ク 君主ノ專權ヲ抑ヘ 公利ヲ出スニ足ル

中間、極

Aristocracy <sup>αρίστος</sup> <sup>the best</sup> <sup>noble men</sup>  
望族之治

國內、名門右族即 <sup>東亞、從相族</sup> <sup>貴族</sup> <sup>大夫</sup> = 政權ヲ委スル也、

1 中間、治法治、本体ナラスト爲モ

2 君主、專權ナク

3 兵主、解體 兵主ノ蔽ナシ

此三治ヲ辨レテ是ニ相屬スル義ニヤリ

Monarchy 〃 <sup>tyrant 虐主</sup> Despotism master 主

Despotism 〃 權權

aristocracy 〃

oligarchy oligos few  
數人權權

Democracy 〃

Ochlocracy ochlos populace  
賤民聚爭

是ヲ要スルニ ~~三~~ 治ニ望族ノ治ハ新奇ヲ好マス務ク  
四 慮用整尤貴フヘシ唯 改革ヲ厭フノ蔽也  
民主ノ治ハ務ク新奇ヲ競ヒ改革ヲ好シ且ク富強ヲ  
謀ルニ慮深謀遠慮ナク近利ニ趨ク大車ヲス角知ス  
唯君主ノ治ハ此蔽ナク兩者ヲ兼ヌ唯明君聖主  
相嗣ヲ興ラス故ニ其權遂ニ第一等ニ落ク或ハ第三等  
ニ落ク 第二等ニ落ツル宰相權權 三等ニ落ツル  
陪臣國命ヲ執是ニ

此四ノ就テ世々聖主與ルハスレバ君主ノ治ヲ第一トス  
1° 立國ノ體正ニ然レヘシ  
2° 上ニ蔽ナシ 竟ニ法最良ナク

This elemental form 何ノ國何ノ地ニテ而ニ  
government 〃 政府ト云フ者ニハ此エツ外心ナシ  
先ニ純粹ナル民主ノ治ハ牙直興ヲ正例トシ  
純粹ナル君主ノ治ハ (各國大率然カ)  
蓋ナ



Latine Copies, done into English by Richard Knolles (London :Impensis G. Bishop, 1606 : 慶長11年), p.183. <http://www.archive.org/stream/sixbooksofcommo00bodi>, (accessed 2010/03/07); Jean Bodin, ed. and trans. Jurian H. Francin, On Sovereignty, Four chapters from The Six Books of the Commonwealth (Cambridge : Cambridge University Press, 1992 : 平成4年), p.89. ]である。そのリチャード・ノレスRichard Knollesによる英訳は1606 : 慶長11年に出版されているので、フランス語原本によってであれ英訳本によってであれ、あるいは直接的にであれ間接的にであれ、西がボダンの国家の3類型について知ることは、時間的には可能性もあるが、この「覚書」と本文（『百学連環』）を見る限りでは、内容的にも、その影響を窺えるものは何もない。政体あるいは国家を3つに分類することについては、ボダンも西もほぼ同じであって、ボダンの類型は主権者とその数を基準にしているが、西の3類型においては、「君主の治」と「民主の治」とを「両極」として、その「中間」なるものを「望族の治Aristocracy」としていて、『百学連環』におけるそれらについての説明の中でも、もちろん「主権者」と言う語彙は用いられてはいないが、治者とその数について、ボダンの3類型（の主権者とその数）との一致はある。西の政体論は、ボダンの3類型と同一になったが、そのことによって、西のオリジナリティーは損なわれるどころか、ボダンの「主権」という類型基準とは異なる、むしろ政体の特性に着目する基準によるもので、政体論としては益々際立っているとさえみられる。

- 158 何はともあれ、この辞書を特定する必要があったので、この辞書と、注153に挙げた辞書からこの辞書(②)以外の5冊と、それに、既述(注12)の『江戸幕府旧蔵図書目録(癸文庫目録)』にはないが「蕃書調書」旧蔵書でもあり、同じ県立静岡中央図書館に所蔵されている⑦〔請求番号：G8333 / 18〕Noah Webster, *An American Dictionary of the English Language, Exhibiting the Origin Orthography Pronunciation of the Words* (Philadelphia : J. B. Lippincott, 1876 : 明治9年)。も合わせて、と思ったが、これについては、コピーが不可で入手できなかったこともあり、これと違っていることを承知の上で、タイトルが同じである(⑧とする) *An American Dictionary of the English Language*. By Noah Webster, thoroughly revised, and greatly enlarged and improved, by Chauuncey A. Goodrich and Noah Poter (Springfield, Mass. : G. & C. Merriam, 1867 : 慶應3年)のコピーがたまたま入手できたので、これも加えて、それら全てについて、タイトル頁、(別に書誌事項掲載頁もあればそれも)、“democracy”, “monarch”, “monarchy”, “republic”の掲載頁のコピーを照合してみた。

照合語彙については、西が引用したのは“democracy”と“monarchy”についてであるが、西が引用したとみられる辞書には“monarchy”の箇所に「monarchをみよ」とあったし、上述のように西もその1部を引用しているので“monarch”を、それに全く恣意的に“republic”も加えた。照合の結果、西が引用したとみられる②辞書と、“democracy”“monarch”, “monarchy”, “republic”についての記述事項と、それらの掲載頁数、それらの掲載頁全てに渡り合致した辞書があり、それは最後に加えた⑧ *An American Dictionary of the English Language* である。このことから、またタイトル頁がないこともあり、『江戸幕府旧蔵図書目録(癸文庫目録)』に記載されている(AE230)のタイトル② *A Dictionary of the English Language*. というのは、もしかしたら間違いで、正しくは *An American Dictionary of the English Language* であろうかとも思われた。

さらに、その後、上記⑧ *An American Dictionary of the English Language*. By Noah Webster, thoroughly revised, and greatly enlarged and improved, by Chauuncey A. Goodrich and Noah Poter (Springfield, Mass. : G. & C. Merriam, 1867 : 慶應3年)に加え、同タイトルの異版であ

る発行年だけが異なる⑨ 1865：慶應1年(Internet Archive), [ <http://www.archive.org/americandictionary00websuoft>, (accessed2010/02/08)], ⑩ 1867：慶應3年, および⑪ 1872：明治5年の3つの版と、問題の『江戸幕府旧蔵図書目録（葵文庫目録）』に記載されている⑫ (AE 230) 辞書と同タイトルの⑬ *A Dictionary of the English Language*, by Noah Webster, thoroughly revised, and greatly enlarged and improved, by Chauncy A. Goodrich and Noah Porter (Springfield, Mass.: G. & C. Merriam, 1867：慶應3年). のコピーも入手できた。これらの依頼の際には、可能であれば辞書そのものの借用を希望し、それがかなわぬ時は、タイトル頁、書誌事項記載頁, “democracy”, “monarch”, “monarchy”, “republic”の掲載頁のコピーをお願いした。結果として、これらは全てコピーであった。これら全てを照合した結果、タイトル頁については最後の⑬ *A Dictionary of the English Language*. 以外はすべて同じであり、発行年を別にすれば（同じものもあるが、）違っているのはこのタイトルだけである。しかも, “democracy”, “monarch”, “monarchy”, “republic”それぞれの掲載事項, 掲載頁数（ちなみに、頁数はp.35, p.853, p.853, p.1122）, 掲載頁全体については、違いは全くない。ただし、*A Dictionary of the English Language*のタイトル頁の印刷が、他の版の印刷は活字体であるのに、タイプによるような印字であって、何かの理由で元々ついていたタイトル頁がなくなり、タイトル頁を後からつけたものとも思われた。しかも、同じ1867：慶應3年という発行年の同じ内容のものがタイトルだけが異なっている。そこで早合点して、このタイトル頁がオリジナルのものかどうか、さらにこの辞書が *An American Dictionary of the English Language*, by Noah Webster, Chauncey A. Goodrich, Noah Porter(Springfield, Mass.: G. & C. Merriam, 1867：慶應3年). であった可能性はないかの2点について、この辞書の所蔵館である京都大学付属図書館に問い合わせをしまい、係の方の御手数を煩わせてしまった。

これには情報サービス課から丁寧な回答（2010年：平成22年2月19日付け）を頂いたことを感謝する。この回答はおおよそ次のようなものであった。「当館の資料『*A Dictionary of the English Language*』 by Noah Websterは再製本されておりましてタイトルページは、オリジナルではございません。多分製本時にはタイトルページは失われていたのではないかと推測されます。」とあり、OCLCFirstSearchを検索すると、同じ1867：慶應3年に出版された [1] *An American Dictionary of the English Language* by Noah Webster, Chauncey A. Goodrich, Noah Porter(Springfield, Mass.: G. & C. Merriam, 1867：慶應3年). と [2] *A dictionary of the English language ,explanatory, pronouncibg , etymological,and synonymous* by Noah Webster,William Greenleaf,William Adolphus Wheellet(New York : Ivison,Blakeman Taylor : (Springfield, Mass.: G. & C. Merriam, 1867：慶應3年). とがあるが、書誌が一致しているのは前者であるし、その他のタイトルには *A Dictionary of the English Language* の記述がある。当館の資料には、情報源となるようなところには『*An American Dictionary of the English Language*』は見つかりませんでした。当掛での判断は、オリジナルのタイトルページがない為、明確な判断はできませんが「当館の資料は [1] *An American Dictionary of the English Language* ではないかとおもわれます。」また「Editor' preface to the revised edition of 1847：弘化4年」(p.xi)にも“*An American Dictionary of the English Language*”の記述もある。

また、違うことは分かっていたが、念のため⑭ (AE230) Webster Noah, *A Dictionary of the English Language*. と⑮ [請求番号：G8333/18] Noah Webster, *An American Dictionary of the English Language, Exhibiting the Origin Orthography Pronunciation of the Words* (Philadelphia : J. B.

Lippincott, 1876 : 明治9年). とが同一であるかどうかを確認したいと思ったが, ② (AE 230) Webster Noah, *A Dictionary of the English Language*. と同一であることが判明していたし, しかも完全でタイトル頁や書誌事項記載頁もついていて, インターネットでみられる利便性もある ⑨ *An American Dictionary of the English Language*. By Noah Webster, Thoroughly revised, and greatly enlarged and improved, by Chauncey A. Goodrich and Noah Potter, 1865 : 慶應1年 (Internet Archive). と⑦ [請求番号 : G8333 / 18] Noah Webster, *An American Dictionary of the English Language, Exhibiting the Origin Orthography Pronunciation of the Words* (Philadelphia : J. B. Lippincott, 1876 : 明治9年). とが同一であるかどうかを「江戸幕府旧蔵図書 (葵文庫)」を所蔵している静岡県立中央図書館にも問い合わせ, 係の方の御手数を煩わせてしまった。

これについても調査課一般調査係から丁寧な回答 (2010年 : 平成22年2月12日付け) を頂いたことを感謝する。この回答によれば, ⑦ [請求番号 : G8333 / 18] Noah Webster, *An American Dictionary of the English Language, Exhibiting the Origin Orthography Pronunciation of the Words* (Philadelphia : J. B. Lippincott, 1876 : 明治9年) は, タイトルだけが同じである⑨ 1865 : 慶應1年 (Internet Archive) とは違うことが分かった。ちなみに, ⑦における “democracy”, “monarch”, “monarchy”, “republic” の記載頁が p.278, p.651, p.651, p.844 であることまでお知らせ頂いた。これと同じタイトルの発行書店まで同一の発行年だけ異なる異版の1869 : 明治2年版と1871 : 明治4年版のコピーも入手でき, 各語彙の記載のみならず, 頁各語彙についての記述ももちろん⑦と, したがって②とも違っている。これによって, ②と⑦とは全く別の類の辞書であることが確認できた。

両館への問い合わせを送付後⑭ *A Dictionary of the English Language ; An American Dictionary of the English Language*, by Noah Webster, Thoroughly revised, and greatly enlarged and improved, by Chauncey A. Goodrich and Noah Porter (Springfield, Mass. : G. & C. Merriam, 1871 : 明治4年) の実物が借りられた。これによって, 全く同じ内容の辞書が, “A Dictionary of the English Language” と表記するものもあれば “A Dictionary of the English Language” と表記するものもある謎がとけたのである。この2つのタイトルについては, “A Dictionary of the English Language” と印刷されている頁が先ず先にある。この頁には “by Noah Webster” と発行地, 発行所は印刷されているが, 発行年はない。しかも, このタイトルの文字全てが, 活字体とは違い, とくに, “A Dictionary of” の文字は飾り文字であり, “English Language” の文字は中抜きで縁取りの線だけである。ただし, このタイトル頁には写真も印刷されていて, その前頁にも写真が印刷されているので, 前頁からの一連の写真とみられるおそれも多分にある。この次の頁には “An American Dictionary of the English Language” と普通の活字体で印刷され “by Noah Webster, thoroughly revised, and greatly enlarged and improved, by Chauncey A. Goodrich and Noah Porter も Springfield, Mass. G. & C. Merriam, 1871.” も印刷されている。

これによって, 実体が理解できた。そこで, 気になったので, もう一度Open Libraryの⑨ *An American Dictionary of the English Language*. By Noah Webster, Thoroughly revised, and greatly enlarged and improved, by Chauncey A. Goodrich and Noah Potter, 1865 : 慶應1年 (Internet Archive) をみると, 写真は違ったものが入れられている以外は⑭と同じで, 先に “A Dictionary of the English Language” とあり, 次の頁に “An American Dictionary of the English Language” とあった。これには, 最初につけられている書誌詳細表示に “An American Dictionary of the English Language” とあることもあり何の予備知識もなくみると, 写真が印刷されていて “A

Dictionary of the English Language”の文字もかなり不鮮明なこともあり、タイトル頁とははなはだ分かりにくい。しかも、次の頁に一般的な分かり易い文字だけのタイトル頁がある。その上、書誌表示に“An American Dictionary of the English Language”とあったこともあり、野口は“An American Dictionary of the English Language”をタイトルとみなしてしまった。

念のためにいえば、“A Dictionary of the English Language”をタイトルとすることも決して間違いではなかったのである。

⑧、⑨、⑩の3版のコピーのタイトル頁は確かに“An American Dictionary of the English Language”となっていたが、その理由については、単純に“A Dictionary of the English Language”の頁がなかった場合も考えられるが、この場合の可能性は低く、むしろ、“A Dictionary of the English Language”の頁はついてはいるが、“An American Dictionary of the English Language”の頁をタイトル頁とみなしたからであると思われる。これについては、その辞書自体をみただけでそう判断した場合と、この辞書については、“A Dictionary of the English Language”の頁はついてはいるが、“An American Dictionary of the English Language”と表示することが慣例もしくは一般的であることを知っていたので、そうした場合と2通りがあるものと考えられる。

この辞書については、“A Dictionary of the English Language”と印刷された頁が先についているとはいえ、タイトルについては“An American Dictionary of the English Language”と表示することが慣例あるいは一般的になっていることについては、後になって分かったことである。その例を挙げれば、⑭と⑨によって、この辞書は1864年：元治1年に初版（親版）が出版されたことが分かるが、この版元のホームページ上の“200 Years of American Dictionary Making 1806 - 2006”と題するイラストレーションにおいて“Merriam-Webster Milestones From Noah Webster to Merriam-Webster”が描かれているが、その中で、その初版は“An American Dictionary of the English Language”と表示されている [http://www.merriam-webster.com/images/info/timeline800px.gif, (accessed 2010/01/27)] し、⑨の書誌表示においても、OCLCFirstSeachの⑩についての書誌表示においても、同様である。

そこで、西がこの辞書のどの版を用いたのかについてであるが、少なくとも、「明治三年：1870年十一月の（『百学連環』）開講を遡ることあまり遠くない（い？）頃から筆を下ろし」（大久保利謙、『百学連環』、『百学連環覚書』〔解説〕、『西周全集』第4巻、崇高書房、昭和56年：1981年、619頁。）たものとみられることから、この年より前に出版されたもので、この辞書の初版が出版されたのは1864年：元治1年なので、この年以後のものとなる。つまり、西が用いることができた辞書は1864年：元治1年以後「明治三年：1870年」までに発行された版ということになる。そして、この辞書の発行についてインターネットによって検索した結果は次表の通りである。

出版年	タイトル等	頁数とサイズ	検索先（所蔵館を含む）
1864 元治1	AN	lxxi, 1768p., 29cm	NW, <a href="http://webcat.nii.ac.jp/cgi-bin/shsprcc?id=BA64708380">http://webcat.nii.ac.jp/cgi-bin/shsprcc?id=BA64708380</a> .(accessed 2010/03/23).
		lxxii, 1766p.	OL, <a href="http://openlibrary.org/b/OL580707M/American_dictionary_of_the_English_language">http://openlibrary.org/b/OL580707M/American_dictionary_of_the_English_language</a> .(accessed 2010/03/24).

		lxxii, 1766p., 30cm	L of C, <a href="http://catalog.loc.gov/cgi-bin/Pwebrecon.cgi?v3=15&amp;ti=1.15&amp;SEQ=20100322231915&amp;SAB1=a...">http://catalog.loc.gov/cgi-bin/Pwebrecon.cgi?v3=15&amp;ti=1.15&amp;SEQ=20100322231915&amp;SAB1=a...</a> ,(accessed 2010/03/23).
			国会図, <a href="http://opac.ndl.go.jp/Process?MODE_10100001=ON&amp;SEARCH_WINDOW_INFO=01&amp;THN=1&amp;IN...">http://opac.ndl.go.jp/Process?MODE_10100001=ON&amp;SEARCH_WINDOW_INFO=01&amp;THN=1&amp;IN...</a> ,(accessed 2010/03/23).
1865 慶應 1	AN	lxxii, 1768p., 29cm	ML, <a href="http://mirlyn.lib.umich.edu/Record/001771027/Description">http://mirlyn.lib.umich.edu/Record/001771027/Description</a> ,(accessed 2010/03/23).
		lxxii, 1768p.	IA, <a href="http://www.archive.org/details/americandictionary0websuoft">http://www.archive.org/details/americandictionary0websuoft</a> ,(accessed 2010/03/23).
		1768p.	OL, <a href="http://openlibrary.org/b/OL580707M/American_dictionary_of_the_English_language">http://openlibrary.org/b/OL580707M/American_dictionary_of_the_English_language</a> ,(accessed 2010/03/17).
			NYPL, <a href="http://catalog.nypl.org/search~S1?/X(a%3A(noah%20webster)%20)+and+t:(an%20american%20di...">http://catalog.nypl.org/search~S1?/X(a%3A(noah%20webster)%20)+and+t:(an%20american%20di...</a> ,(accessed 2010/03/23).
		lxxii, 1768p., 30cm	早大図, <a href="http://wine.wul.waseda.ac.jp/search~S12*jpn?/tamerican+dictionary+of+the+english+language...">http://wine.wul.waseda.ac.jp/search~S12*jpn?/tamerican+dictionary+of+the+english+language...</a> ,(accessed 2010/03/23).
	WC, <a href="http://www.worldcat.org/title/american-dictionary-of-the-english-language/oclc/254456317&amp;referer=brief_results">http://www.worldcat.org/title/american-dictionary-of-the-english-language/oclc/254456317&amp;referer=brief_results</a> ,(accessed 2010/03/23).		
1866 慶應 2	AN	lxxii, 1768p., 29cm	NYPL, <a href="http://catalog.nypl.org.search~S1?/X(a%3A(noah%20webster)%20)+and+t:(an%20american%20di...">http://catalog.nypl.org.search~S1?/X(a%3A(noah%20webster)%20)+and+t:(an%20american%20di...</a> ,(accessed 2010/03/23).

1867 慶應 3	AN	lxxii, 1768p., 29cm	慶大図, <a href="http://opac.lib.keio.ac.jp/cgi-bin/nph-mgw.cgi?MGWLPN=OPAC&amp;NSPACE=KMC1">http://opac.lib.keio.ac.jp/cgi-bin/nph-mgw.cgi? MGWLPN=OPAC&amp;NSPACE= KMC1</a> ,(accessed 2010/03/23).
			L of C, <a href="http://catalog.loc.gov/cgi-bin/Pwebrecon.cgi?v3=8&amp;ti=1.8&amp;SEQ=20100323220725&amp;SAB1=an%...">http://catalog.loc.gov/cgi-bin/Pwebrecon.cgi?v3=8&amp;ti=1.8&amp;SEQ=20100323220725&amp;SAB1=an%...</a> ,(accessed 2010/03/24).
	A	lxxii, 1768p., 29cm	NW, <a href="http://webcat.nii.ic.jp/cgi-bin/shsproc?id=BA77843017">http://webcat.nii.ic.jp/cgi-bin/shsproc?id=BA77843017</a> ,(accessed 2010/03/23).
1868 明治 1	AN	lxxii, 1768p., 29cm	ML, <a href="http://mirlyn.lib.umich.edu/Record/005260757/Description">http://mirlyn.lib.umich.edu/Record/005260757/Description</a> ,(accessed 2010/03/23).
		1768 p .	NYPL, <a href="http://catalog.nypl.org/search~S1?/X(a%3A(noah%20webster)%20+and+t:(an%20american%20di...">http://catalog.nypl.org/search~S1?/X(a%3A(noah%20webster)%20+and+t:(an%20american%20di...</a> ,(accessed 2010/03/23).
1869 明治 2	AN	lxxii, 1768p.	O L, <a href="http://openlibrary.org/b/OL6955407M/American_dictionary_of_the_English_language">http://openlibrary.org/b/OL6955407M/American_dictionary_of_the_English_language</a> ,(2010/03/24).
		lxxii, 1768p., 29cm	L of C, <a href="http://catalog.loc.gov/cgi-bin/Pwebrecon.cgi?v3=11&amp;ti=1.11&amp;SEQ=20100323220458&amp;SAB1=a...">http://catalog.loc.gov/cgi-bin/Pwebrecon.cgi?v3=11&amp;ti=1.11&amp;SEQ=20100323220458&amp;SAB1=a...</a> ,(accessed 2010/03/24).
1870 明治 3	AN	lxxii, 1768p.	O L, <a href="http://openlibrary.org/b/OL6943245M/American_dictionary_of_the_English_language">http://openlibrary.org/b/OL6943245M/American_dictionary_of_the_English_language</a> ,(accessed 2010/03/24).
		lxxii, 1768p., 29cm	L of C, <a href="http://catalog.loc.gov/cgi-bin/Pwebrecon.cgi?v3=12&amp;ti=1.12&amp;SEQ=20100323221501&amp;SAB1=a...">http://catalog.loc.gov/cgi-bin/Pwebrecon.cgi?v3=12&amp;ti=1.12&amp;SEQ=20100323221501&amp;SAB1=a...</a> ,(accessed 2010/03/24).
			W C, <a href="http://www.worldcat.org/title/american-dictionary-of-the-english-language/oclc/5370460&amp;referer=brief_results">http://www.worldcat.org/title/american-dictionary-of-the-english-language/oclc/5370460&amp;referer=brief_results</a> ,(accessed 2010/03/23).

「タイトル等」の表示

AN : An American Dictionary of the English Language, by Noah Webster, thoroughly revised, and greatly enlarged and improved, by Chauncey A. Goodrich and Noah Porter.

A : A dictionary of the English language, by Noah Webster, thoroughly revised, and greatly enlarged and improved, by Chauncey A. Goodrich and Noah Porter.

ただし、1868年：明治1年に出版されたNYPLで確認された辞書については、著者情報がNoah Websterのみである。

なお、1865年：慶応1年には、イギリスで印刷された（Cambridge, Printed at the Riverside Press for G. & C. Merriam, Publishers, Springfield, Mass.）辞書も確認できたが、2冊本なので省いた。

L of C, <http://catalog.loc.gov/cgi-bin/Pwebrecon.cgi?v3=14&ti=1,14&SEQ=20100323220316&SAB1=a...> (accessed 2010/03/24).

NYPL, [http://catalog.nypl.org/search~S1?/Xt\(an%20american%20dictionary%20of%20the%20english%20...](http://catalog.nypl.org/search~S1?/Xt(an%20american%20dictionary%20of%20the%20english%20...) (accessed 2010/03/24).

WC, [http://www.worldcat.org/title/american-dictionary-of-the-english-language/oclc/27726028referer=brief\\_results](http://www.worldcat.org/title/american-dictionary-of-the-english-language/oclc/27726028referer=brief_results) (accessed 2010/03/23).

「検索先」の表示

NA : Nacsis Webcat

OL : Open Library

L of C : Library of Congress

国会図 : 国立国会図書館

ML : University of Michigan Library

早大図 : 早稲田大学図書館

IN : INTERNET ARCHIVE

WC : World Cat

NWPL : New York Public Library

慶應図 : 慶応義塾大学図書館

この結果から分かったことは、この辞書は1864年：元治1年以後1870年：明治3年までは毎年発行されているということと、その形態は1つだけではなく幾種類かあるということである。そこで、「頁数とサイズ」、つまり、本文より前の（総）頁数（通常ローマ数字で表示される）、本文の（総）頁数（通常アラビア数字で表示される）、およびサイズの3点をみると、この3点が揃っているものについてはあるが、1864年：元治1年に発行されたものには、（ア）「lxxi, 1768p., 29cm」と（イ）「lxxii, 1766p., 30cm」の2種があり、1865年：慶應1年に発行されたものには、その2種に加えて、（ウ）「lxxii, 1768p., 29cm」および（エ）lxxii, 1768p., 30cmの2種で、合計4種である。この年以後に発行されたものについては、どの年に発行された辞書も全て（ウ）と同一である、つまり、（ウ）と同じ頁数とサイズの版は1865年：慶應1年から1870年：明治3年まで毎年発行されている。

159 ここで、この辞書について、「目録は不備が多い」（後述）という指摘もあるので、念のため、もう一度静岡県立中央図書館に、例の表紙が欠損していて発行年数の分からない辞書の、「頁数およびサイズ」の確認を問い合わせた結果、また調査課一般調査係から丁寧かつ迅速な回答（2010年：平成22年3月29日付け）を得た。感謝に堪えない。その回答によれば「サイズ」については『江戸幕府旧蔵図書目録（葵文庫目録）』通りで、「ページ」については、「始めの数ページが欠損」していて「現存するページはv～lxxii,1～1768p」という。要するに、上記（ウ）「lxxii,1 768p, 29cm」ということになる。したがって、現在調べることができた限りでは、1864年：元治1年発行の版には、この「頁数とサイズ」のものは存在を確認できず、その限りで、西が引用したと考えられるこの辞書は、1865年：慶應1年以後1870年：明治3年までに発行されたうちの何れかの版ということになる。（もしかしたら、それは1864年：元治1年に発行されていたが、今回は確認できなかった可能性も全くは否定できず、もし発行されていたとすれば、それは1864年：元治1年以後と訂正されなければならない。）

なお、付言すれば、この辞書については、早川勇著『ウェブスター辞書と明治の知識人』において、「五. *An American Dictionary of the English Language* [目録は不備が多いが原本から判断してメリアム社が出版した一八六四年：元治1年版大辞典だと思われる。出版年は頁数から考え、一八六四年から一八七八年：明治7年の間である]」（195頁）と書かれている。ここで「目録」というのは、静岡県立中央図書館によって昭和四五年:1970年に発行の『江戸幕府旧蔵図書目録（葵文庫目録）』のことであろう。それには、請求番号を別にすれば、「Webster, Noah. *A Dictionary of the English language*. n.p., n.d. 1768p. 29×21cm.」とある。タイトルの記述については既述の通り、このタイトルでも必ずしも間違いとはいえない。発行書店や発行年などの詳細については、記載頁がないので、仕方のないことであろう。もし強いて不足があるといえ、本文の前の、普通ローマ数字で表示される、頁数が欠けているくらいであって、「原本から判断し」たならば、それは当然に分かったはずであるが、それが使われたことは、『ウェブスター辞書と明治の知識人』において示されていない。それでは、何についてそんなに「不備が多い」のであろうか。「多い」というからには、少なくとも1つではなからう。「不備が多い」というからにはその根拠の少なくとも幾つかは例示すべきである。そうしなければ、客観的評価とはみられることができない。それどころか、『ウェブスター辞書と明治の知識人』においては、この辞書がなぜ*An American Dictionary of the English Language*であり、「原本から判断して」というが、それは当たり前であって、その何から判断してなのかの根拠も示されず、出版開始の年を提示し、しかも、出版年については「頁数から考え」ただけであれば、「頁数」は「目録」に記されていて、「目録は不備」であることにはならないし、それ以外に、何故その頁数であれば「一八七八年：明治7年までの間」の出版であるのかの根拠も示されず、「出版年は頁数から考え、一八六四年：元治1年から一八七八年：明治7年の間である」という、どちらかといえ、この記述の方がよほど「不備」である。

160 伊藤勲『近代政治学の基礎〔増訂版〕』、誠文堂、昭和38年：1963年、84頁。

161 伊藤勲『近代政治学の基礎〔増訂版〕』、83頁。

162 小野塚喜平次、『政治学大綱』上巻、博文館、明治36年：1903年、126頁。また、下巻においては「衆民的政策」という用語も使われている（137頁～139頁）。

163 小野塚喜平次、『政治学大綱』上巻、128頁。

164 吉野作造が、明治34年欧州の留学から帰られた小野塚「先生は盛に衆民主義といふ言葉を使

- われた（因みに云ふ、先生はデモクラシーを衆民主義と訳されたのである。）と回想している（吉野作造，「民本主義鼓吹時代の回顧」，『社会科学』第4巻第1号，昭和3年：1928年，岡義武編，『吉野作造評論集』，岩波文庫，岩波書店，1875年：昭和50年，302頁。；三谷太郎編，『日本の名著』48，〔吉野作造〕，中央公論社，昭和47年：1972年，212頁。；田口富久治，『日本政治学史の源流』——小野塚喜平次の政治学，未来社，1985年：昭和60年，141頁～142頁。；『吉野作造選集』12，〔随筆〕，岩波書店1995年：平成7年，80頁。）ように，小野塚はデモクラシーを当初「民本主義」と訳していたようである。
- 165 吉野作造，「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」，『中央公論』，大正5年：1916年1月]，『吉野作造選集』，岩波書店，1996年：平成8年，23頁。
- 166 吉野作造，この（1，のiii）注19に引用の文中。
- 167 美濃部達吉，『議會制度論』，『現代政治学全集』第七巻，日本評論社，昭和5年：1930年，81頁，121頁，179頁，408頁。
- 168 美濃部達吉，『議會制度論』，31頁，42頁，48頁，82頁。同書には，「民主的」という用語も使われている。また，「民主国即ち共和国」ともいっている（美濃部達吉，『憲法講話』，有斐閣，明治45年：1912年，28頁。）。
- 169 佐々木惣一，『日本国憲法』，有斐閣，昭和廿四年：1949年，97頁。
- 170 佐々木惣一，『日本国憲法』，97頁。
- 171 佐々木惣一，『日本国憲法』，98頁。
- 172 佐々木惣一，『日本国憲法』，98頁。
- 173 佐々木惣一，『改訂日本国憲法』，有斐閣，昭和二十七年：1952年，90頁。
- 174 永井亨，〔訂正〕『社会政策綱領』，巖松堂書店，〔大正12年：1923年〕，昭和2年：1927年，56頁。
- 175 永井亨，〔訂正〕『社会政策綱領』，56頁。
- 176 永井亨，〔訂正〕『社会政策綱領』，57頁。
- 177 永井亨，〔訂正〕『社会政策綱領』，57頁。
- 178 永井亨，〔訂正〕『社会政策綱領』，57頁。
- 179 永井亨，〔訂正〕『社会政策綱領』，57頁。
- 180 永井亨，〔訂正〕『社会政策綱領』，57頁。
- 181 永井亨，『社会思想文典』，〔政治教育協会，昭和2年：1927年〕，『政治ライブラリー叢書』第5巻，日本図書センター，2004年：平成16年，257頁，258頁。
- 182 永井亨，『日本国体論』，日本評論社，昭和3年：1928年，58頁。
- 183 永井亨，『日本国体論』，日本評論社，昭和3年：1928年，58頁。
- 184 永井亨，『日本思想論——国家思想より社会思想へ——』，早稲田大学出版部，昭和4年：1929年，182頁。
- 185 永井亨，『日本思想論——国家思想より社会思想へ——』，182頁。
- 186 永井亨，『清国対論——国体の社会学的闡明——』，有斐閣，昭和14年：1939年，61頁。
- 187 永井亨，『清国対論——国体の社会学的闡明——』，430頁。
- 188 森口繁治，『近世民主政治論』，森口繁治，『近世民主政治論』，内外出版株式会社，大正9年：1920年，2頁。
- 189 森口繁治，『近世民主政治論』，3頁。

- 190 森口繁治, 『近世民主政治論』, 3頁。  
 191 森口繁治, 『近世民主政治論』, 49頁。  
 192 森口繁治, 『近世民主政治論』, 49頁。  
 193 森口繁治, 『近世民主政治論』, 60頁。  
 194 森口繁治, 『近世民主政治論』, 319頁。  
 195 西島芳二, 「はしがき」, ハンス, ケルゼン, 西島芳二訳, 『デモクラシーの本質と価値』, 7頁。  
 196 矢部貞治, 「序文」, ハンス, ケルゼン, 西島芳二訳, 『デモクラシーの本質と価値』, 12頁。  
 197 矢部貞治, 「序文」, ハンス, ケルゼン, 西島芳二訳, 『デモクラシーの本質と価値』, 21頁。  
 198 たとえば, 矢部貞治, 『民主主義の本質と価値』, 弘文堂, 昭和24年:1949年。  
 199 たとえば, 矢部貞治, 『民主政機構の基礎原理』第二版, 弘文堂, 昭和24年:1949年。  
 200 矢部貞治, 『民主主義の本質と価値』, 15頁。  
 201 矢部貞治, 『民主主義の本質と価値』, 147頁。  
 202 「民本主義」については, 吉野作造は, 大正5年:1916年『国民講壇』の創刊号における論文『欧米に於ける憲法の発達及現状』において, デモクラシーのルビ付きで「民本主義」という用語を用いたが, この論文に加筆修正下を加えたものが, 『中央公論』, 大正5年:1916年1月号に掲載の「憲政の本義を説いて其有終の美を論ず」である。ただし, 「民本主義」という用語を最初に用いたのは茅原崙山で, 明治45年:1912年5月27日の『万朝報』に掲載の「民本主義の解釈」においてである。また, 吉野の友人, 小山東助も大正4年1915年に, 「立候補宣言」の中で「民本主義」を用いている。さらに, 大山郁夫も, 大正4年10月の『新日本』掲載の「憲政治下の政党と国民」のなかで「民本主義」を用いている。

また, 吉野作造の「民本主義」については, 明治憲法下で, つまり「デモクラシー」でない政治の下で, (現実にはデモクラシーではないし, デモクラシーそのものの実現までは望まず,) できうる限り, 明治憲法下の現実をよりデモクラシーに近づけようとしたものであって, 「デモクラシー」そのものの実現, あるいはデモクラシー化を図ろうとしたものではない。もし, 「デモクラシー化」という用語を使うならば, 全き「デモクラシー化」というよりは「2分の1」あるいは「半」 「デモクラシー化」を図ろうとしたものといえる。(この点については, 本稿1のi注7:本誌前号16頁~17頁もみられたし。)

それにしても, 吉野作造の「民本主義」を含めて, 「大正デモクラシー」という総称は, 概して, 明治憲法下の現実が「デモクラシー」そのものではないのに, デモクラシー」そのものではないからこそ, 「デモクラシー化」を図ろうしたり, 「デモクラシー」により近づけようとしたのに, 「大正デモクラシー」と呼ばれる。この「大正デモクラシー」というネーミングも, 野口には適切なものとは決して思われない。「デモクラシー」そのものと, 「デモクラシー」を目的とするもの, あるいは「デモクラシー」にしようとする運動は, 明確に区別されるべきである。

なお, 以下の書も見られたし。太田雅夫, 「大正期におけるデモクラシー訳語考」; 住谷悦治, デモクラシー訳字考」; 前尾繁三郎, 「政治学語源考(3)——民主」; 前尾繁三郎, 「民主主義という言葉」; 三谷太郎, 『新版大正デモクラシー論 吉野作造の時代』, 東京大学出版会, 1995年:平成7年。:太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』上下, 新泉社, 1971年:昭和46年。

いうまでもなく, 「民本」の語源については, たとえば, 本文(1, iii, 注43,44の引用文のところ)で触れたように, 日中両国にあるという見解もあれば, たとえば, 長興善宏のように,

『書経』の五子之歌（ごししか）篇に見える「民はこれ邦（くに）の本，本固ければ邦寧（やす）し」にあるとして，中国にのみ求める見解もある。（京都国立博物館・長興善宏，「「共和・民主，君主不在か民の主か」（漢字コトバ散策）」，『日本経済新聞』朝刊，2004年；平成16年10月17日。）

203 中村哲，「憲法学」，『政治学事典』，平凡社，昭和29年：1954年，372頁。

204 たとえば，次に掲げる書において使われている。穂積八東，『憲法提要』，有斐閣，明治44年：1911年，6頁，104頁，105頁；上杉真吉，『帝国憲法』下巻，（「大正三：1914年度（東大）」，「四十三部謄写」などとある。），318頁。

# 平安時代の経済変化に関する 1 試論\*

An economic interpretation of the transition of Ritsuryo system in Japan

川 又 新一郎

## 要約

従来、律令（制）国家の変質、財政制度の変化を律令制と言う規範normからの逸脱、崩壊として否定的に捉えることが多いが、これを経済的要因に基づく必然的变化と見ることもできる。私的利益に基づく公的部門の政策変化が社会経済の変化を齎す。その変化は経済発展、人口増加を導く。社会制度の変化は経済的誘因のみで説明できるものではないが、規範normに基づく歴史解釈に対する1つの代替的な解釈を試みる。

## 1 はじめに：律令（制）国家の財政

律令（制）国家とは中国的律令を骨格とする国家体制を言い、日本では大宝1（701）年に施行した大宝律令に始まる律令（またはそれを遡る実質的に同様の体制）に基づき運営した時期に相当する。律令は官司の権限を定めるとともに王臣、人民（当時の言葉では公民（おおみたから））を統制する（天皇は律令に縛られない建前である）。貴族は刑事訴追、課税免除、蔭位等の律令上の特権を享受する。中央政府は神祇官、太政官から成り、後者は8省、弾正台、5または6衛府等に分かれる。省には職、寮、司が所属する。職務は4等官制で連帯して（天皇に対して）責任を負う。太政官の最重要意思決定は議政官（従前は大和朝廷を構成する有力豪族代表者）の合議による。（本来の）朝座政では朝堂院の所定の堂に出勤する各省官司は朝堂院暉章堂（きしょうどう）の弁官に案件処理を依頼、弁官は書類の不備を整えさせた後、含章堂（がんしょうどう）の大納言以下の公卿の決裁を得、（大臣がいる場合）昌福堂（しょうふくどう）で大臣の決裁を得、必要に応じて（内裏の）天皇の判断を求めてから、決定事項を太政官符として通知、実行する。地方政府は中央政府のミニチュア版として国司、郡司が担当する。律令制は中央集権であり、地方政府は中央政府から派遣する国司が中央政府の意を伺って動く。郡司は（当初は）地方有力者が占める。

中央政府、地方政府の支出は宮廷、宗教、儀式、軍事警察、官司、水利灌漑、交通等の公共事業、賑給等の（社会保障）移転等で、公共財もあるが、今日から見れば宮廷を中心とする私的支

出が大きい。公共部門の支出を賄う政府収入は最終的に農業者等人民が負担する。主産業である農業に関しては6年ごとに戸籍を作り、課役、兵役、(唐の均田制に倣う)班田収受の台帳とする。この間、1年ごとの変化は計帳で追う。租税は田積単位の租、丁男単位の調、庸等から成る(ただし、正丁が個別に納税するのではなく、郷、里等集団(の長)が納税責任を負う。大津透, 2003)。租((た)ちから)は初穂を起源とし、動穀、備荒用の不動穀となったが、その蓄積を用いて農民に利率3割-5割の(公)出挙(大化ころは貸稲(いらしのいね)と言ひ、田植の便宜を目的とした)を強制し、利稲を(当初は)地方政府の支出に充てた。調(つき)は社会の安穩、経済の豊穰確保(公共財と言えなくもない)のための神社幣料を含む天皇/中央政府への貢物である。庸(ちからしろ)は中央政府に仕える地方豪族子弟(衛士、仕丁、采女)が京で生活するための仕送りである。しかし、調庸は大蔵、民部省を通じて主として中央の宮廷費用、官司費用、諸臣への禄に充てられた。雑徭(くさぐさのみゆき)は天皇、国司への労役奉仕であるが、公共事業を含む。租は口分田/土地に応じ、その他は(成年男子のみの)人頭税である。

つまり、律令(制)国家は(例外的な王臣社寺等の私有地はあるものの)国有の土地、農民を財政の基盤とし、律令により官司、官人を動かす。およそこのような律令制は7世紀後半から10世紀前半まで続いた。ただし、土地台帳完備は天平14(742)年であり、本稿の対象である次に述べる律令制の変化は9世紀後半に生じているので、もっと狭い範囲とする場合と、逆に、平安時代をすべて含む広い範囲とする場合がある(国史大辞典編集委員会編, 1993)。言うまでもなく、このような律令制は全国一律、統一的に実施できたのではなく、班田も実際は地域によるばらつきがあった(大隅、薩摩国を班田対象としたのは延暦19(800)年である。『類聚国史』)。どのような制度を律令制の完成と考えるかによるが、現在では、8世紀中期/天平期以後、国造を起源とする郡司/在地首長にも律令制が浸透して基盤を拡大し、弘仁、貞観、延喜格式により変更(格)され、補完(式=細目規定)され、9世紀に安定的な制度になると見ているようである(歴史研究会, 日本史研究会編, 2004。文献に関しては吉川, 大隅編, 2002)。9世紀には郡司任用も中央派遣の国司に一元化し、国司の権限が強くなる。

このような律令(制)国家は早くも9世紀後半に次のような変化がある(言うまでもなく、変化は連続しており、ここでは本稿での関心を強調している)。議政官または(清和朝の良房に始まる)摂政(光孝朝の基経に始まる)関白が天皇の意思決定を一部代行し、他方、8省等の権限が低下して太政官弁官局、外記局、令外の官(蔵人、檢非違使等)に実務が集中する。政務の場は朝堂院から太政官弁官曹司庁(官政と言う)、太政官候庁/外記庁(外記政と言う)に移り、更に内裏宜陽殿西廂、紫宸殿東の左近陣または校書殿東廂の右近陣(陣定と言う)へと次第に天皇の居所に近づく。蔵人は嵯峨天皇が薬子に対処して設け、女官からなる内侍所と並んで天皇と諸臣との連絡に当たった(これは男子廷臣への内裏、後宮解放に繋がる。ただし、宇多天皇が設けた昇殿制により公卿、殿上人は直接天皇に会えるので、蔵人が権限を独占するようにはならない)。檢非違使は同じく嵯峨天皇が武力を持たない司法担当の彈正台と並んで天皇に直属し、武

力を持つ警察，司法を担当するよう設けた。いずれも現実の必要に基づく対応であり，律令制は太政官による集権制度から天皇の家政機関化，蔵人所（および多くの所設置と蔵人による分掌），檢非違使庁，太政官弁官局局務，同官務等へと分権化，機動化する（佐藤，1983）。官人人事／叙位，任官も天皇，権臣による機動性／恣意性が高まる。律令制の変化は行政，財政の便宜を重視する方向であったが，それは同時に一律の法が支配する領域を狭める方向でもあった。9世紀後半，年中行事でも全官人でなく，5位以上等，参加者が限られてくる（大日方，1993）。このような傾向は律令制安定化を推進した桓武天皇（在位781-806）に早くも見られる。すなわち桓武天皇は皇族，寵臣への田地，原野下賜，行幸時の相手方からの奉獻の習慣等，姻戚，恩寵により，天皇と王臣との私的繋がりを強めている。

## 2 律令財政の変化

このような律令制変質は財政面にはどのように反映しているだろうか。元元国家財政と言っても（現代的な）公共財支出の部分は大きくなかったが，天皇，貴族の私的経済化の傾向が強くなる。その支出を賄う租税負担の制度の変化が大きい。租税負担を求める時，所得税のように所得を計算し，それを負担能力の基準として租税を課すことは執行の困難が大きい。近代社会までは消費課税の他，土地／水田の広さに応じる土地課税，建物ごとの棟別銭，建物の間口に応じる地口銭，男女，年齢に応じる人頭税等，課税標準の把握が容易である外形標準課税が一般的である。

律令制の租税も外形標準課税である。本来，（田租以外は）戸籍に登録してある者／土人／課丁への人的賦課だったが，9世紀末から10世紀初，戸籍の形骸化に伴い，公田を名に編成し，名の面積に応じた土地課税に移行する。名の耕作を請け負う者が田堵である。9世紀後半には農民階層でも家父長制が広がる（服藤，2004）。10世紀の税制を『延喜式』で見ると田租，正税，地子等を官物（戸籍でなく現実の耕作者から田畑面積に応じて徴税）に，交易雑物，雑徭等を臨時雑徭に分類し，調絹，交易雑物等を田率賦課とする。また，品目，数量を固定化する。これは律令制から見れば逸脱だが，租税を賦課する者／政府にとっては税収確保が容易になる便宜がある。他方，生産者にとっても生産増加に伴う残余請求権が大きくなるので，生産性増加への誘因となる。

中央政府の収入は地方負担に依存していたが，本来，大蔵省，民部省を通じて官司，諸臣に配分していた諸国からの調庸等は，早く8世紀末には匱乏（そあく。質が劣るもの），違期，未進を生じる。累積する既往の不足分を現任国司が埋め合わせることは困難，非現実的となる。4等官の共同責任制は無責任制となり，9世紀末までに貢納責任は4等官の長であり，権限を強める国守／国司長官個人の責任へと変化する（国司功課の対象は守のみとなる）。地方政務の場も国

庁から国守の館が中心となる。同時に、諸司、諸家は民部省、大蔵省を通じず、直接に物資を確保するよう、財政の分権化が進む。9世紀後半、4,5位の位禄（調物である緇、布等）は京の大蔵省でなく、地方から直接支給するようになる。調庸の未進を補うため、不動穀から年料租春米として衛士、仕丁、采女に給し、年料別納租穀として京官の位禄、季禄等に充てるようになり、公出拳は本稲が徐々に減少、利稲のみ徴収する（利稲率徴制）ようになる。元慶3（879）年12月、畿内5国に4,000町の官田／公営田を設置し、収入を官人給与に充てている（元慶官田）。寛平8（896）年7月5日、菅原道真是国司が国の実情に応じ、律令に違反せざるを得ないと奏上する（北條、2000）。

ついに上級官人は荘園から、下級官人は諸司領から貢納を得るようになる。上級官人／権力者は中、下級者を私的利益確保のために頗使し、中、下級官人はこれら院宮王臣家の威勢を借りて私利を図る。のちには官司も家産化する（官司請負制。佐藤、1983）。農民収奪の基本であった戸籍でも班給を受け、租は負担するが調、庸、雑徭、兵役、運脚等の重い負担が無い女性、長寿者が増加する等、虚偽記載が横行し、従って、現実の人口に基づき、6年に1度田を配分し直す班田収受は困難となり、農民層は分解、田堵／田刀＝有力農民／富豪浪人が成長する。とは言っても、他方で一部の論者が強調するようなその他の農民の一層の貧窮化は後述のように首肯し難い。趨勢的には実質所得の平均値上昇、分散増加があったと考えるべきだろう（後述）。

（寄進系）荘園増加、公有地の租税固定化、租税の未進等により、公的税収は減少するので、中央政府（組織の一部）は租税制度を私経済化することにより税収を増やそうとする。（有力）農業者にとって律令制の租税よりも荘園領主への貢納の方が、当面は負担が小さい。天皇、上級貴族、大寺社は權威に基づき、政府を経由せず、私的に富を集積する。地方では租税の効率的徴収のため、長官に責任、権限が集中する。律令制組織に基づく収納から有力者（国守、田堵）に依存する収納へと変化する。しかし、更にのちのことになるが、荘園領主への貢納が農業者／経営者保護のような利益を持たなくなれば、有力農業者は荘園領主から独立しようとする。（個人の欲望、私的利益の追求に基づく）生産の進展は富農、武士の強大化を齎し、支配体制変換を余儀なくさせる。地方での国司長官への権限集中は中央政府官司の統制を弱め、律令制は維持できなくなる。同時に、必要とあれば、上皇／院、天皇以下中央政府の権力者、有力寺社は国司を介さず、直接在地有力者と結ぶ。中間に介在する者を排除すれば、中央権力者、在地有力者双方の取り分／収益が増える。かくて律令制的な秩序は自然に崩壊する（ただし、網野、2008も指摘するように国衙への租税徴収の依存は鎌倉期まで残存する）。

以上は現時点の律令制変化に関する通説（大津、2001、坂上、2001、加藤編、2002、吉川編、2002、川尻、2008、佐藤、2008等を参照）の大まかな要約であるが、これら通説は律令制のあるべき姿とし、現実の変化を律令制からの逸脱と捉える（ただし、律令制の日本化として中立的に

捉えることもある。早川，2000)。これに対し，本稿はこのような9世紀後半の律令制の（財政面での）変化transitionを経済的に自然な流れとして解釈を試みる<sup>(1)</sup>。

### 3 モデル

このような律令（制）国家の財政の変化を，経済的誘因に応じて経済主体actor/playerを分類し，本人代理人関係principal-agentに基づき，解釈する。律令（制）国家／中央政府principalの目的は社会の安定を維持しつつ，中央政府への租税（主として調庸）を最大化することであり，国司agentの目的は中央政府からの信認を維持しつつ，自己の取り分を最大化することであり，農業者agentの目的は国司の介入を避けつつ，租税負担を最小化することであると単純化しよう。実際には，本人，代理人ともに更に多くの異なる目的を持つ多様な経済主体からなる。

中央政府principalは国司を代理人agentとして財政収入を得る。代理人のモラルハザードに対しては，4等官の連帯責任／公坐相連／節級連坐による相互牽制を期するとともに，一定の任期を定め，交替時に業績を評価してその後の昇進，任命に反映させた。しかし，4等官制による連帯責任は無責任になり易い。そこで長官への権限集中と責任追及となる。交替時の業績評価は国司の責任に帰すべき範囲を明確にし，その結果を検証する情報を得る必要がある。前者の工夫はあるが，後者は容易でない。

中央政府は災害等により収穫が減少すれば，社会の安定維持のため，租税を減免する。国司は報酬が租税徴収と連動しなければ，農業者から租税を徴収する誘因が小さくなる。国司の権限を長官に集中し，長官の報酬が租税徴収と連動するようになっても，中央政府からの信認を維持しようとして農業者から搾取すれば，農業者が反発し，地域社会が不安定となる。租税徴収が不十分であれば，地位の維持，更新，昇進を中央政府に求めることが困難になるか，または，国守の私的利益である残余請求権が小さくなる。

律令（制）国家の当初の租税制度は公地公民制に基づく。本人，代理人は当初の律令（制）国家の租税制度を変えるどのような誘因を持つだろうか。

（中央政府の誘因）

本人principalである中央政府は地方の生産に関する情報を持たないので，代理人agentである国司に情報地代を与え，租税を確保しようとする。中央政府の収入が十分に確保できるならば，律令制は機能する。

(1) 例えば，唐帝国の出現による国際的緊張が中央集権的な律令制を形成させ，唐帝国の衰退が経済論理の働きを許し，律令制を変質させたといった常識的理解に疑義を呈する。為政者の対応はそのような後世から見て整合的なものではほとんどない。時々の短期的な対応が結果として，大きな時代の変化に沿ったものとなるのである。経済の力は為政者の制度上の変革の試み＝律令制導入やその手直しを押し流すほど強いとも言える（この限りではKarl Marxの主張は正しい）。

延喜2（902）年、醍醐天皇、時平に始まる荘園整理令は律令制による収入確保という旧制度への復帰を試みた。しかし、私的利益追求／経済の力は強い。経済の流れに逆行する政策は進行を遅らせることはあっても、旧制度への復帰はできない。

中央政府は単一の経済主体ではない。中央政府全体の収入を大きくし、その中での分配の増加を期待するよりも、地方からの直接の移転を確保する方が（それが可能な経済主体にとっては）有利になる。中央政府構成員の間に目的の差があれば、構成員はそれぞれの私的利益を追求する誘因を持つ。例えば、上級貴族は私的に貢進する国司長官を昇進させ、散在する荘園からの利益を重視する等、中央政府の財政収入確保より上級貴族の私的利益を優先するようになる。他の中央政府の構成員も、例えば、檢非違使が任用国司、郡司を兼任する等により、それぞれ、地方からの収入を確保しようとする。つまり、中央政府の構成員は律令制本来の機構への依存から離れ、天皇、王臣勢家以下、国司からの私的貢進、更に、田堵／負名／富農の直接把握に向かう。

#### （国司の誘因）

国司agentは自己の名において搾取すれば正当性が無いので農業者の抵抗が大きい。4等官は連帯責任を負う。守（かみ）は総括責任者、介（すけ）は守と同じ（代理）、掾（じょう）は文書審議等事務責任者、目（さかん）は文案作成等書記である（『延喜式』「職員令」）が、連帯責任の下で租税徴収に関するそれぞれの責任、報酬が明確でなければ、共通目的の実現のために十分な努力をせず、私的利益を追求する。寛平9（897）年4月19日太政官符で調庸未進の（中央政府に対する）責任は国守／国司長官1人のみとする。その後、国司長官／国守／受領は権限を強化し、私的部下を擁し、強制執行力を強めたが、正当性を失えば地域の豪族等が反抗する可能性は大きくなる。全国的な軍事力が無くなってからでも中央政府は地域的軍事力に正当性を与えることにより、介入可能である（例、平将門による天慶の乱）。国司agentの任期（通常4年）は短く、国司は短期的な利益最大化のため、過大な搾取を図る可能性がある。これに対しては一連の国司交替の手続き、次の人事への影響の他、農民が反抗し、中央政府に訴え、中央政府が国司を更迭するという抑制の機構がある。

国司長官／受領は前任と新任との間で事務を引き継ぐ（交替政）。これは

- ① 分付受領：官物の引渡し、80日以内。
- ② 所執：帳簿と官物の間の齟齬の説明、次の20日以内。
- ③ 繕写書印：文書作成、捺印、次の20日以内。

からなり、新司／新任国司は解由または不与解由状を発給する。後者の場合、前司／前任国司は欠損補填、勘解由使の監査後、新司から式代解由を受け取り、本任放還となる。別に、前司は中央官庁との間に次の公文勘会（過去との比較により財政上の業績を審査する。延喜15（915）年から受領功過定となる）がある（大津、2001）。

- ① 受領の功過申文

- ② 主計寮大勘文：調庸惣返抄，雑米惣返抄。
- ③ 主税寮大勘文：正税返却帳，封租抄帳，新委不動穀。
- ④ 勘解由大勘文：正税，不動穀等の赴任中の増減，留国官物の監査。天慶8（945）年から。更に，長保4（1002）年から神社仏寺条追加。寛弘期，（宮城）大垣条追加。
- ⑤ 天曆6（952）年から，正歳率分：太政官勘文。
- ⑥ 応和3（963）年から，齋院禊祭料：禊祭料勘文。
- ⑦ 天禄1（970）年から，永宣旨料物。
- ⑧ 他に，長保3（1001）年穀倉院勘文，寛弘7（1010）年修理職勘文，長元1（1028）年大炊寮勘文等。

時代とともに多くの官司が関与しているのは，中央政府の異なる構成員がそれぞれの私的利益を追求するからである。受領功過の規定を厳密に守ることは困難であり，結局，権門勢家と良好な関係を持つ者が責任追及を免れ，再任，昇進を得る。職務遂行，再任，昇進に関して任命権者の意向がより重要であるならば，国司は律令制を離れ，任命権者との私的関係を重視するようになる。生産の付加価値の配分は主として，権門勢家と受領が得てしまう。

（農業者の誘因）

（土地）所有権（言うまでもなくその内容は時代，社会ごとに異なる）は公的権力が強制執行力を保障しなければ成立しない。律令（制）国家は田畑を国有とし，6年ごとに給田，（死亡者の田を）収公した。律令（制）国家の前は共同体（つまり，国より狭い地域社会）所有であったとして，天皇の権威がいかに大きくても共同体所有を国有にすることはできない。律令制度の下で，政府（中央政府，国司）は農民を直接支配したのではなく，在地首長を通じて租税を徴収した。従前，国造に相当する者が共同体内で耕作者に班給し，耕作の安定性，とりわけ収穫物確保を保証しただろう。耕作者に生産を手配し，指示する者は残余請求権者residual claimantとなる。

大和政権は，小国首長を県／国造とし，これらの者が祭祀権，課税権（の一部）等を大王家に委ねる形で全国支配を進めた。戦いを交えることもあったが，地域支配者／国造にとって，一定の地域支配権とそれに伴う経済的権益を維持できるならば，広域政権の下で地域における権威を公認され，社会的安定を享受する方が利益／効用が大きいので，平和的に大和政権に最終的支配権を委ねる方が一般的だったろう（のちの寄進系荘園と類似する誘因がある）。この過程で大王家は各地に領有地を屯倉（みやけ）として確保する。朝鮮半島にまで進出して得た権益を新羅等に奪われ，奪回を試みる。大王が天皇となり，日本を号した大和政権の派遣軍が663年，白村江で唐，新羅の連合軍に敗れる。日本が侵略を受ける可能性を考え，中央集権強化の一環として，最先端の中国の理念に倣い律令制を導入する。壬申の乱の時，東に逃げてきた大海人皇子の少集団を主と仰いで美濃等の豪族が従ったのも，これらの歴史的，制度的記憶に基づくが，血筋が意

味を持ったとしても非力な側に付く動機としては不十分である。豪族に私的利益確保への期待がなければならない。

水田耕作は灌漑等の共同作業を前提とする。農業者はこのための労力または費用の負担を当然と考えたろう。尤も、すべての土地を共同体所有と考える必要は無い。在地首長／権力者が一部または全部の土地を（他の共同体所有の土地の耕作を保証するのと同じ）権力を用いて私的に使用したかもしれない。この場合、全部を私有地とすることは生産量最大化または権力者の収穫最大化になるとは限らない。権力者は隷属する者を使って私有地を耕作（直営）する利益と、一般農民に耕作の安定性を保証する見返りに租税を徴収する利益とを比較するだろう。前者の場合、労働者の誘因は大きくなく、生産性向上のための管理は権力者にとって大きな負担となる。後者の場合、耕作者が真の収穫を申告するとは限らない（ただし、小さな地域であれば収穫の情報を得ることは困難ではないだろう）。

このような権力者がいる地域共同体の生産関係から律令（制）国家への移行は社会制度の変化ではあるが、経済の断絶が無い。従前の共同体の権力者に相応の権限／利益を保証／補償すれば移行は円滑だったろう。自然災害が収穫を制約する時代、豊作を祈念する行為は公共財となる。地域的支配者よりも中央のより高い権威を持つ者が祈る安寧はより効果的であると考えられた。租税徴収は強制執行力を背景とするが、徴収の名分が不可欠である。名分無しの執行は永続性が無い。中央政府は国造等、共同体の権力者を通じて全国を統治する。地域の権力者は中央政府の制度を自己の地域支配力強化に利用する。653年、行方評／郡を設置、長となった壬生麻呂は（孝徳）天皇の権威をかざして開発に臨む（『常陸国風土記』）。国造は地域における最高権力は失うが、生産物からの一定の分配に与り、中央権力に地位を保証されるのであれば、この変化は反抗するほどではないか、むしろ歓迎すべきであった。しかし、地方豪族は徐々に地方統治の権威を律令国家に依存するようになる。その程度が高まれば、国家の側としては租税徴収のためにこれらの者に依存する必要性、郡司をこれらの層の者から世襲的に任命する必要性は小さくなる。地域の権力は譜第から能力ある者として中央政府が任命する者に移行する。

農耕に従事する農民は在地首長等の地域支配者の意向に唯唯諾諾と従うのみであったとは限らない<sup>(2)</sup>。耕作者にとって収穫を安定的に得ることができなければ、生産に従事する誘因が無い。安定性を見返りに収穫物の一部を納めることは自然である。安定性を中央権力が代わって保証するのであれば、耕作者は異議を唱えない。中央政府の保証の方が信頼性が高いと考えたかもしれない。

田の生産性が高く（差額地代が大きく）、土地供給が限られていれば、国司の（複）代理人

---

(2) Dennison and Ogilvie (2007) は Bohemia, Russia の農奴制下の農村で領主と富農との共通利害に基づく協働、結託があり、領主は手間をかけずに富農以下村全体から税収を収納し、富農は村の自治を指導して村全体の社会資本等の負担を分担しつつ、自己の利益を大きくするとした（ただし、彼らの社会資本は定義が異なる）。一般の農民／農奴がただ受忍するだけという想定は不自然であり、社会構成員の誘因を考慮しない制度は長続きしない。

sub-agent, 中央政府の真の代理人agentである農業者にとって口分田配分に参加する意味がある。しかし、当時、土地は全体として希少ではなかった。更に、土地の生産力が異なるだけでなく、農業者の能力とくに経営能力が異なる。農業者の対応としては次の2つがある。

- ① 労働、時間を投入し、生産増加により手元に残る所得を増やす。
- ② (生産増加よりも) 負担回避により所得増加を図る。

公地公民制の下、6年に1度の土地の(現実の配分替えは死亡時以外は困難であるとしても)配分替えの可能性は土地への資本投下の誘因を小さくし、生産性向上を妨げる。私有を認めることにより、耕作地の維持への誘因が強まり、生産は増加し、農業者、政府/国司双方に有利である。墾田に始まる土地の私有化(天平15(743)年、墾田永世私財法)は私有を認めて開発への誘因を高め、租税を増やす方が律令(制)国家(の支配者)にとっても有利だったからである。ただし、生産増加の結果、国司の搾取が大きければ、農業者は耕作への誘因を失う。負担回避のためにも農業者は口分田への登載を免れる誘因は大きい。

菅原道真とは対立した三善清行は「意見(封事)十二箇条」において、戸籍には女、老人が多く、(当時の太政官符を引用しつつ)富豪は無実/架空の課丁を基に大きな口分田を受けながら、中央政府6衛府舍人、国司、郡司、権門勢家家人となって租税を免れるので、課丁の減少、不課の民の増加、国の収入減少となると述べ、中央政府は私怨に基づく任用国司、郡司、農民からの官長に対する訴えを取り上げることなく、(道真と同様)官長の権威、権限を強化するよう主張する。租税出納等に預かる一部諸司以外の中央政府下級官人への給与は支給されず、上級官人は衣裳、仏事供養、五節舞姫奉仕等に奢侈を競っていると批判する(山岸徳平他編, 1979)。

農業者にとって、労働の成果の一部を得ることができ、それを労働投入増加に応じて増やせるならば、生産増加への誘因がある。律令制の口分田で決められた租税負担を担うよりも、律令制から離れ、固定的な耕作地で安定的な生産に従事し、国司長官からの過剰な搾取を避け、租税負担率を軽減できれば、その方が生産増加への誘因は大きい。

このように、律令制における主要な各経済主体の誘因から見れば、律令制の変化は自然であり、各経済主体の私的利益を大きくする方向であった。しかも、それは以下に述べるように社会の生産量を増やす経済発展を齎したと考えられる。

#### 4 時代背景

当時の主要産業は農業であり、農業生産の良否は社会経済を制約する。尤も一般国民を農業者と規定する考えには反論がある。少し考えれば分るが、支配階級だけでなく一般国民も食以外の衣、住等の財、サービスを必要とする。付加価値は農産物だけではあり得ない。農業者が国民の大多数を占めるとしても付加価値に占める農産物の比率はそれより低い。農業に従事しない少数

者の他、多くの者は（自家消費部分が大きいかもしれないが）農業以外の営みにも従事する兼業者だったろう。現在の農業者の兼業は農地優遇、既存農業者保護等の公的介入／制度の歪みによるもので、最適な技術、市場条件に基づくのではないが、当時は兼業がほとんどの国民にとって効率的であった。しかし、付加価値の大部分を農業が占めるので農業が主要産業であることには変わらない。農業はとくに自然環境の影響下にある。日本列島は概ね農業生産力が高いとはいえ、律令（制）国家の時代までは沖積平野の大規模な開拓は無く、水資源の人為的利用／灌漑は地域的に限られており、農業技術も低く、それだけ気候、地形、災害等、自然環境の影響は後の時代よりも大きかった。

気候は奈良時代から気温が上昇した（Kitagawa and Matsumoto, 1995。なお、中国に関してはYang et al, 2002, 世界に関してはMann and Jones, 2003）が、9世紀末、高温から低温に移行、同時に湿潤化する。11世紀、12世紀は高温だが、12世紀は乾燥化した（ただし、山本, 1976は日記の降雪、桜開花の記事を利用し、9世紀-12世紀が温暖であったとする）。米は元来亜熱帯性の植物だが、温暖な気候が豊作と結びつくかは自明でない。むしろ、災害、疫病を齎したとする意見もある（西谷地、飯沼, 2002）。水資源も重要な要素であり、当時の記録に寒冷よりも旱魃被害が多い（朝廷の祈願も祈雨／止雨が多い。東京大学史料編纂所, 1952, 1953, 1954）。しかし、寒暖は他の気象条件と密接に関係している。

生産技術としては牛犁、鉄鋤、肥料（草が中心で、京では豊富な牛糞、馬糞を用いる。人糞は用いられていなかったようである。ただし、工藤隆, 2006のように逆の意見もある）があるが、労働投入がなければ耕地を維持できない状態だった。低湿地／湿田への直播もあったが、既に苗代、乾田への田植えが普及しており、『律令』によればそのための労働投下が後の収穫物の帰属を決めた（松尾, 1994）。尤も、その後も除草、収穫、乾燥、脱穀等、農民の作業は多く、厳しい。嘉祥2（849）年加賀国加賀郡勝示札によれば、農業者の労働時間は（建前として）4時-20時に及んだ（加藤編, 2002。これが1585年6月28日上大森惣分掟書では6時-18時になっている。原田, 2008）。それでも土地生産性は低く、稲の反当たり収穫は江戸時代の6割程度という（土屋, 1934）。生産性が低いので租税負担率も低い（澤田, 1928/1972）。『延喜式』によれば、上田でも収穫量対種籾比率は25である（ただし、小麦等他の穀物に比べて稲の生産性は高い）。

土地が豊富であれば農業生産は粗放になる。上田と下田（または下下田）との収穫差が大きいのもその状況証拠である。時代は下るが、1145年、讃岐国善通寺、曼荼羅寺領では96町9反中、田28%、畑／畠71%、そのうち耕作しているのは田55%、畑41%と1/2以下であり、とくに畑の30%は常荒である（小山, 佐藤編, 1987, p30）。申告者に耕作面積を過小に申告する誘因があることを割り引く必要はあるが、田積の相当部分（2, 3割か）が荒廃田（恒常的に耕作しない）または不堪佃田（一時的に耕作しない）であった（村尾, 1978。時期、事情は異なるが黒田, 2006も参照）。1/2以上損失がある不熟田が3割という状態が珍しくなく、旱魃、（それより頻度は低い）冷害による不作も多い。陸稲の生産性は更に低い。現在の耕作放棄地拡大のように、

農地所有に固有の制度的利益があると同時に、農業者に他のより有利な就業機会があるのとは異なり、当時は耕作しない土地「所有」は利益が無く、土地は経済的な制約になっていなかった（限界地代は0である）と考えられる。

農業生産のための社会資本投資に関しては、河内国淀川茨田堤決壊、修築（『続日本紀』天平勝宝2（750）年5月、宝亀3（772）年8月、延暦3（784）年閏9月等）、摂津国淀川、三国川／神崎川間の水路開削（同延暦4（785）年1月）、美濃国各務、厚見郡司ら700余人による広野川／木曾川改修工事妨害（『日本三代実録』貞観8（866）年）等から治水（堤防、堰造成、修築）、池溝灌溉（溜池造成、用水路開削）事業があったことが分る。これらの公共事業／社会資本整備のため、（律令制で最も負担が重い）雑徭を充て、緊急の場合、軍団兵士を用い、のち『延喜式』では出挙稲をも充てることになっているが、中世以後の開田のような社会資本投資に比べれば規模は小さい。農業は米だけでなく、他の穀物（中央政府はたびたび雑穀生産を奨励している）、野菜、果樹、畜産があったが、農地／耕地は谷水、山麓の湧水、池、溜池の水を使う谷間、谷口と、堰を作り、取水する川周辺の沖積地での田畑であり、広大なものではない。源順『和名類聚抄』によれば承平期（10世紀初め）の田積は863千町歩（現在の1,035千町歩に相当）、つまり中世の新田開発後、慶長3（1598）年太閤検地での約206万町歩（石高換算）の1/2であり（菊地，1977，村尾，1978），かつ，前述のように粗放的経営だった。

収穫方法は平安中期までに1本ずつ刈る摘穂から1株ごとの根刈に移行する。穎稻10把を1束とし、10束は籾穀1斛／石、春米／白米5斗（1斗は現在の（京杓）4升）に換算する。出挙等流通は穎稻により、保存は籾穀による。

農業生産性の状況、推移を数値として明らかにすることは困難ではあるが、資本蓄積があったとしても目立つような規模ではなく、技術の進歩は遅滞としていた。人的資本の蓄積があれば効率性単位の労働は増加するが、この時期の労働増加は主として人口成長に依っただろう。9世紀末-10世紀初の本稿対象期およびその前後、次節で述べるように、人口増加に伴い、農業生産は徐々に増加し、その人口増加を支えたと考えるのが穏当である。つまり、人口増加は農業生産増加となり、土地の制約frontierには未だ達していない（Farris, 1985）。土地が希少になって初めて（現在のものとは異なるとしても）所有権が重要になる。この後の（寄進系）荘園増加は社会資本投資の減少を意味するとは限らない。むしろ荘園領主／本家または領家は生産力維持、向上への誘因が大きく、私的利益を求めて土地への投資を増やしただろう。

## 5 GDPの変化：人口増加等

人口増加は多数の者が生存最低限subsistence minimumに近い所得を得ている社会では農業生産増加の間接的な証拠となる。

OECD（2006）、Maddison（2007）により、当時の世界人口の趨勢を見ると、1000年の人口は

4地域に関しては表1の通りである（OECD, 2006は世界合計を268百万人とする）。Maddison（2007）は当時の人口成長率を年0.1%程度とする。OECD（2006）は1人当たりGDPも推計しているが、この時期については事実上、生存最低限subsistence minimumかそれ以上かしか区別していない。ただし、日本に関しては中国に追いつく過程とし、ある程度の1人当たりGDPの成長率を想定する。

農業が主要産業である時代、農業の生産性がGDPを決める。Maddison（2007）はこの時期の中国に関して次のように推計する。960年の1人当たりGDPは欧州とほぼ同水準である。中国では1000年ころまで土地は稀少ではなかった。休耕地は徐々に減少し、1000年ころ、耕作率はほぼ100%となる（ただし、耕作率100%と未利用地が無くなることを同一視するのは、土地生産性が非常に高く、2期作、2毛作等の耕地の可能性を考慮すれば、必ずしも正しくない）。従前、米は成熟に180日を要したが、ベトナムから早熟米を導入し、2期作が可能になる。つまり、（人口増加に伴う）労働生産性低下を土地生産性上昇が補う。この結果、宋代（960-1280）、300年余の間で1人当たりGDPは1/3上昇したとする。

日本に関し、鬼頭（1983）は10世紀、人口停滞、荘園化による経済停滞があったとする。確かに、既に延暦期には、未納物資を私的倉に貯蔵し、調庸には麩悪品を用い、精良品は市場交易に出している等の太政官符があり、戸籍の男丁が減少している。しかし、現実には9世紀-10世紀にも人口増加、耕作地増加、生産増加、財政規模増加があった（村尾、1978）と考える方が実態を反映しているだろう。勿論、災害、疾病／疫病、（局地的）戦争等による一時的な人口減少はあるが、趨勢的には増加している。

近世までは社会の一部の者は最低生存水準minimum subsistenceにあり、災害等があれば飢饉に直面するMalthus的状态だった。英国（の穀物農業）に関して、Clark（1991）は18世紀前半までは労働者投入量で面積当たり収穫量増加を説明できるとしている。Karakacili（2004）は14世紀の農業の労働生産性は1800年ころと変わらなかったと推計する。Clark（2007）は1250-1600年の間、農業の労働生産性はほぼ一定で土地は希少ではなかったと言う。ただし、農民の（平均）生活水準は生存水準subsistenceより高い。Allen（2008）によれば1300-1800年の間、土地生産性は緩やかに増加した。いずれも結論は同じである。

日本の農業者または一般国民の1人当たりGDPがどのように変化しているかを資料で求めることはできない。しかし、自然条件の変化、疫病等の被害が当時の記録に大きく報じられている

表1：1000年の人口：百万人

日本	中国	インド亜大陸	欧州	世界
7.5	59	75	32	267

注：欧州は旧ソ連、トルコを除く。

資料：Maddison（2007）

のを考慮すれば、下層農民等、国民の大きな部分は最低生存水準からあまり遠くない状態だったろう。他方、支配層は奢侈を咎められるほど高い生活水準にあったし、貴族は生産活動には殆んど関わることなく、農業者等とは雲泥の差の物質的消費を享受していたことが考古学的資料、貴族の日記、当時の物語から分る。言うまでもなく、(時期は遡るが)山上憶良が貧窮問答歌で描いた図は貴族のものでない。

いずれの地域においても主要産業である農業の技術進歩は遅く、平均的個人の寿命(災害、疫病、治安、出産の効果が大きい)、人的資本、消費の水準は変わらず、土地の制約が小さいとすれば、生産量、GDPは人口増加に比例する。

1人当たり農業生産増加を都市人口増加により間接的に推計することがある。都市の住民は地方の農業生産に依存していると見做し、いわば依存比率dependency ratioの推移から生産効率性の推移を推し測るものである(例、Acemoglu et al, 2004, 2005)。当時の都市人口増加の状況は不明だが、平城京、平安京の対全国人口比率は2-3%(澤田, 1928/1972, 西山, 2004)で、江戸時代の江戸の比率とあまり変わらない(これに対し、世界の都市人口は1900年5%, 2000年10%程度である。UN)。ただし、1000年ころの京の規模(10万人以上。西山, 2004)は突出しており、第2の大宰府、第3の多賀城はいずれも遥かに小さかった。平安京でも右京は衰退したが、左京(およびその東)への人口重心の移動、人口集中の下、京全体の人口は平城京7万人から平安京12万人程度へと、平安期を通じて増えたと考えられている。時の経過とともに他の都市が相対的に大きくなったのであれば、これらを支える農業生産の拡大がなければならない。

同様に、当時の非生産階級である貴族層の消費拡大により間接的にGDP増加を推計することができるだろう。男5位以上の人数(郡司/地方豪族を除く)は天平期の200人に対し、9世紀後半には300-400人に増えている(土田, 1992, p18図)。議政官の数は権大納言、権中納言等の増加で増えているし、国守の富の増加も著しい。つまり、貴族数が増加し、少なくとも一部の者の私的資産(一般国民に比べて桁違いに大きい)は相当な増加があった。社会資本等、公共財供給は限定的であり、社会経済の生産余剰/準地代は主として彼らの私的消費に充てられた。当時の考えでは治安の維持、社会資本、交通の整備等の公共財提供の他、人民の生活を左右する自然災害、疫病の回避等、社会の安寧、生活の安定、生産物の豊穰に関する主権者である天皇(および群臣)の責任は大きく、社寺を通じる祈祷、自身の人格陶冶、清浄化を試み、これらに資源を費やした。これらは現在の公共財支出の内容とは一致しない私的消費の部分が多いが、観念的には公共財と捉えていたかもしれない。

貴族層の消費増加を挿話で窺うことができる。醍醐天皇と図って過差を制したとされる若き権力者本院大臣時平(871-909)、父師輔の遺言を違えてその葬儀を簡略にせず、また、安和3(970)年、大臣大饗の時、寝殿(のち世尊寺)の母屋と廂の間の板張りが黒ずんでいた(貴重な)陸奥紙/檀紙を敷き詰めて張った一条摂政伊尹(これまさ/これただ)(924-972)等の奢侈は伝えられる(『大鏡』等)。しかし、清少納言は『枕草子』で道隆(953-995)の華やか

さを賛美しつつ、道長（966-1027）の盛期を目の前にしてそれには及ばないと認めている。

寛弘3（1006）年春、源兼澄は千余巻、播磨守陳政は（大江朝綱旧蔵の）3,500巻、兼隆は約千巻等、歴大な書籍を道長に献上している。寛弘5（1008）年4月、齋院選子内親王御製の時、道長は前駆の馬はすべて自家の馬であると豪語するが、前駆にすれば、馬を借りることにより主従の立場を明確にする意味もあっただろう。当時の貸借は不足するから借りるとは限らない。しかし、馬を好んだ道長は主として受領から多くの馬を献上され、いくつかの邸宅（それぞれ馬場を持つ）の厩に多数の馬を繋いでいた。また、寛仁2（1018）年、道長の土御門殿再建時に家具調度一式を献上した源頼光等、道長への財貨集積の話は尽きず、その消費水準の高さは前代と比較にならない（東京大学史料編纂所、1952-1954）。このような上級貴族の生活水準の向上は富が上級貴族に集中したためとは言えない。道長は国司長官／受領から資産を取奪したわけではなく、（国司任命を含めて）様々な形で対価を支払っている。受領が大きな宅地（律令制は位階に応じて平安京宅地の広さを決めていた）を得ることへの批判、過差の重なる禁止等は中級貴族の生活も豊かになっていることを示す。また、私的寺院建立の増加も貴族の資産増加を裏付ける（ただし、私的寺院への喜捨は資産保全の意味もある）。以上を総合すれば、律令制の変質過程において、趨勢的なGDP増加が確からしいと言える。

## おわりに

律令制下の財政制度の変化を現代の経済理論から説明すれば、歴史的な制度の差を軽視し、現代の発展した市場に基づく理論を適用するのは不適當であるとの批判があるだろう。しかし、人間の経済行動を決める誘因は制度の発展段階に拘わらず、重要である（経済史における例として、Geraghty, 2007, Kaiser, 2007）。前代では、経済に占める市場exchangeの比率は大きくなく、政府の強権的な再分配redistribution、人的関係に基づく互惠的授受reciprocityが財、サービスの生産、分配に重要な役割を持っていた（Polanyi, 1977）。このような経済では生産、分配の効率性は低い。確かに制度は地域、時代に応じて異なる。しかし、個人の経済行動を決める誘因は変わらない。例えば、造東大寺司主典安都宿禰雄足は官司の財の売買を通じて私的利益を追求している（吉田, 1983）。誘因は変わらなくても、経済行動は制度により歪められ、変化する。歪みは効率性を損ない、公平性にも影響する。このような制度による歪みは歴史的に見れば趨勢的に減少し、日本経済の効率性は高くなっていると言えるだろう。長期的には、経済的誘因は社会、経済制度を変える大きな力となる。

律令制を規範とし、それからの変化／逸脱を否定的に捉えることがある（例、森田, 2004）が、経済制度は効率性、公平性に基づき評価すべきである。本稿で対象とした律令制変質のエピソードは遠い祖先の話である。しかし、翻って現代の日本の政策にも経済の流れに逆行するものは多

い。農業政策はその筆頭であり、納税者、消費者からの移転により（低所得ではない）零細農家の維持、強化を図っている。政府の規模が巨大であるだけ、政策も長期に持続することができる。しかし、その間の社会的費用は平安期のものとは比較にならないほど大きい。効率性、公平性を歪める制度は政治的強者が経済的弱者を装い、準地代獲得行動に従事する結果、形成、維持、強化される。日本経済の制度設計に当たっては、（律令制維持といった）特定の理念に捉われないことなく、経済的誘因を考慮し、効率性、公平性を高めるよう、国民すべてが努力しなければならない。

※本論文は拓殖大学政治経済研究所研究助成・平成21年度個人研究の研究成果である。

## 参考文献

- 青木和夫他校注（1989-1998）『続日本紀』5巻 新日本古典文学全集 岩波書店  
 網野善彦（2008）『荘園公領制の構造』網野善彦著作集第3巻 岩波書店  
 泉谷康夫（1972/1992）『律令制度崩壊過程の研究』鳴鳳社／高科書店  
 井原今朝男（2009）『中世の借金事情』歴史文化ライブラリー 吉川弘文館  
 大津透（2001）『道長と宮廷社会』日本の歴史06 講談社  
 大津透，大隈清陽，関和彦，熊田亮介，丸山裕美子，上島享，米谷匡史（2001）『古代天皇制を考える』日本の歴史08 講談社  
 大津透（2003）「律令制の人民支配の特質」笹山晴生編『日本律令制の構造』吉川弘文館  
 大日方克己（1993）『古代国家と年中行事』吉川弘文館  
 笠原英彦（1998）『天皇と官僚制』PHP新書  
 加藤友康編（2002）『摂関政治と王朝文化』日本の時代史6 吉川弘文館  
 鐘江宏之（2008）『律令国家と万葉びと』日本の歴史3 飛鳥・奈良時代 小学館  
 金田章裕（1999）『古地図からみた古代日本』中公新書  
 狩野久（1976）「律令財政の機構」岩波講座『日本歴史3 古代3』岩波書店  
 鎌田元一（1988）「日本古代の人口」岸俊男，森浩一，大林太良編『日本人とは何か』日本の古代別巻 中央公論社  
 亀田隆之（2000）『日本古代治水史の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館  
 川尻秋生（2008）『揺れ動く貴族社会』日本の歴史4 平安時代 小学館  
 菊地利夫（1977）『新田開発改訂増補』古今書院  
 岸俊男編（1988）『古代国家と日本』日本の古代15 中央公論社  
 北川浩之（1995）「屋久杉に刻まれた歴史時代の気候変動」吉野正敏，安田喜憲編『歴史と気候』講座 文明と環境6 朝倉書店  
 鬼頭宏（2000）『人口から読む日本の歴史』講談社学術文庫  
 京都市（林屋辰三郎他）編（1970）『京都の歴史』第1巻（平安の新京） 学芸書林  
 工藤隆（2006）『古事記の起源』中公新書  
 黒田基樹（2006）『百姓から見た戦国大名』ちくま新書618  
 桑原朝子（2005）『平安期の漢詩と法』東京大学出版会  
 国史大辞典編集委員会編（1993）『国史大辞典14』吉川弘文館  
 小山靖憲，佐藤和彦編（1987）『絵図にみる荘園の世界』東京大学出版会

- 酒井シヅ (2008) 『病が語る日本史』 講談社学術文庫
- 坂上康俊 (2001) 『律令国家の転換と日本』 日本の歴史05 講談社
- 坂本太郎 (1952) 「律令制の変質過程」『日本歴史』 53: 2-9
- 笹山晴生 (1993) 『平安の朝廷』 吉川弘文館
- 笹山晴生編 (1993, 2008) 『日本古代史年表』 上下, 東京堂出版
- 笹山晴生, 吉村武彦編 (2000) 『続日本紀索引, 年表』 新日本古典文学大系別巻 岩波書店
- 佐藤進一 (1983) 『日本の中世国家』 日本歴史叢書 岩波書店
- 佐藤全敏 (2008) 『平安時代の天皇と官僚制』 東京大学出版会
- 澤田吾一 (1928/1972) 『奈良朝時代民政経済の数的研究』 柏書房 (復刻)
- 鈴木博之, 石山修武, 伊藤毅, 山岸常人編 (2005) 『古代社会の崩壊』 シリーズ都市・建築・歴史2 東京大学出版会
- 高橋昌明 (2000) 「日本中世農業生産力水準再評価の1視点」 木村茂光, 井原今朝男編 『荘園公領制』 展望日本歴史8 東京堂出版
- 瀧川政次郎 (1952) 『律令時代の農民生活』 乾元社
- 土田直鎮 (1992) 「奈良時代に於ける律令官制の衰頹に関する一研究」『奈良平安時代史研究』 日本史学 研究叢書 吉川弘文館
- 土屋喬雄 (1934) 『日本経済史概要』 岩波書店
- 東京大学史料編纂所 (1952-1954), (財)陽明文庫編大日本古記録『御堂閔白記』 上中下 岩波書店
- 所功 (1970) 『三善清行』 日本歴史学会編人物叢書 吉川弘文館
- 虎尾俊哉編 (2000, 2007) 『延喜式』 上, 中 訳注日本史料 集英社
- 中野栄夫 (1979) 『律令制社会解体過程の研究』 塙書房
- 西谷地晴美, 飯沼賢司 (2002) 「中世的土地所有の形成と環境」 渡辺, 五味編 (2002)
- 西山良平 (2004) 『都市平安京』 京都大学学術出版会
- 早川庄八 (2000) 『天皇と古代国家』 講談社学術文庫
- 原田信男 (2008) 『中世の村のかたちと暮らし』 角川選書
- 服藤早苗 (2004) 「古代社会の男女と老童」 歴史学研究会, 日本歴史研究会編『律令国家の展開』 東京大学出版会
- 不向井龍彦 (2001) 『武士の成長と院政』 日本の歴史06 講談社
- 北條秀樹 (2000) 『日本古代国家の地方支配』 吉川弘文館
- 松尾光 (1994) 「文献史料にみる古代の稲作」 武光誠, 山岸良二編『古代日本の稲作』 雄山閣
- 三上善彦 (2003) 「古代の出挙に関する2, 3の考察」 笹山晴生編『日本律令制の構造』 吉川弘文館
- 村井康彦 (1976) 『律令制の虚実』 新書日本史2 講談社現代新書
- 村尾次郎 (1961/1964/1978) 『律令財政史の研究』 日本史学研究叢書 吉川弘文館
- 目崎徳衛 (1995) 『貴族社会と古典文化』 吉川弘文館
- 森田悌 (2004) 『王朝政治』 講談社学術文庫
- 八木充 (1968) 『律令国家成立過程の研究』 塙書房
- 安田喜憲 (2004) 『気候変動の文明史』 NTT出版
- 山岸徳平, 竹内理三, 家永三郎, 大曾根章介 (1979) 『古代政治社会思想』 日本思想体系8 岩波書店
- 山本武夫 (1976) 『気候の語る日本の歴史』 そしえて
- 吉川弘文館編集部編 (2006) 『日本史必携』 吉川弘文館
- 吉川真司編 (2002) 『平安京』 日本の時代史5 吉川弘文館
- 吉川真司, 大隅清陽編 (2002) 『律令国家』 展望日本の歴史6 東京堂出版
- 吉田孝 (1983) 『律令国家と古代の社会』 岩波書店
- 歴史学研究会, 日本歴史研究会編 (2004) 『律令国家の展開』 日本史講座第2巻 東京大学出版会
- 渡辺尚志, 五味文彦編 (2002) 『土地所有史』 新体系日本史3 山川出版

- Acemoglu, Daron, Simon Johnson and James Robinson(2004), *Institutions as the Fundamental Cause of Long-run Growth*, NBER Working Paper 10481
- Acemoglu, Daron, Simon Johnson and James Robinson(2005), "The Rise of Europe: Atlantic Trade, Institutional Change, and Economic Growth", *American Economic Review* 95(3): 546-579
- Allen, Robert C(2008), "The Nitrogen Hypothesis and the English Agricultural Revolution: A Biological Analysis", *Journal of Economic History* 68( 1 ): 182-210
- Batten, Bruce L(1993), "Provincial Administration in Early Japan: From Ritsuryō kokka to Ōchō kokka", *Harvard Journal of Asiatic Studies* 53( 1 ): 103-134
- Clark, Gregory(1991), "Yields per acre in English agriculture, 1250-1860: evidence from labour inputs", *Economic History Review* 44(3): 445-460
- Clark, Gregory(2007), "The long march of history: Farm wages, population, and economic growth, England 1209-1869", *Economic History Review* 60( 1 ): 97-135
- Davis, Donald R, and David E Weinstein(2002), "Bones, Bombs and Break Points: The Geography of Economic Activity", *American Economic Review* 92(5): 1269-1289
- Dennison, T K, and Sheilagh Ogilvie(2007), "Serfdom and social capital in Bohemia and Russia", *Economic History Review* 60(3): 513-544
- Farris, William Wayne(1985), *Population, Disease, and Land in Early Japan, 645-900*, Harvard-Yenching Institute Monograph Series 24, Harvard U Press
- Geraghty, Ryan M(2007), "The Impact of Globalization in the Roman Empire, 200BC-AD100", *Journal of Economic History* 67(4): 1036-1061
- Kaiser, Brooks A(2007), "The Athenian Trierarchy: Mechanism Design for the Private Provision of Public Goods", *Journal of Economic History* 67(2): 445-480
- Karakacili, Eona(2004), "English Agrarian Labor Productivity Rates Before the Black Death: A Case Study", *Journal of Economic History* 64( 1 ): 24-60
- Kitagawa, Hiroyuki, and Eiji Matsumoto(1995), "Climatic implications of  $\delta$  13C variations in a Japanese cedar (*Cryptomeria japonica*) during the last two millennia", *Geophysical Research Letters* 22(16): 2155-2158
- Maddison, Agnus(2007), *Chinese Economic Performance in the Long Run*, Development Center Studies, OECD
- Mann, Michael E, and Philip D Jones(2003), "Global surface temperatures over the past two millennia", *Geophysical Research Letters* 30(15), 1820 CLM 5: 1-4
- OECD(2006), *The World Economy*, Vol 1 A Millennial Perspective, Vol 2 Historical Statistics, Development Center Studies, OECD
- Polanyi, Karl(1977), *The Livelihood of Man*, Academic Press
- Temin, Peter(2006), "The Economy of the Early Roman Empire", *Journal of Economic Perspectives* 20( 1 ): 133-151
- UN, *Demographic Yearbook*, United Nations, yearly issues
- Yang, Bao, Achim Braeuning, Kathleen R Johnson and Shi Yafeng(2002), "General characteristics of temperature variation in China during the last two millennia", *Geophysical Research Letters* 29(9): 38: 1-4

# 日本人の台湾へのリタイアメント移住の特徴と 今後の増加可能性<sup>†</sup>

拓殖大学政経学部 茂 木 創

## 1. はじめに

1972年の日中国交正常化に伴う非承認の関係にありながら、日本と台湾<sup>1</sup>は今なお経済、社会、文化的に極めて緊密な関係を保っている。

こうした中、日本における「団塊の世代<sup>2</sup>」が定年退職を迎える2007年から2010年を見越して、中華民国外交部は、日台交流のさらなる促進と、台湾政府の観光客倍增計画の趣旨に基づき、2006年2月1日より日本の定年退職者に対し、180日間有効（延期を認めない）の数次査証（マルチビザ）を発行すると発表した（中華週報社（2006a））。いわゆる「リタイアメント・ビザ」である。リタイアメント・ビザは日本人が台湾でリタイアメント移住<sup>3</sup>を行うことを目的として発行されたものである。ロングステイ財団（2008）によると、リタイアメント移住とは以下に定義される滞在形態である。

(a) 比較的長期にわたる滞在である。

「移住」「定住」を目的にせず、帰国を前提にした2週間以上にわたる長期滞在型余暇である。

(b) 海外に「居住施設」を保有、または賃借する。

生活に必要な設備が整っている「住まい」を保有もしくは賃借する。

---

<sup>†</sup> 本稿は「『リタイアメント移住』の送り出しと受け入れの制度比較分析—その萌芽的研究—」と題し、中川功教授（拓殖大学政経学部）、立花亨教授（拓殖大学政経学部）ならびに井上治准教授（拓殖大学政経学部）と共に行った研究の成果物です。数年にわたる共同研究を通じて示唆に富んだご助言を賜りました。この場をお借りしてお礼申し上げます。また、匿名のレフェリーならびに紀要編集会議の皆様からは提出原稿に関する有益なコメントをいただきました。重ねてお礼申し上げます。尚、本稿におけるいかなる誤謬も本人に帰すことは言うまでもございません。

1 以下固有名詞の場合、中華民国を用いるが論文中には「台湾」と表記する。また、台湾を国とするか地域とするか、本稿では厳密な区別を行わない。

2 本稿では、1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）に生まれた人を指すものとする。

3 本稿では、以下、リタイアメント移住とロングステイを同義として扱っているが、厳密には異なっていると考えられる。たとえば、日本国内で勤労者が、2週間以上の長期休暇をとって海外に自らが所有する住宅で生活した場合、本文中の(a)から(e)を満たしているためロングステイとは言えるが、退職していないためリタイアメント移住とはいえないだろう。分析の煩雑さを避けるため、このようなケースを個別に考察していくことは本稿では行わない。

(c) 余暇を目的とする。

自由時間の活用を目的とし、豊かな時間を過ごし、現地の人々との交流活動などをする。

(d) 「旅」よりも「生活」を目指す。

異日常空間での日常体験を目指す。

(e) 生活資金の源泉は日本にある。

生活の原資は日本で発生する年金、預金利子、配当、賃貸収入であり、現地での労働を必要としない。

以上まとめると、リタイアメント移住とは、生活の源泉を日本に置きながら海外1カ所に比較的長く滞在し、その国の文化や生活に触れ、現地社会への貢献を通じて国際親善に寄与する海外余暇を総称したものである（ロングステイ財団（2008））。

日本の「団塊の世代」の人口規模は、2005年時点における総数で680万人であり<sup>4</sup>、台湾の人口が2,300万人<sup>5</sup>であることを考えると、「団塊の世代」は台湾の総人口の約30%にも達する。また、総務省（2007）によると、団塊の世代の平均貯蓄額は1,752万円と推計されており<sup>6</sup>、「段階の世代」を誘致するための様々な計画が動き出している。台湾新幹線を中心とした都市交通網が整備され、高雄県的美濃鎮、台南県などでは日本人村が建設されるといったハード面での施策だけでなく、南投県埔里郷では日本語のボランティア養成に力を入れるなど、自治体をあげて受け入れに取り組んでいる（中華週報社（2006b））。

こうした現実的な動きがある一方で、日本人のリタイアメント移住に関する学術的な研究はようやくスタートラインについたという感がある。リタイアメント移住への関心の高まりから、すでに日本人のリタイアメント移住に関する成功例、失敗例、斡旋や手続きといった教本の類は数多く出版されているが、その将来的な展望についての学術的な分析がなされた論文は、筆者の知りうる限り数少ない。公表されているわずかな研究成果としては、Toyota（2006）をはじめとするInternational Institute for Asian Studies（IIAS）の一連の研究に加えて、石井（2007）および金戸（2007）などがある。とりわけ、Toyota（2006）をはじめとするIIASの研究は近年のアジア（および欧州）におけるリタイアメント移住について述べた先駆的研究であり、アジア（および世界）における今後のリタイアメント移住を考察する上で重要である。また石井（2007）は社会学的な視点からリタイアメント移住の動機についての分析を行っており、金戸（2007）は1990年以降の日本からの台湾への自発的移住の研究を行っている<sup>7</sup>。日本人のリタイアメント移住に関する研究は2007年5月に国立民族学博物館において国際シンポジウムTransnational Migration in East Asia: Japan in Comparative Focusが開催され、主として社会学的な視点では

4 国立社会保障・人口問題研究所（2007）によると2005年時点の男女総数は6,783,335人である。

5 中華民国内政部（2007）によると、2006年時点の男女総数は22,876,527人である。

6 日本の平均貯蓄額は1,722万円（2007年）である。

7 金戸（2007）はリタイアメント移住よりも広い概念としての「台湾への越境移住」を分析している。ここでは主として越境動機についての聞き取り調査の成果が示されている。

あるが、ようやく始まったといえる<sup>8</sup>。

これに対して、1970年代以降から退職後を温暖な南部で過ごすという形態が一般に認知されている欧州では、すでに多くの成果が公刊されている。たとえば、King, R. Warnes, T. and Williams A. M. (1998) は欧州の国際退職者移住 (International Retirement Migration; IRM) について詳細な分析を行っており、また、King, R. Warnes, T. and Williams A. M. (2000) では欧州人のIRM形態として一般的な南欧州への移住について最近の動向について分析している。

しかしながら、台湾へのリタイアメント移住について学術的な分析をしたものはほとんどない。特に経済分析を行ったものは皆無といってよい。というのも、台湾がリタイアメント・ビザを発給してから日がまだ浅く、リタイアメント・ビザ発給状況を示す統計も公表されていないため、今後の動向について正確な推測、把握、分析を行うことが難しいのが最大の理由である。そこで、本稿では制度と現在利用可能な経済統計を用いて、台湾へのリタイアメント移住の可能性について経済学的な接近を試みる。

まず、第2節では2007年に開通した台湾高速鉄道と都市インフラの整備について述べる。続く第3節では近年の台湾への観光旅行者数の推移の特徴について述べ、第4節ではリタイアメント移住の制度とその長短について、生活費用の面から考察する。第5節では今後、台湾への旅行者がどのように変化するかをグラビティ・モデルの手法を用いて考察する。

## 2. 都市交通網の新局面—「点と線」から「平面」へ

台湾では、1989年に構想が始まった台湾高速鉄道が2007年1月5日に板橋・左営（高雄）間（345km）まで開業し<sup>9</sup>、空路を経ずに北と南が90分あまりで結ばれることとなった<sup>10</sup>。台湾高速鉄道の自由席を利用した場合、板橋・左営（高雄）間で1,385新台幣ドル<sup>11</sup>であり<sup>12</sup>、それまで最速の特急自強号の845NTドル（所要時間4時間30分）と比べると約1.6倍の費用がかかることになるが、時間は1/3に短縮される。

中華民国行政院主計処（2007a）によると、2006年の台湾の平均月収は91,645NTドル<sup>13</sup>。また厚生労働省（2007）による日本の平均月収は335,774円であり、台湾の所得水準は日本の0.91倍であ

8 2007年5月31日から6月1日に開催されたシンポジウム、Transnational Migration in East Asia: Japan in Comparative Focusでは、豊田美佳（シンガポール国立大学）がCare Work and Intra-regional Migrationと題する発表を行った他、小野真由美（東京大学）が“Long-stay” Tourism and International Retirement Migration: Japanese Retirees in Malaysiaという発表を行っている。

9 2007年3月2日には台北から左営間も開業。

10 それまでは最速の特急列車（自強号）でも台北－高雄間は約4時間を要した。また、高速鉄道導入によって、2007年5月1日には台北－台中の航空路線が、8月16日には台北－嘉義の航空路線がそれぞれ廃止された。

11 以下運賃は台湾、日本とも2008年1月14日現在の値である。以下新台幣ドルをNTドルと表記する。

12 2008年1月14日の為替レートは1NT=3.35円。したがって、台北－左営（高雄）間に台湾高速鉄道を利用した場合の運賃は4,644円、自強号を利用した場合は、2,833円となる。

13 脚注6と同様に、2008年1月14日の為替レート（1NT=3.35円）で計算すると307,011円となる。

る<sup>14</sup>。所得水準をもとに、1 kmあたりの運賃を比較してみよう。一方、台湾高速鉄道を利用する場合、板橋から左営（高雄）間の1 kmあたりの運賃は4.0NTドル<sup>15</sup>。他方、東海道新幹線を利用した場合、1 km26.3円である<sup>16</sup>。したがって、1 kmあたりの運賃を平均月収で除すと、台湾高速鉄道の1 kmあたり運賃の平均月収比は0.04%、日本の新幹線運賃の1 kmあたり運賃の平均月収比は0.08%であり、台湾高速鉄道の利用費用の対新幹線利用費用比は約50%となり、日本と台湾との所得格差（0.91）を考慮しても割安な料金に設定されている<sup>17</sup>。

中華民国交通部は、台湾高速鉄道は開業当初19往復だった運行を現在北上57便、南下56便に増加しており、2008年1月18日のダイヤ改正では往復63便に増加することが決定した（中華民国交通部（2008））。新設された高速鉄道駅周辺の開発は現在進行中であるが、日本、韓国に次いでアジアで3番目に高速鉄道を導入したことによって、国内だけでなく外国からの観光、ビジネス客誘致を企図して拡充を図っている<sup>18</sup>。それまで空路を利用した入国者は、台北近郊（桃園県大園郷）の台湾桃園国際空港<sup>19</sup>、高雄市の高雄国際空港からの入国が一般的であり、他の都市へはそこからさらに国内線に乗り換えて目的地に移動せざるを得なかった。特急自強号などを利用した移動も可能ではあったが、目的地まで時間がかかりすぎるため、台北、高雄という二大都市に比べると、地域の経済開発は、観光整備は遅れていたのが現実である。いわばこれまでの台湾の移動は都市（点）と都市とを線で結ぶという、「点と線」の移動形式であったといえる。

これに対して、台湾高速鉄道の完成は、それまでの移動時間を大幅に短縮させるという直接的な効果だけではなく、それによって生じた時間を過ごすために必要となる地域開発を促進させることになる。在来線と高速鉄道を結ぶ鉄道、バス、タクシーなどの輸送媒体の拡充、道路や上下水道、電気、インターネットの利用領域拡大といった都市インフラの整備、ホテル、レストラン、観光施設の充実、外国人入国者へのサービスの向上などが期待されることになる。その結果、台湾は、各地方都市が郊外に拡大し、都市間が一つの「平面」として繋がるという新たな局

14 ここでは単純に平均月収の比をもって所得格差をみているが、所得分布を含めて考える必要がある。しかし、所得格差をみるための一般的な手法として用いられるジニ係数に関しては、各国政府の政策の相違から単純比較ができないという問題点もある。このため、本稿では平均月収の差を所得格差と考えた。

15 脚注6と同様に、2008年1月14日の為替レート（1NT=3.35円）で計算すると13.4円となる。

16 東海道新幹線（東京－京都間・513.6km）の自由席特急券および運賃の合計13,520円より1kmあたりの運賃を計算した。

17 他方、こうした低運賃にもかかわらず、中華民国交通部が昨年9月に実施した現地アンケート調査によれば、運賃について48.2%が「不合理」と答えており、「次に乗りたと思わない」と答えた人のうち、最大の44.2%は「駅までの移動を含む全体の費用が高い」との理由を挙げている（毎日新聞（2008））

18 世界の高速鉄道（時速200km以上の鉄輪式列車）としては、フランスのTGV（Train à Grande Vitesse）、日本の新幹線をはじめ、スペインのAVE（Alta Velocidad Española）、ドイツのICE（Inter City Express）、イギリス、フランス、ベルギーを跨るユーロ・スター（Eurostar）など有名である。アジアでは日本の新幹線、韓国のKTX（Korea Train express）、台湾高速鉄道に次いで、2007年4月より中国のCRH（China Railway High-speed）も稼動を始めている。

19 旧中正国際空港である。2006年9月6日、名称変更された。

面を迎えている。

### 3. 台湾旅行者と移住者の推移

ロングステイ財団（2006a）が実施したアンケート調査によれば、リタイアメント移住を希望する国として、台湾は27カ国中17位と中位であるが、アジア諸国においてはマレーシア、中国に次ぐ3位であり、その関心の高さが伺われる<sup>20</sup>。

図1には、1986年から2005年までの日本から台湾への旅行者と日本の実質GDP成長率の推移が示されている。プラザ合意以降、日本の経済はバブル経済、平成不況と大きな変化を経験している。図中に成長率の推移を示したのは、こうした日本の経済変動の影響が日本人台湾旅行者数の増減に大きく影響していると考えたためである。

図1をみると、経済変動に連動して、旅行者数も概ね相関的な動きをしている。観測期間を詳細にみると、1989年に旅行者数はバブル経済のピークに合わせて最初のピークを迎えている。その後、平成不況が続くが、1993年の円高によって旅行者は回復<sup>21</sup>、2002年の台湾の世界貿易機関（WTO）への加盟を機に第二のピークを迎えている。2003年には重症急性呼吸器症候群（SARS）の影響で旅行者数は一時的に減少しているが、終息宣言がだされた翌年以降、台湾への旅行者は急増している。台湾に限ったことではないが、為替レートの変動は外国旅行という意味決定を行う際の重要な要素である。図2には為替レート（円／ドルと円／NTドル）の変動（対前年比）と台湾旅行者の増減が示されている<sup>22</sup>。

20 ロングステイ財団（2006a）の調査では、移住希望の高い順に、オーストラリア、アメリカ（ハワイ）、ニュージーランド、カナダ、アメリカ（本土）、タイ、スイス、イギリス、イタリア、アメリカ（グアム）、マレーシア、スペイン、中国、フランス、オーストラリア、ドイツ、台湾、ベトナム、ギリシア、フィリピン、ポルトガル、トルコ、ブラジル、インドネシア、オランダ、メキシコ、コスタリカとなっている。

21 詳細は図2を参照のこと。

22 為替レートは1986年を1と基準化し、1よりも小さい場合は円高・外貨安を示している。

図1 台湾への旅行者と日本の実質GDP成長率の推移（1986-2005）

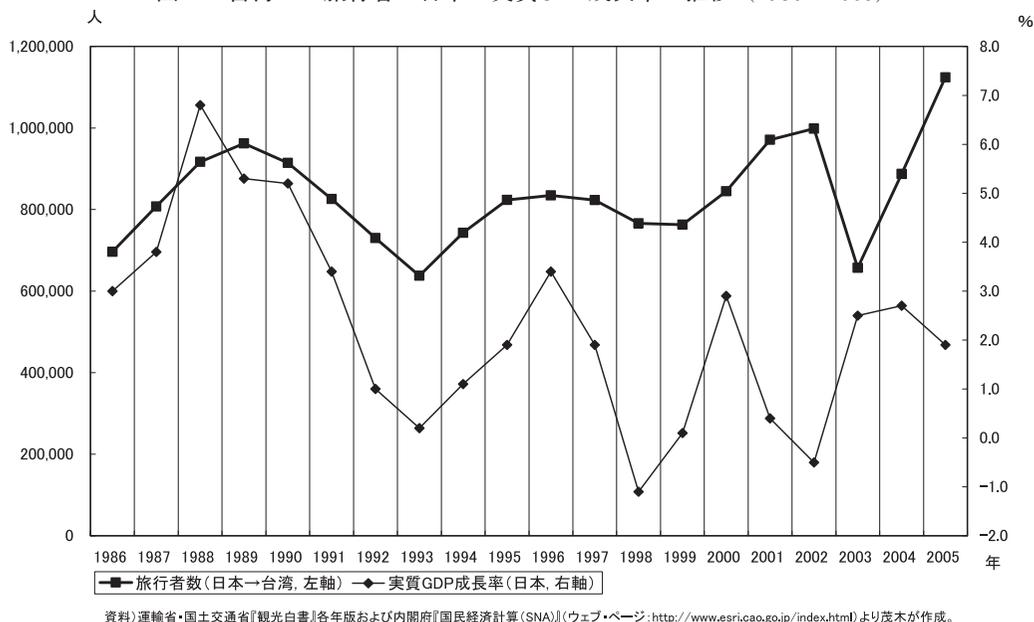


図2 台湾への旅行者と為替レートの推移（1986-2005）

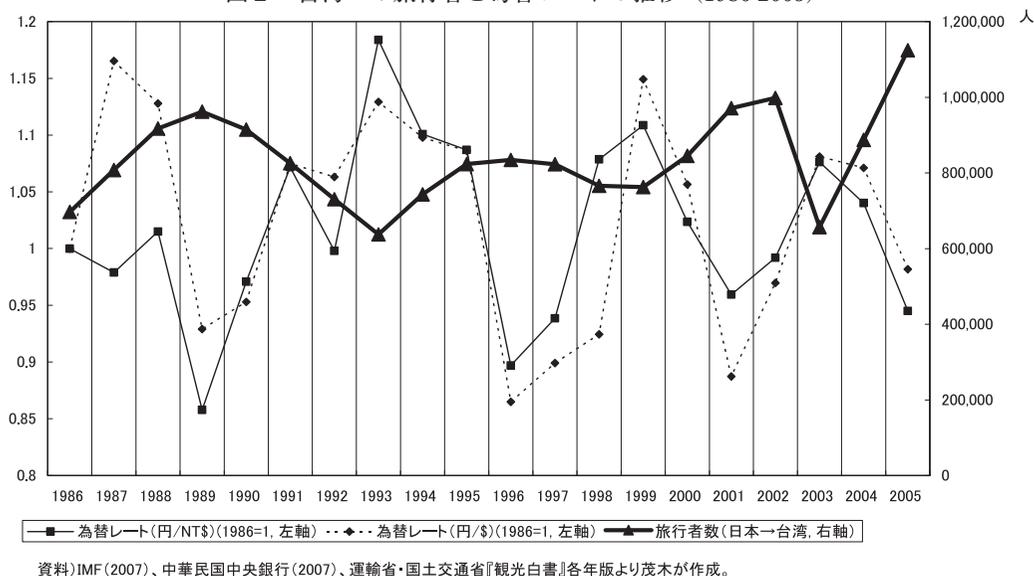


図2を見ると、1987年の円の対米ドルレートは極端な円安になっているが、これはプラザ合意以降、急速なドル安に歯止めをかけようと、1987年2月に行なわれたループル合意を受けたものである。また、台湾では、1987年に為替管理制度が大幅に緩和され1989年より変動相場制に移行している。また1987年は39年間にわたって続いた戒厳令が解除された年でもあり、そうした特殊な事情が評価され、1988年の対NTドルレートは円安・自国通貨高となっている。ループル合意に

表1 台湾移住日本人の内訳（単位：人）

年	(単位：人)					
	2001	2002	2003	2004	2005	2006
労働力人口（注1）	6,047	6,687	5,737	6,626	6,234	5,308
非労働力人口	2,958	2,577	2,456	2,788	2,748	2,597
家事手伝い（注2）	1,610	1,651	1,620	1,783	1,711	1,551
就学	1,279	855	760	924	955	954
その他	69	71	76	81	82	92
15歳未満人口	930	2,203	2,128	2,188	2,019	1,767
日本人居住者	9,935	11,467	10,321	11,602	11,001	9,672

（注1）労働力人口の中に失業者を含む。

（注2）中華国内政部（2007）によると、家事手伝いは全て女性だけの数値である。

（資料）中華国内政部（2007）より茂木が作成。

基づく円安や変動相場制移行前の円安を「外れ値」とみなせば、総じて対前年比で円高・外貨安の年には常に台湾への旅行者が増加していることが読み取れる。

表1には中華国内政部の調査に基づく台湾在住の日本人の内訳が示されている<sup>23</sup>。2001年以降、労働力人口、非労働力人口（15歳以上）のいずれも変化は少ない。また、15歳未満人口はその多くが長期就労滞在者の家族である。このため、15歳未満人口の変動は労働人口の変動とほぼ同じ動きをしている。また、非労働力人口の内訳をみると、留学ビザで入国している就学者、および家事手伝い（専業主婦を含む）の人数はほぼ一定水準で推移しているが、ここで注目したいのは、「その他」の項目が微増しているという点である。中華国内政部は「その他」の内訳を公表していないが、長期滞在ビザの取得条件に照らし合わせて考えてみると、日本人被扶養高齢者、台湾へ呼び寄せられた15歳以上の就労者家族などがこれに該当する。台湾は、日本人被扶養高齢者へのビザ発給状況を示す統計資料を公表していないため断言はできないが<sup>24</sup>、気候が温暖で、経済発展水準も高く、親日的である台湾で家族と共に老後を過ごそうという人々が増加していることを示す証左ともいえよう。

#### 4. 制度と移住者にとっての長短

高齢移住者が増加している要因は、前節で述べたような、気候的、マクロ経済、親日的な風土といった要因だけではない。本稿冒頭で述べたように、リタイアメント・ビザの発行、日本人村の誘致優遇措置といった、政府レベルでの高齢移住者受け入れ政策も重要な要因である。とりわけ、リタイアメント・ビザの発行は、今後さらなる台湾移住者増加の呼び水となる可能性が高

23 ここで示されている移住邦人とは長期滞在ビザを取得したものを指している。

24 台北駐日経済文化代表処へのヒアリングより。

い。

そもそも、リタイアメント・ビザとはどのようなものであろうか。表2には台湾への入国目的とビザ取得条件が示されている。元来、親日的な台湾は、日本人にとって入国しやすい国のひとつであった。観光滞在目的の場合、30日以内であればビザを取得する必要なく、残存有効期間3ヶ月以上のパスポートと出国用の航空券があれば入国が認められる。ビザが必要になるのは、31日以上60日以内の滞在の場合（短期滞在ビザ）と、180日以上にわたって就労、就学を行う場合（長期滞在ビザ）である。これに加えて、2006年の2月より、日本人の退職者向けに新しく設けられたのがリタイアメント・ビザである。リタイアメント・ビザを用いての滞在期間はマルチプルタイプの180日となり、それ以降の延長はできない<sup>25</sup>。そして、リタイアメント・ビザの最大の特徴は、（1）年齢制約（55歳以上の定年退職者で日本国籍を持つ人であること）、（2）所得・資産制約（5万米ドル以上の金融資産を保有する人か年金受給者であること）、という2つの制約があることである。

台湾政府が新たな消費層として日本の退職者をターゲットにしていることは明白であるが、実際に生活を行う場合、どのような利点があるのだろうか。移住者の関心のひとつは台湾の物価水

表2 台湾への入国目的とビザ取得条件

目的 (ビザ名)	特徴	書類	条件
観光 (ビザなし)	日本人の場合、パスポートの残存有効期間が到着時に3ヶ月以上あることが必要で、観光での滞在が目的でその滞在が30日以内なら、ビザを取得する必要なし。出国用（もしくは近隣第3国からの出国）の航空券か乗船券を所持していることが条件。	パスポートのみ	なし
短期滞在 (短期滞在ビザ)	31日以上60日以内の滞在の場合は、短期滞在ビザを事前に取得する必要あり。申請は、最寄の台北駐日経済文化代表処査証部に必要書類を添えて手続きする。60日を超える滞在延長は不可。	①パスポート ②写真2枚 ③予約済みの往復航空券か乗船券、または便名を記載した領収書 ④申請費用4400円 ⑤申請用紙1枚	なし
長期滞在 (長期滞在ビザ)	雇用（赴任）、留学、投資、宗教活動、家族呼び寄せ（配偶者、未成年者）などの目的で中華民国に180日以上滞在を必要とする外国の方。	①パスポート ②写真3枚 ③HIV検査を含めた健康検査合格証明（注） ④申請費用8100円 ⑤申請用紙2枚	渡航目的により、さらに下記の書類が必要。 ①雇用（赴任）、投資・・・中華民国行政院勞工委員会など関係官庁の許可書原本と写し2通 ②留学・・・中華民国政府が認可した大学の入学許可書、留学費用証明（銀行残高証明など） ③語学の勉強・・・学校の入学許可書、留学費用証明（銀行残高証明など） 留学する学生に対し発行される停留査証はシングルビザ又はマルチビザのどちらかを選択する事ができる。但し、どちらのビザも滞在期間は60日のため、それ以上滞在する場合は現地の警察署で60日間ごとに延期手続きを行う必要がある。
リタイアメント移住 (リタイアメントビザ)	2006年の2月より、日本人の退職者向けに新しく設けられたビザ。滞在期間はマルチプルタイプの180日となり、それ以降の延長は不可。※同行する配偶者は年令不問で、戸籍証明、無犯罪証明、旅行保険加入証明を提出すれば同じ査証が発給される。尚、ロングステイ下見用マルチプルタイプのビザもある（60日間限定）。条件はリタイアメントビザに同じ。	①日本の警察機関が発行した無犯罪証明書 ②財政証明もしくは年金受給証明 ③期間が半年以上の海外旅行保険加入証明 ④申請費用8800円	①55歳以上の定年退職者で日本国籍を持つ人。 ②5万USD以上の金融資産を保有する人。 ③②の条件に満たない場合には年金受給者である人。

（注）健康診断書は宗教活動、家族呼び寄せの場合だけ必要。  
（資料）台北駐日経済文化代表処へのヒアリング調査による。

25 ロングステイ下見用マルチプルタイプのビザもある（60日間限定）。表2を参照のこと。

準である。イギリスの調査機関エコノミストは毎年、世界各国の物価水準についての調査 (*Economist Intelligence Unit*) を公表している。表3は*Economist Intelligence Unit*の台湾 (台北) データ (2006年) を年平均為替レートで円ベース換算したものを比較したものである。

平均すると、台湾の物価水準は日本の68%程度である。しかし、財・サービスによっては日本より相対的に高価なものもある。牛乳 (1.55倍), レギュラー珈琲 (500g) (1.37倍), オレンジジュース (1ℓ) (1.12倍), テーブルワイン (1ℓ) (1.35倍), 上級ワイン (700ml) (1.52倍), 最上級ワイン (700ml) (1.56倍), フライパン (テフロン加工) (1.43倍), 電器トースター (二枚同時焼き) (1.26倍), ティッシュ (100枚入りボックス) (3.65倍), 電気料金 (平均) (1.51倍), 女性用コート (1.73倍), カラーテレビ (66cm・平均) (1.99倍), ペーパーバック (1.79倍), パソコン (64MB・平均) (1.11倍), 軽自動車 (900-1,299cc・低価格) (1.17倍), 自家用車 (1800-2499cc・低価格) (1.28倍), 自家用車 (1800-2499cc・高価格) (1.47倍), 高級車 (2500cc以上・低価格) (1.13倍), 高級車 (2500cc以上・高価格) (2.05倍), 自動車保険 (低価格・1.26倍) である。総じて、奢侈品, 嗜好品は日本より高価である。

財・サービスをいくつかにまとめたのが図3である。食費, タバコは日本に比べると4割程度であり, 生活雑貨, 電話・水道・光熱費, 衣料は7割程度である。*Economist Intelligence Unit*のデータが台北のデータであることを考えると, 上述した分野については郊外ではさらに安いことが推測されるので, 経済的にはかなり生活しやすいと思われる。しかし, 郊外で日本人が都市部並みの生活ができるかどうかと問われれば, 全く問題ないと即断できる状況にあるとは言いがたい。先述した高雄県的美濃鎮, 台南県などでの日本人村では, 日本と同じような生活環境を維持できるよう, 流通問題にも対応しているが, こうした日本人村の建設は近年になって始まったものである。今後, こうした日本人村は増加する可能性はあるが, それが継続的に増加するのか, 一過性なのかについては, 今後の動向をみていく必要がある。

## 5. リタイアメント移住地の決定—グラビティ・モデルを用いて

ここでは海外旅行者の動向を分析するために, グラビティ・モデルを用いて考察する。グラビティ・モデルとは, 1687年にニュートンが発見した万有引力の法則を経済変数間に応用させたものである。万有引力の法則は一般に以下のように定式化される<sup>26</sup>。

$$F_{ij} = G \frac{M_i M_j}{D_{ij}^2} \quad (1)$$

ここで,  $F_{ij}$ は物体と物体の間に直接働く遠隔相互作用 (attractive force),  $M_i$ および $M_j$ は各物体の質量 (mass),  $D_{ij}$ は2つの物質間の距離 (distance),  $G$  (gravity) は万有引力定数である。Tinbergen (1962) は(1)式で示される万有引力の法則を国際貿易に応用した。Tinbergenが定式したのは以下の方程式である。

26 ここでの理論分析についてはHead (2003) に詳しい。

表3 生活費の比較 (2006)

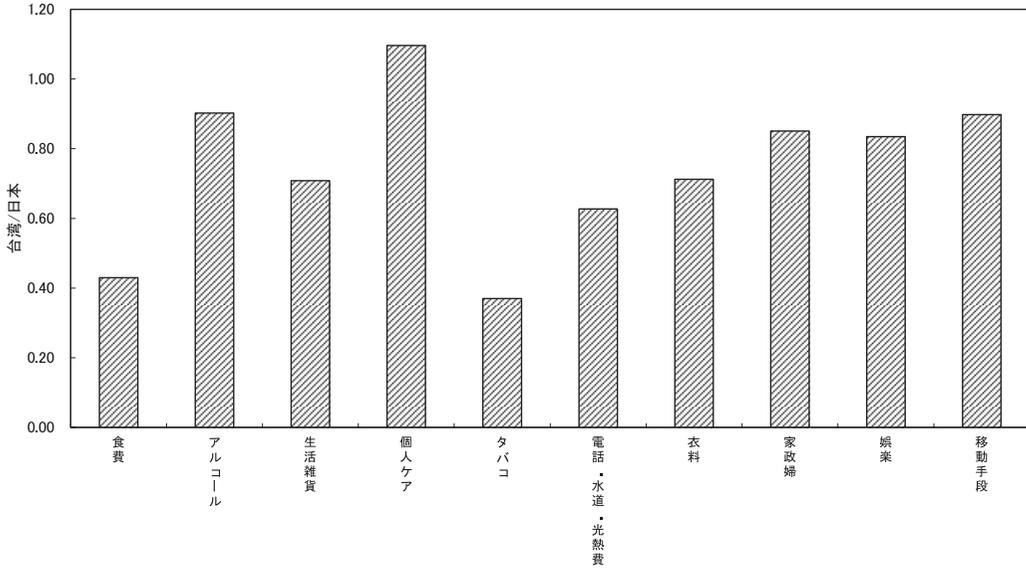
	円ベース		比較	
	台湾	東京	台北-東京(円)	台北/東京
食パン (1kg)	306	587	-281	0.52
マーガリン (500g)	284	312	-28	0.91
白米 (1kg)	121	615	-494	0.20
スパゲッティ (1kg)	185	624	-439	0.30
小麦 (1kg)	121	215	-94	0.56
砂糖 (1kg)	103	250	-147	0.41
輸入チーズ (500g)	1,264	2,310	-1,046	0.55
ナチュラルヨーグルト (150g)	66	101	-35	0.65
牛乳 (1ℓ)	240	155	85	1.55
オリーブオイル (1ℓ)	300	1,512	-1,212	0.20
植物油 (1ℓ)	105	371	-265	0.28
ジャガイモ (2kg)	248	660	-412	0.38
タマネギ (1kg)	104	283	-179	0.37
マッシュルーム (1kg)	355	1,983	-1,628	0.18
トマト (1kg)	231	844	-613	0.27
ニンジン (1kg)	82	495	-413	0.16
オレンジ (1kg)	128	333	-205	0.38
リンゴ (1kg)	234	495	-261	0.47
レモン (1kg)	103	700	-597	0.15
バナナ (1kg)	106	287	-181	0.37
レタス (1個)	106	238	-132	0.45
卵 (12個)	128	324	-196	0.39
缶入り豆 (250g)	35	152	-118	0.23
缶入りトマト (250g)	77	110	-33	0.70
缶入り桃 (500g)	114	347	-233	0.33
缶入りパイナップル (500g)	104	259	-156	0.40
牛肉 (フィレ) (1kg)	2,307	12,800	-10,493	0.18
牛肉 (肋間) (1kg)	1,508	12,000	-10,492	0.13
牛肉 (肩) (1kg)	887	3,800	-2,913	0.23
ローストビーフ (1kg)	710	4,200	-3,490	0.17
牛肉 (挽肉) (1kg)	454	3,500	-3,046	0.13
羊肉 (骨付きあばら肉) (1kg)	852	4,000	-3,148	0.21
豚肉 (骨付きあばら肉) (1kg)	426	2,280	-1,854	0.19
ハム (1kg)	1,065	2,207	-1,142	0.48
ベーコン (1kg)	781	2,207	-1,426	0.35
鶏肉 (1kg)	591	1,280	-689	0.46
生魚 (1kg)	1,100	2,380	-1,280	0.46
インスタント珈琲 (125g)	391	701	-309	0.56
レギュラー珈琲 (500g)	1,508	1,099	410	1.37
ティーバック (25bags)	148	304	-156	0.49
ココア (250g)	388	984	-596	0.39
ココ・コーラ (1ℓ)	71	220	-149	0.32
ミネラルウォーター (1ℓ)	142	489	-347	0.29
オレンジジュース (1ℓ)	185	165	20	1.12
テーブルワイン (1ℓ)	1,420	1,050	370	1.35
上級ワイン (700mℓ)	3,336	2,200	1,136	1.52
最上級ワイン (700mℓ)	6,566	4,200	2,366	1.56
地ビール (1ℓ)	263	414	-151	0.63
ビール (330mℓ)	88	202	-114	0.44
スコッチ・ウイスキー6年もの (700mℓ)	529	2,156	-1,627	0.25
コニャックVSOP (700ml) (supermarket)	3,191	3,332	-141	0.96
コアントロー (700mℓ)	1,505	2,950	-1,445	0.51
石鹸 (100g)	44	113	-69	0.39
洗濯用洗剤 (3ℓ)	419	1,866	-1,447	0.22
トイレットペーパー (2巻)	101	80	21	1.26
食器用洗剤 (750mℓ)	142	233	-91	0.61
電球 (2個,60ワット)	202	272	-70	0.74
電池 (2個,D/LR20)	209	483	-274	0.43
フライパン (テフロン加工)	2,836	1,980	856	1.43
電器トースター (二枚同時焼き)	4,611	3,650	961	1.26
クリーニング (Yシャツ1枚)	177	200	-23	0.89
ドライクリーニング (紳士服)	284	945	-661	0.30
ドライクリーニング (婦人服)	284	1,155	-871	0.25
歯磨き粉 (フッ素入り) (120g)	112	155	-43	0.72
ティッシュ (100枚入りボックス)	160	44	116	3.65

日本人の台湾へのリタイアメント移住の特徴と今後の増加可能性

(続き)	円ベース		比較	
	台湾	東京	台北-東京(円)	台北/東京
化粧水 (125 ml)	355	359	-4	0.99
リンスインシャンプー (400ml)	242	532	-290	0.46
口紅 (高級品)	2,485	3,150	-665	0.79
美容院代 (平均)	3,194	5,775	-2,581	0.55
美容院代 (カットとブロー) (平均)	3,816	7,350	-3,534	0.52
タバコ (マルボロー) (20本)	142	320	-178	0.44
タバコ (国産品) (20本)	89	300	-211	0.30
固定電話回線使用料 (平均)	568	2,625	-2,057	0.22
電話代 (3分, 国内) (平均)	5	9	-4	0.58
電気料金 (平均)	43,125	28,500	14,625	1.51
ガス料金 (平均)	4,738	21,000	-16,262	0.23
水道料金 (平均)	8,918	15,000	-6,082	0.59
ビジネススーツ (上下・標準体型)	82,985	82,950	35	1.00
紳士用Yシャツ	7,809	8,190	-381	0.95
ビジネスシューズ	15,475	22,050	-6,575	0.70
紳士コート	27,763	71,400	-43,637	0.39
靴下 (ウール混)	710	1,050	-340	0.68
婦人用スーツ	24,846	54,600	-29,754	0.46
婦人靴	9,867	17,640	-7,773	0.56
婦人ものカーデガン	14,908	25,200	-10,292	0.59
女性用コート	56,081	32,500	23,581	1.73
ストッキング	348	525	-177	0.66
子供用ジーンズ	3,514	4,095	-581	0.86
子供靴	3,017	4,095	-1,078	0.74
服 (女子用)	6,318	20,790	-14,472	0.30
ジャケット (男子用)	9,157	15,750	-6,593	0.58
ズボン (男子用)	3,478	7,140	-3,662	0.49
家政婦 (1時間, 平均)	1,686	1,837	-151	0.92
ペーパーシッター (1時間, 平均)	1,686	2,152	-466	0.78
音楽CDアルバム (平均)	1,686	2,205	-519	0.76
カラーテレビ (66cm) (平均)	96,721	48,650	48,071	1.99
コダック・カラーフィルム (36枚撮り) (平均)	451	562	-111	0.80
写真36枚の現像料 (平均)	729	1,459	-729	0.50
外国の日刊新聞 (平均)	248	500	-252	0.50
日刊新聞 (平均)	53	130	-77	0.41
週刊国際情報紙 (Timeなど) (平均)	532	800	-268	0.67
ペーパーバック (平均)	1,952	1,092	860	1.79
4人で3回外食をしたときの値段 (平均)	51,466	121,297	-69,831	0.42
パソコン (64 MB) (平均)	199,388	179,800	19,588	1.11
コンサートホールや劇場の特別席料金 (4シート) (平均)	33,222	54,000	-20,778	0.62
映画館の特別席 (4シート) (平均)	4,046	9,000	-4,954	0.45
軽自動車 (900-1,299cc) (低価格)	1,448,158	1,241,710	206,448	1.17
軽自動車 (900-1,299cc) (高価格)	1,767,605	2,201,620	-434,015	0.80
自家用車 (1300-1799cc) (低価格)	1,877,636	1,829,510	48,126	1.03
自家用車 (1300-1799cc) (高価格)	2,481,036	3,065,760	-584,724	0.81
自家用車 (1800-2499cc) (低価格)	2,914,063	2,273,660	640,403	1.28
自家用車 (1800-2499cc) (高価格)	6,211,462	4,224,760	1,986,702	1.47
高級車 (2500cc以上) (低価格)	9,114,877	8,079,210	1,035,667	1.13
高級車 (2500cc以上) (高価格)	21,580,395	10,514,800	11,065,595	2.05
自動車税 (年額・低価格)	36,630	53,400	-16,770	0.69
自動車税 (年額・高価格)	60,340	58,400	1,940	1.03
車検費用 (低価格)	17,037	36,750	-19,713	0.46
車検費用 (高価格)	22,042	47,250	-25,208	0.47
自動車保険 (低価格)	177,470	141,000	36,470	1.26
自動車保険 (高価格)	211,200	304,000	-92,800	0.69
レギュラーガソリン (1ℓ) (平均)	100	147	-47	0.68
タクシー・初乗り料金 (平均)	355	660	-305	0.54
タクシー・1kmあたりの料金 (平均)	195	285	-90	0.68
タクシー・空港から中心部へ (平均)	3,549	27,500	-23,951	0.13
平均			109,867	0.68

資料) Economist (2007) Economist Intelligence Unit より茂木が作成。

図3 生活費の比較 (2006年)



$$F_{ij} = G \frac{M_i^{\alpha} M_j^{\beta}}{D_{ij}^{\theta}} = G M_i^{\alpha} M_j^{\beta} D_{ij}^{-\theta} \quad (2)$$

ここで、 $F_{ij}$ は*i*国から*j*国へのフロー（たとえば人口移動、入国者数、海外直接投資、貿易量など）、 $M_i$ および $M_j$ は2国間の経済規模を表す変数、 $D_{ij}$ は2国間の距離、 $G$ は重力係数、 $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\theta$ は定数である<sup>27</sup>。

Tinbergenは、国際貿易理論ではしばしば単純化のための仮定としておかれる「取引費用ゼロ」という仮定を拡張し、2国間の距離が拡大するにつれて2国間の取引量は減少するという点を明示的に取り扱った。これは国際貿易理論においては、輸入国に届く貿易財は、輸出国を出発した時に比べ、何割か減少して輸入国に届き、この減少分が費用に該当する、というアイスバーグの仮定に相当するものであり、グラビティ・モデルでは、距離によって取引費用をインプリシット（陰伏的）に扱っている。Linnemann (1966) は(2)式の経済変数を表す変数に国内総生産 (GDP) や人口などを導入したモデルを提示した。本稿ではこのLinnemannモデルに為替レートを導入した以下のモデルを考える。

$$F_{ij} = a_0 Y_i^{a_1} Y_J^{a_2} N_i^{a_3} N_J^{a_4} D_{ij}^{a_5} e_{ij}^{a_6} \quad (3)$$

ここで、 $F_{ij}$ は*i*国への日本（下添え字*J*と表記）の入国者数、 $Y_k$  ( $k=i, J$ ) は*i*国ならびに日本のGDP、 $N_k$  ( $k=i, j$ ) は*i*国ならびに日本の人口、 $D_{ij}$ は2国間の距離、 $e_{ij}$ は日本と*i*国の為替レート、 $a_t$  ( $t=0, \dots, 6$ ) は定数とする。対数をとって線形化した以下の推計式を考える。

$$\ln F_{ij} = a_0 + a_1 \ln Y_i + a_2 \ln Y_J + a_3 \ln N_i + a_4 \ln N_J + a_5 \ln D_{ij} + a_6 \ln e_{ij} \quad (4)$$

<sup>27</sup>  $\alpha = \beta = 1$ 、 $\theta = 2$ のとき、(2)式は(1)式に一致する。

ここで、注意したいのは、2国間の距離 $D_{ij}$ の取り扱いである。単に $D_{ij}$ を説明変数に加えた(4)式を時系列で推計すると、 $D_{ij}$ は事実上ほとんど変化しないため、最小二乗法では $D_{ij}$ を変数と識別できず、距離の相違が入国者数 $F_{ij}$ に与える影響を検証することができないという問題点がある。これはグラビティ・モデルを推計する際、恒常的に生じる問題点であり、これを回避する方法としては、たとえば、発着便の本数の変化を距離に計上したり、空港数の変化などを導入したりする方法などが考えられる。しかし、本稿では(4)式を、2つに分解して、①距離の効果については横断面分析、②所得(GDP)、人口、為替レートの効果については時系列分析を行うこととした。したがって、推計すべき式は、

$$\ln F_{ij} = \beta_0 + \beta_1 \ln D_{ij} \quad (5)$$

および

$$\ln F_{ij} = \gamma_0 + \gamma_1 \ln Y_i + \gamma_2 \ln Y_j + \gamma_3 \ln N_i + \gamma_4 \ln N_j + \gamma_5 \ln e_{ij} \quad (6)$$

となる( $\beta$ 、 $\gamma$ は定数である)。個別に考えることによって、距離が各変数に与える相互依存関係は説明できないが、距離が与える効果と他の変数が与える効果をより明示的に表現することができる。したがって、(5)式は横断面データ、(6)式は時系列データを用いている。分析対象国は、台湾に加え、日本人渡航者の多い韓国、中国、フィリピン、シンガポール、タイ、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ(ハワイを含む)、カナダ、フランス、イタリア、スイス、スペインの14カ国、分析期間は1986年から2005年の年次データを利用した。

表4には(5)式を用いた横断面分析の結果が示されている。決定係数が総じて低く頑健とはいえないが、 $\beta_1 = \partial F_{ij} / \partial D_{ij} < 0$ という関係が読み取れる。また、 $\beta_1$ の変化をみると、1990年までは増加傾向、1991年以降は減少していることが読み取れる。厳密には因果性を分析する必要があるが、以上の分析から以下の二点が考えられる。第一は、日本では1989年にバブル経済が崩壊し、これまでの長距離旅行から近距離の旅行へと国民の嗜好が変化したという点であり、第二は、分析対象国中のアジア諸国(台湾、韓国、中国、フィリピン、シンガポール、タイ)などの急成長と、それに伴うビジネス・チャンスの拡大、リゾート開発の進展によって今まで以上にアジアが身近になった、という点である。

近年、日本の旅行形態は、これまでの長距離旅行から短距離旅行を気楽に楽しむという形態に変化しており、これには1990年代の不況とアジア地域経済の台頭が大きな影響を与えている可能性もある。分析結果から、距離だけで説明しつくせない部分があるとはいえ、日本旅行者のこうした近距離旅行嗜好傾向は今後も続いていくことが予想される。台湾はその代表地域として挙げられよう。

次に、(6)式を用いて、入国者数とGDP、人口、為替レートの相関をみてみよう。表5には推計結果が示されている。修正済み決定係数は台湾、シンガポール、カナダ、フランス、イタリアが総じて低く相関関係に疑問が残るが、ここでは係数 $\gamma_1 (= \partial F_{ij} / \partial Y_i)$ 、 $\gamma_2 (= \partial F_{ij} / \partial Y_j)$ 、 $\gamma_5 (= \partial F_{ij} / \partial e_{ij})$ に注目しながら各国と比較した台湾への日本人入国者の動向を考えてみたい。

表4 距離と観光客数の関係

		$\beta_0$	$\beta_1$	R2
1986	係数	15.33	-0.33	0.27
	t値	5.65	-0.98	
1987	係数	15.33	-0.31	0.25
	t値	5.55	-0.91	
1988	係数	15.38	-0.29	0.24
	t値	5.70	-0.87	
1989	係数	14.61	-0.18	0.15
	t値	5.11	-0.51	
1990	係数	14.43	-0.14	0.12
	t値	5.15	-0.41	
1991	係数	17.84	-0.61	0.41
	t値	5.54	-1.56	
1992	係数	17.94	-0.64	0.41
	t値	5.39	-1.57	
1993	係数	17.97	-0.64	0.42
	t値	5.50	-1.59	
1994	係数	17.99	-0.62	0.41
	t値	5.55	-1.57	
1995	係数	17.76	-0.58	0.39
	t値	5.55	-1.48	
1996	係数	19.16	-0.76	0.43
	t値	5.09	-1.66	
1997	係数	17.35	-0.51	0.36
	t値	5.58	-1.34	
1998	係数	17.47	-0.53	0.38
	t値	5.70	-1.41	
1999	係数	18.09	-0.60	0.43
	t値	5.99	-1.63	
2000	係数	18.54	-0.65	0.45
	t値	6.16	-1.76	
2001	係数	17.66	-0.51	0.41
	t値	6.62	-1.55	
2002	係数	17.96	-0.54	0.43
	t値	6.69	-1.65	
2003	係数	17.39	-0.50	0.41
	t値	6.62	-0.50	
2004	係数	18.57	-0.62	0.47
	t値	6.70	-1.83	
2005	係数	19.25	-0.71	0.51
	t値	6.83	-2.05	

推計式)  $\ln F_{ij} = \beta_0 + \beta_1 \ln D_{ij}$

記号については本文参照。

資料)

IMF, International Financial Statistics, Database.

運輸省・国土交通省『観光白書』各年版.

注) 推計にあたって、距離は航路による直線距離(マイル値)の対数をとった。

表5 距離と観光客数の関係

		$\gamma_0$	$\gamma_1$	$\gamma_2$	$\gamma_3$	$\gamma_4$	$\gamma_5$	修正R2
台 湾	係数	471.78	0.16	-3.51	46.04	-115.49	-1.65	0.29
	t値	1.08	0.26	-1.63	1.41	-1.03	-2.92	
韓 国	係数	-259.39	-1.47	0.23	-2.37	62.02	-0.34	0.89
	t値	-1.46	-1.58	0.13	-0.13	1.17	-1.81	
中 国	係数	332.03	1.25	-2.39	36.24	-115.13	-0.37	0.93
	t値	0.96	0.86	-0.87	0.72	-0.85	-1.25	
フ ィ リ ピ ン	係数	-228.94	2.41	-0.58	-6.58	53.85	-0.35	0.96
	t値	-4.70	3.39	-0.98	-2.96	4.39	-2.36	
シ ン ガ ポ ール	係数	-335.19	-0.82	0.74	-5.59	72.68	-1.01	0.44
	t値	-1.45	-1.10	0.33	-1.67	1.34	-1.58	
タ イ	係数	14.50	-0.92	0.86	15.06	-13.80	-0.28	0.79
	t値	0.05	-0.96	0.35	0.92	-0.17	-0.50	
オーストラリア	係数	-358.30	-0.49	4.27	-13.52	74.71	0.52	0.97
	t値	-6.71	-0.80	5.41	-2.92	5.19	2.89	
ニュージーランド	係数	-134.45	-0.09	0.72	-4.07	29.88	0.26	0.94
	t値	-2.63	-0.08	0.86	-0.83	3.02	1.99	
ア メ リ カ	係数	-126.28	5.17	-0.42	-39.22	66.38	0.04	0.89
	t値	-1.74	2.44	-0.48	-4.21	4.74	0.15	
カ ナ ダ	係数	-325.97	4.50	0.17	-31.34	84.95	-0.31	0.48
	t値	-1.65	2.26	0.06	-2.45	1.63	-0.45	
フ ラ ン ス	係数	786.22	47.72	-10.59	-51.15	-176.22	1.27	0.40
	t値	3.18	2.75	-1.62	-1.33	-2.47	1.59	
イ タ リ ア	係数	326.40	19.68	-9.90	-20.49	-51.55	0.05	0.40
	t値	1.27	1.57	-2.63	-0.67	-0.75	0.69	
ス イ ス	係数	-770.27	13.52	-5.23	-108.10	201.15	-2.09	0.75
	t値	-1.83	2.37	-1.60	-2.72	1.93	-2.87	
ス ペ イ ン	係数	476.97	19.73	-8.57	-23.9	-100.73	0.26	0.56
	t値	3.35	3.67	-2.95	-2.70	-2.88	2.29	

推計式)  $\ln F_{ij} = \gamma_0 + \gamma_1 \ln Y_i + \gamma_2 \ln Y_j + \gamma_3 \ln N_i + \gamma_4 \ln N_j + \gamma_5 \ln e_{ij}$

記号については本文参照。

資料)

IMF, *International Financial Statistics*, Database.

運輸省・国土交通省『観光白書』各年版。

台湾については以下のデータを参照した。

GDPおよび為替レートについて

中華民國統計資訊網 (<http://www.stat.gov.tw/>)

人口について

中華民國内政部戸政司 (<http://www.ris.gov.tw/>)

注) 推計にあたっては現地通貨を円ベースに換算し、全ての変数を対数変換した。

まず、 $\gamma_1$ が正の値をとっている国がある。これは、渡航先のGDPの増加、すなわち経済成長と入国者数の増加が正の相関を示しているということである。これらに該当する国は、台湾、中国、フィリピン、アメリカ、カナダ、フランス、イタリア、スイス、スペインである。これに対して、 $\gamma_2$ が正となっている国は、日本の所得の増加が入国者数の増加と相関していることを意味している。これに該当する国は、韓国、シンガポール、タイ、オーストラリア、ニュージーランドがある。また、円高の影響をうけて入国者数が増加する国（つまり $e_{ij} < 0$ となっている国）は、台湾、韓国、中国、フィリピン、シンガポール、タイ、カナダ、スイスである。

以上をまとめると、台湾への入国者の今後の可能性として、①台湾への入国者数は、日本の経済成長よりも、むしろ台湾そのものの経済成長によって増加する可能性があるという点、②台湾への入国者数は、今後の円高によってさらに増加する可能性があるという点、この二点挙げられる。

## 6. 結語

距離も近く、更なるインフラ整備を推進しつつ成長を遂げている台湾への日本人入国者は増加していくことは疑いない。しかし、それがリタイアメント移住という形で定着していくか否かについては、近年になって台湾政府がリタイアメント層の誘致政策を始めたこともあり、今後の動静を見守っていく必要がある。現実的な問題として、いくら台湾政府が積極的な政策を実施しても、一度も台湾を訪問したことのない日本人が、台湾へのリタイアメント移住に踏み切ることとは考えられない。

リタイアメント・ビザの発給がはじまって日も浅く、データも不十分な状況で今後の動向について軽々に論じることは避けなければならないが、まずは日本人入国者が増加し、互いの国の文化、慣習、カントリー・リスクなどについて理解が深まっていけば、リタイアメント移住者も増加すると私は考える。第5節の分析から、近年、国際旅行は近距離旅行が増加しており、地理的に近い台湾への観光は増加が予想される。加えて、今後台湾がさらに成長し、その一方で円高が進めば、日本人入国者数は増加すると考えられる。こうした日本人入国者が増加することで、リタイアメント移住者も増加していくと考えられる。リタイアメント移住の気運が高まりを見せる中、日本、台湾両政府は、インフラ整備のみならず、それに伴う法整備も早急に行う必要がある。

### 参考文献

- 石井和平（2007）「日本人のIRM行動－退職者移住とロングステイ・ビジネスの勃興－」『社会情報』札幌学院大学社会情報学部紀要, Vol. 6, No. 2, pp. 67-71.
- 大友篤（1997）『地域分析入門』東洋経済新報社.
- 金戸幸子（2007）「現代日本人の台湾への自発的移住に関する研究－移住経験の聞き取り調査とその分析を中心として－」『2006年度財団法人交流協会日台交流センター日台研究支援事業報告書』（財）交流協会.
- 厚生労働省（2007）『毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査）』厚生労働省統計情報部雇用統計課.
- 国際観光振興機構『日本の国際観光統計』各年版.
- 国立社会保障・人口問題研究所（2007）『一般人口統計資料集2007』, on the web page <http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2007.asp?chap=0>, (2008年1月13日アクセス).
- 総務省（2007）『平成18年家計調査年報「貯蓄・負債編」』総務省統計局.
- 中華週報社（2006a）「日本人退職者に180日有効のマルチビザを発行」『台湾週報』2006年第3週号1月20日記事, on the web page <http://www.roc-taiwan.or.jp/news/week/06/060120b.htm>, (2007年10月6日アクセス).

- 中華週報社 (2006b) 「日本のロングステイ推進協議会メンバーが台湾を視察」『台湾週報』2006年第27週号7月4日記事, on the web page <http://www.roc-taiwan.or.jp/news/week/06/060704b.htm>, (2007年10月6日アクセス) .
- 中華週報社 (2006c) 「台湾でのロングステイには南投県「中興新村」の環境が最適」『台湾週報』2006年第27週号7月6日記事, on the web page <http://www.roc-taiwan.or.jp/news/week/06/060706c.htm>, (2007年10月6日アクセス) .
- 中華民国行政院主計処 (2007a) 『台湾地区家庭収支調査』行政院主計処第3局第8科編.
- 中華民国行政院主計処 (2007b) 『中華民国統計年鑑』行政院主計処第3局第8科編.
- 中華民国交通部高速鉄路行程局 (2008) 「台湾高鐵營運狀況 (2008年1月11日)」, on the web page <http://www.hsr.gov.tw/homepage.nsf/>, (2008年1月14日アクセス) .
- 中華民国中央銀行 (2007) 『金融統計月報』, on the web page <http://www.cbc.gov.tw/default.asp>, (2008年1月23日アクセス) .
- 中華国内政部 (2007) 『中華国内政統計年報 (2007)』内政部統計處編.
- 毎日新聞 (2008) 「台湾新幹線：開業1年も不人気 高額運賃、アクセス不便で」『毎日新聞ウェブサイト (毎日.jp)』, 2008年1月5日記事, <http://mainichi.jp/select/world/news/20080105k0000e030001000c.html>, (2008年1月14日アクセス) .
- ロングステイ財団 (2006a) 『平成17年度サービス産業構造改革推進調査 (海外滞在型余暇に関わる調査研究) 調査報告書』ロングステイ財団.
- ロングステイ財団 (2006b) 『ロングステイ調査統計2006』ロングステイ財団.
- ロングステイ財団 (2008) 「財団法人ロングステイ財団」 on the web page, <http://www.longstay.or.jp/>, (2008年1月16日アクセス) .
- Bergstrand, J. H. (1985) "The Gravity Equation in International Trade: Some Microeconomic Foundations and Empirical Evidence," *The Review of Economics and Statistics*, Vol. 67, No. 3, pp. 474-481.
- Feenstra, R. C., Markusen, J. R. and Rose, A. K. (2001) "Using the Gravity Equation to Differentiate among Alternative Theories of Trade," *The Canadian Journal of Economics*, Vol. 34, No. 2, pp. 431-447.
- Head, K. (2003) "Gravity for Beginners," <http://pacific.commerce.ubc.ca/keith/gravity.pdf>.
- IMF (2007) *International Financial Statistics Yearbook*, International Monetary Fund.
- Linnemann, H (1966) *An econometric study of international trade flows*, Amsterdam: North-Holland.
- King, R. Warnes, T. and Williams, A. M. (1998) "International Retirement Migration in Europe," *International Journal of Population Geography* 4, pp. 91- pp.111.
- King, R. Warnes, T. and Williams, A. M. (2000) *Sunset Lives: British Retirement Migration to the Mediterranean*, Berg Pub Ltd.
- Tinbergen, J. (1962) *Shaping the World Economy: Suggestions for an International Economic Policy*, New York: The Twentieth Century Fund.
- Toyota, M. (2006) "Pensioners on the move: social security and trans-border retirement migration in Asia and Europe," *International Institute for Asian Studies (IIAS) Newsletter*, Vol. 45, p.30.
- Williams, A. M., King, R., Warnes, A. M. and Patterson, G. (2000) "Tourism and international retirement migration: new forms of an old relationship in southern Europe," *Tourism Geographies*, Vol. 2, No. 1, pp. 28-49.

# 満川亀太郎の青年期の思想と行動に関する一考察

——その『海国日報』記者時代を中心に——

刈 田 徹

## はじめに

満川亀太郎（1888《明治21》～1936《昭和11》年）は、第1次世界大戦直後に猶存社を結成し、大川周明や北一輝らと国家改造運動に努めたことで知られるが、大正末期から昭和初期にかけては拓殖大学で東洋事情、殖民政策、ロシア事情などの講義を担当し、また興亜学塾をも創立している<sup>(1)</sup>。

彼は、大阪の出身で、大阪や京都の小学校で学び、日本銀行見習（京都出張所附属）として2年半余り勤務した後、苦学を決意して同銀行を退職し、私立吉田中学校に入学したのであった。彼は、同中学校が経営上の不祥事により閉鎖されたので、結局、私立清和中学校を卒業するが、救世済民の志を抱きつつ上京して苦学する道を選んだのである。彼は、早稲田大学予科に入学して学生生活を始めると共に、民声新聞社に入り理解ある社長の下で日々の論説に健筆を振るうのであった。彼が、日露戦争直後の当時（1907・明治40年～1909年）、同紙に掲載した諸論稿の一貫した基本的な主張の大意は、およそ次の如くである。

帝国主義の国際社会で日本が主義とする平和実現のためには、富国強兵に努め大国となって列強の上に雄飛しなければならず、このため（1）海軍に重きを置く軍備の拡張、（2）実業の振張と貿易の発展、（3）国民の政治的智識と愛国心の涵養、教育の一大革新による有為実行的国民の養成、などが絶対必要である<sup>(2)</sup>。

筆者は、満川の民声新聞時代を中心に研究した拙稿を既に発表しているので<sup>(3)</sup>、本稿では、同新聞社退職後の彼が海国日報社に入社して再び日々の論説等で活躍する頃を中心に、以下考察する事にしたい。

## 1. 『海国日報』記者となる

満川は、1909（明治42）年8月、民声新聞の終刊と共に主筆兼編集長であった同新聞社を退職した。同紙は、翌月より萬歳新聞と改称され継続発行される予定であったが、彼は、従来の

様には自己の主義・主張を貫けなくなると認識し「勇退」したのである<sup>(4)</sup>。彼が、この後に再び日刊紙の論説執筆等によって生きがいを感じるようになるのは、翌年9月に海国日報社に入ってからである。この間、彼は、『東洋運輸時報』（旬刊専門新聞、補助記者）、『広業通信』、『成功の日本』（月刊雑誌、主筆）、『東京エコー』（毎月2回刊行の雑誌、有楽社発行、主筆並編集）、『保険・銀行通信』（毎月2回発行の新聞、主筆）などの雑誌・新聞記者として働くと共に、日本大学大学部法科に入学し、早稲田大学退学後9箇月で「再び政経の途を研鑽すべく」努め始め、多忙な日々を送っていたのである<sup>(5)</sup>。

彼は、民声新聞社を退社して半月後の日記に、次の如く記している。「民声との関係を離れし余。以前より成功の日本記者たり、而して新に起るべき広業通信の署名人也。されど此等は内職のみ。本職として目下余の前に候補として立てるもの、

一、国民新聞政治記者 二、東京日々新聞政治記者 三、立憲政友会編集局主任  
予は第三に向って最も多くの望を属す、他日のため最も利益ありと信ずれば也」<sup>(6)</sup>。

彼は、結局、これらの本職候補に就職することは出来なかったのであるが、1909（明治42）年の大晦日の日記に、『成功の日本』、『東洋運輸時報』、『東京エコー』などは、「余のために未だ気を吐くに足らざる也、須らく明年を待つべき也」と記している<sup>(7)</sup>。

翌1910年1月下旬、彼は、京都で中学時代から出入りし、上京後3年近く家族同様に寝食を共にし、種々の点からみて「確かに親戚以上の関係」を有すると認識した大森家を去り、同じ神田区内に転居し友人達と自炊生活を始めた<sup>(8)</sup>。彼は、同年4月、生計上、「保険銀行通信の記者たらざるべからざるに至」ったのであり<sup>(9)</sup>、その日記に「天下に志を抱き国士と交るを以て理想とせるの余が凶らざりき営利会社の門を叩きて斗筭の輩を相手とし新契約高の幾なるかを聞き紙上に提灯記事を書くの余儀なくせられたるを」と述べている<sup>(10)</sup>。しかし、彼は、同年8月中旬、海国日報社長の太刀川又八郎らと会って、翌月から同社の「言論記者並に海軍及海運担当記者」として入社することに決まったのである<sup>(11)</sup>。

『海国日報』は、1905（明治38）年12月に、「海国思想の普及と海帝国民の膨張を指導する」ことを主義とし、不偏不党をも標榜して創刊された日刊新聞である<sup>(12)</sup>。満川は、同紙記者として、日々「言論に筆を執る傍」、海軍省詰の各社記者達から成る倶楽部の「黒潮会（こくちようかい）」会員としても活動し始めたのである。彼は、入社後数箇月を経た年末の日記に、その感想として、「眇たる小新聞の主筆素より我意を満たす能はずと雖も又以て多少我が心を慰するに足る」と記している<sup>(13)</sup>。

## 2. 『海国日報』掲載の論稿一覧

次に、『海国日報』に掲載された満川の論稿の題目を順に掲げよう。同紙は、通常、全四頁で、一頁八段組であったが、言論記者満川の論稿の掲載紙面は、一、二の紀行文を除き第一頁

であり、しかも冒頭の第一段目から載る場合が多かった。彼は、同紙でも、少年時代から用いた「暁峰」なる雅号を多く用いている。この論稿一覧中には、「南溟庵より」という筆者名を欠く論稿も含まれているが、満川は自己の雅号として「南溟庵主」や「南溟庵主人」を既に民声新聞記者時代には用いているので、彼が該論稿の筆者とみられる。以下、論稿題目、筆名、発行年月日、及び号数などを掲げるが、発行年月日は明治の年号や月日などの文字を省略し、号数は（ ）内に数字のみを記した。なお、筆名が論稿の最後に付記されている場合には、（ ）内に記しておいた。

「海軍拡張私論」満川暁峰, 43. 9. 8 (1621), 43. 9. 9 (1622), 43. 9. 10 (1623), 43. 9. 11 (1624), 43. 9. 13 (1625), 43. 9. 14 (1626), 43. 9. 15 (1627), 43. 9. 16 (1628), 43. 9. 17 (1629), 43. 9. 18 (1630), 43. 9. 20 (1631), 43. 9. 21 (1632), 43. 9. 22 (1633), 43. 9. 23. (1634), 43. 9. 24 (1635), 43. 9. 27 (1636), 43. 9. 28 (1637), 43. 9. 29 (1638), 43. 9. 30 (1639), 43. 10. 1 (1640), 43. 10. 4 (1642), 43. 10. 5 (1643), 43. 10. 6. (1644), 43. 10. 7. (1645), 43. 10. 11 (1648), 43. 10. 12 (1649), 43. 10. 13 (1650), 43. 10. 14 (1651), 43. 10. 19 (1654), 43. 10. 20 (1655)。

「寺内総督を迎ふ」南溟庵主人, 43. 10. 21 (1658)。

「心懐語を読む」暁峰生, 43. 10. 25 (1659), 43. 10. 26 (1660), 43. 10. 27 (1661)。

「読 巨人荒尾精」南溟庵主人, 43. 11. 2 (1666)。

「読 羯南文集」南溟庵主人, 43. 12. 2 (1690)。

「学閥論」(暁), 43. 12. 27 (1711)。

「時代教育私論」満川暁峰, 44. 1. 5 (1714), 44. 1. 6 (1715), 44. 1. 7 (1716), 44. 1. 8 (1717), 44. 1. 10 (1718), 44. 1. 11 (1719), 44. 1. 12 (1720), 44. 1. 13 (1721), 44. 1. 14 (1722), 44. 1. 15 (1723), 44. 1. 18 (1725), 44. 1. 19 (1726), 44. 1. 20 (1727), 44. 1. 21 (1728), 44. 1. 22 (1729), 44. 1. 25 (1731), 44. 1. 26 (1732), 44. 1. 27 (1733), 44. 1. 28 (1734), 44. 1. 29 (1735), 44. 2. 1 (1736), 44. 2. 2 (1737), 44. 2. 3 (1738), 44. 2. 4 (1739), 44. 2. 5 (1740), 44. 2. 7 (1741), 44. 2. 8 (1742), 44. 2. 9 (1743), 44. 2. 10 (1744), 44. 2. 11 (1745), 44. 2. 15 (1747), 44. 2. 16 (1748), 44. 2. 17 (1749), 44. 2. 18 (1750), 44. 2. 19 (1751), 44. 2. 21 (1752), 44. 2. 22 (1753), 44. 2. 24 (1755)。

「九段坂より」南溟庵主人, 44. 1. 11 (1719), 44. 1. 12 (1720), 44. 1. 13 (1721), 44. 1. 14 (1722), 44. 1. 15 (1723), 44. 1. 17 (1724)。

「大湊国港論」(満川暁峰), 44. 1. 18 (1725), 44. 1. 19 (1726), 44. 1. 20 (1727), 44. 1. 21 (1728), 44. 1. 22 (1729), 44. 1. 25 (1731), 44. 1. 26 (1732), 44. 1. 27 (1733)。

「南溟庵より」 44. 1. 29 (1735), 44. 2. 1 (1736), 44. 2. 2 (1737), 44. 2. 3 (1738), 44. 2. 4 (1739), 44. 2. 5 (1740), 44. 2. 7 (1741), 44. 2. 8 (1742), 44. 2. 9 (1743), 44. 2. 10 (1744), 44. 2. 16 (1748), 44. 2. 17 (1749), 44. 2. 18 (1750), 44. 2. 19 (1751), 44. 2. 21 (1752), 44. 2. 24 (1755), 44. 2. 25 (1756), 44. 2. 26 (1757), 44. 2. 28 (1758), 44. 3. 1 (1759), 44. 3. 2 (1760), 44. 3. 3 (1761), 44. 3. 4 (1762), 44. 3. 5 (1763), 44. 3. 7 (1764), 44. 3. 8 (1765)。

「東北人の世界的自覚」 満川亀太郎, 44. 2. 14 (1746), 44. 2. 15 (1747)。

「深更の大激論」 満川暁峰, 44. 2. 26 (1757)。

「梅花一枝」(筆名は無いが、第二維新に言及した内容等により満川が書いたと推定されるので、参考のため掲げた。参照、漂流日記, 44. 1. 1. の条など) 44. 3. 1 (1759)。

「頭熱足寒の財政」(筆者名を欠くが「時代教育私論」と同一筆者と推定しうる記述があるので、参考のため掲げた) 44. 3. 2 (1760)。

「無用の長物」 満川暁峰, 44. 3. 3 (1761)。

「一種の感慨」 南溟庵主人, 44. 3. 11 (1768)。

「大湊開港案通過」(暁峰生), 44. 3. 16 (1772)。

「海国民の事業」(満川暁峰), 44. 3. 17 (1773)。

「東洋政局観察」 満川暁峰, 44. 4. 7 (1789), 44. 4. 8 (1790), 44. 4. 9 (1791), 44. 4. 11 (1792), 44. 4. 13 (1794), 44. 4. 14 (1795), 44. 4. 15 (1796), 44. 4. 16 (1797), 44. 4. 19 (1799), 44. 4. 20 (1800), 44. 4. 21 (1801), 44. 4. 22 (1802), 44. 4. 23 (1803), 44. 4. 26 (1805), 44. 4. 29 (1808), 44. 5. 2 (1810), 44. 5. 3 (1811), 44. 5. 4 (1812), 44. 5. 9 (1816), 44. 5. 10 (1817), 44. 5. 12 (1819), 44. 5. 13 (1820), 44. 5. 16 (1822), 44. 5. 18 (1824), 44. 5. 19 (1825), 44. 5. 20 (1826), 44. 5. 23 (1828), 44. 5. 24 (1829), 44. 5. 25 (1830), 44. 5. 31 (1835), 44. 6. 1 (1836), 44. 6. 2 (1837), 44. 6. 4 (1839), 44. 6. 7 (1841), 44. 6. 9 (1843), 44. 6. 13 (1846), 44. 6. 14 (1847), 44. 6. 15 (1848), 44. 6. 20 (1852)。

「銅像国」(南溟庵主人), 44. 4. 18 (1798), (但し民声新聞掲載の同題目論稿を加筆・修正したものとみられる)。

「海先陸後主義」 満川暁峰, 44. 7. 4 (1863), 44. 7. 5 (1864)。

「驕者久しからず」(満川暁峰), 44. 7. 9 (1868)。

「山上の感」 暁峰生, 44. 8. 6 (1947)。(注記、事由不明だが44. 8. 2から号数が一挙に44号増加)。

「木山黙山を哭す」 満川暁峰, 44. 9. 9 (1976)。

「中央亜細亜問題」(暁峰生), 44. 9. 17 (1983), 44. 9. 19 (1984)。

「失題」 暁峰生, 44. 10. 3 (1997)。

- 「京都の秋を想ふ」 曉峰生, 44. 10. 26 (2016)。
- 「極東禍乱の第一兆」 満川曉峰, 44. 11. 5 (2024), 44. 11. 7 (2025), 44. 11. 8 (2026)。
- 「高尾の紅葉」 曉峰生, 44. 11. 21 (2037)。
- 「共和政敷君主政<sup>(ママ)</sup>」 (満川曉峰), 44. 11. 30 (2047)。
- 「現代青年論」 満川曉峰, 45. 1. 11 (2075), 45. 1. 12 (2076), 45. 1. 16 (2079), 45. 1. 17 (2080), 45. 1. 18 (2081)。
- 「絶東益々多事」 (曉峰生), 45. 1. 21 (2084)。
- 「宗教と国民生活」 (曉峰生), 45. 1. 30 (2091)。
- 「所謂宗教問題」 満川曉峰, 45. 2. 8 (2098), 45. 2. 9 (2099), 45. 2. 10 (2100)。
- 「松木局長足下」 満川曉峰, 45. 3. 12 (2126)。
- 「読 帝国海軍の危機」 曉峰生, 45. 3. 28 (2139) 45. 3. 29 (2140), 45. 3. 30 (2141)。
- 「忙中静観」 曉峰生, 45. 4. 2 (2143), 45. 4. 3 (2144)。
- 「我国の保険業」 (曉峰生), 45. 4. 5 (2145)。
- 「北守南進の駁論」 曉峰生, 45. 4. 25 (2162), 45. 4. 26 (2163)。
- 「晩春時事観」 南溟庵主人, 45. 4. 28 (2165), 45. 4. 30 (2166)。
- 「南溟庵獨語」 曉峰生, 45. 5. 3 (2169), 45. 5. 4 (2170), 45. 5. 5 (2171), 45. 5. 7 (2172), 45. 5. 8 (2173), 45. 5. 9 (2174), 45. 5. 10 (2175), 45. 5. 11 (2176), 45. 5. 12 (2177), 45. 5. 14 (2178), 45. 5. 16 (2180), 45. 5. 17 (2181), 45. 5. 18 (2182), 45. 5. 19 (2183)。
- 「朝鮮行」 (曉峰生), 45. 6. 11 (2202), 45. 6. 12 (2203), 45. 6. 13 (2204), 45. 6. 14 (2205), 45. 6. 15 (2206), 45. 6. 16 (2207), 45. 6. 18 (2208), 45. 6. 19 (2209), 45. 6. 20. (2210), 45. 6. 21 (2211), 45. 6. 22 (2212), 45. 6. 23 (2213), 45. 6. 25 (2214), 45. 6. 26 (2215), 45. 6. 27 (2216), 45. 6. 28 (2217), 45. 6. 29 (2218), 45. 6. 30 (2219), 45. 7. 2 (2220), 45. 7. 3 (2221)。
- 「国府台の青嵐」 満川生, 45. 6. 26 (2215), 45. 6. 27 (2216)。
- 「富強的教育論」 満川曉峰, 45. 7. 12 (2229), 45. 7. 13 (2230)。
- 「北日本」 曉峰生, 45. 7. 26 (2241), 45. 7. 27 (2242), 45. 7. 28 (2243), 大正1. 8. 4 (2248), 大正1. 8. 6 (2249), 大正1. 8. 7 (2250), 大正1. 8. 8 (2251), 大正1. 8. 9 (2252), 大正1. 8. 10 (2253), 大正1. 8. 11 (2254), 大正1. 8. 13 (2255), 大正1. 8. 14 (2256), 大正1. 8. 15 (2257), 大正1. 8. 16 (2258)。

### 3. 主な論稿の概要

『海国日報』に掲載された満川論稿の中で、論題の重要性と連載回数の多さなどから見て、(一)「海軍拡張私論」、(二)「時代教育私論」、(三)「東洋政局観察」などは主要なものといえよう<sup>(14)</sup>。以下、これらの概要を見ておきたい。

#### (一)「海軍拡張私論」

該論稿の小見出しは、1「一個の既決 二個の未決問題」、2「海軍拡張論と国際平和」、3「国家の運命と和戦両様の準備」、4「過去における日本海軍」、5「現在に於ける日本海軍」、6「列国海軍の現勢力」、7「東洋艦隊の比較」、8「太平洋問題と避く可らざる日米戦争」、9「未解決の東洋問題」、10「海軍拡張と国民の覚悟」、11「擱筆之辞」などで、概要は次の如くである。

日露戦争後、本邦百年の興廢に関する三大問題は、「韓国問題」、「海軍拡張問題」、及び「学制改革問題」であったが、近時の韓国併合により、未決問題は「海軍拡張問題」と「学制改革問題」になった。この度は、我国の威信と極東の平和保障上、最も重要な「海軍拡張問題」に関し以下論述するが、後日、改めて、「学制改革問題」を主題に論じるつもりである。

我国は、韓国併合の結果、海陸両経営という難局に処することになった。英獨米等の諸国は、毎年、巨艦建造の大競争を為しつつあり、我国の建艦状況との相異は非常に大きい。現今の日本海軍勢力は、総トン数50万トンであるが、10年以内には老齡艦も増加し実戦に参加するのは30万トン位となり、列強と比し遜色がありその差は将来更に大きくなるであろう。我国は、絶大なる海軍を擁する英国と同盟関係にあるが、實際上、自国防衛の際に英国東洋艦隊の主力の支援は期待できない。我国は、韓国領有の今日、海陸両面で東洋保全の責務を全うしなければならない。我国は、東洋に於ける清国を含む列国海軍の勢力に対して決して油断することは出来ない。特に、米国と我国は、東洋や極東における利害が背馳するので、ついには衝突せざるをえない。私は、この日米戦争不可避の見解を、2年前に米艦隊が来日した松蔭五十年祭の当日に発表し、その筋から注意されたのであった。今後、満漢両民族が反目・確執し極東戦乱の淵源となる清国に対し、米国が如何なる態度をとろうとも、我国はこれに対応できる軍備の充実が必要である。我国は、建艦競争と太平洋の将来に鑑み、海軍力の充実、更には陸軍の改革拡充の実現を急務とするが、英米と異なり財政が窮迫しているので、戦後の浮華虚栄の悪風を一掃し、大洋と大陸で奮闘できる様な剛健真挚の精神と進取の気性に富む人材を養成しなければならない。

#### (二)「時代教育私論」

この論稿の小見出しは、「染筆之辞」、「教育界の現状」、「時代的新教育」、「教育的半研半勞主義」、「教育の地方分権」、「師範学校廃止論」、「擱筆之辞」などであり、その概要は次の如く

である。

本論における「教育」は、学校の単なる授業等を意味するのではなく、「堅」、「善」、「強」、「大」の四要素を兼備し独立自治の精神に富む、憲政下の国民にふさわしい人物を養成する事をいう。これは、国家の維持上、不可欠である。教育者は、吉田松蔭などの如く時代に対する識見を具有して青年の心情に立ち入って指導しなければならないのに、いたずらに形式に拘泥してきたので、その権威は地に落ちてしまった。この結果、我国で最も欠乏しているのは、時代に関する智識と秩序ある政治的常識に富む国士である。私は、私学が現状のままで保護されることには、断じて反対である。その経営者は、教育の真精神を没却する官学の真似をしないで、「官学に対峙して学の独立を宣言し自由の研學を旗幟」とし、人物本位の特色ある人材を輩出すべきである。教育方法は、中学程度以上の各種学校を含む専門教育や大学教育で「半研半勞主義」をとり、学理學説を研究・修得させつつこれを実地に施させて勉學と自給自足の両精神を合致させ、労働は神聖であり、金錢を得るのがたやすくしない事を理解させるべきである。教育の中央集権を革めて地方分権を行い、教育的半研半勞主義と相俟って教育を普及させねばならない。師範学校は、その教育が教授法等の「局部的教育に限られ」ており、教育の大精神に基づく教育をしていないので、廃止すべきである。そして、小学校の教員は、師範学校に代わる「改造中学校」の出身者を用いるが、この中学校の教育は「英文学漢文国語等の基本的学科」と「時局の大観」の養成に重きを置くべきである。女子の高等教育は、良妻賢母となる「夫人教育」が必要であるけれども、独身主義者を増加させる様な教育には絶対反対である。教育上、「形式的抽象的忠孝主義を全廢し」、「精神的具体的立憲的忠君愛國主義を採」り、日本国民であるという觀念を涵養し、「海外發展の志想を鼓舞して世界に雄飛し得る國民を養成す可」きである。

### (三) 東洋政局觀察

本論稿は、「緒論」、「世界の運命」、「列国の東洋經營」、「日本の東方策」、「結論」などの順に述べられており、概要は次のごとくである。

古来、世界は、平時も戦時も、優勝劣敗の真理が支配してきたが、日本国民は、将来の黄白兩人種間の世界大戦を今から覚悟する必要がある。アジアの人々は欧州人の奴隷の様な状態にあり、インドの独立や中国の覚醒も期待できないから、我国が、将来の大戦時に、極東で列国連合軍に対し奮戦しなければならない。現在の世界は、新旧両世界から成るが、近い将来において旧世界が欧州人とアジア人に二分されるであろう。我国は、アジア覚醒の先導者としてアジアに対する欧米人の侵入を防がねばならないが、日露戦争後、国民が驕り高ぶるなど種々不健全な状態になったので、アジアを背負って立つためには国内的整理の断行も急務である。我国が極東で最も重要視すべき国々は、英米露獨の四箇国である。露国についてみると、同国は欧州の国というよりも、最早アジアの国である。露国は、伝統的に南方發展に努めてきた国で

あり、現在は、中央アジア及びイリ・蒙古方面における東方経営に全力を尽くしつつある。米  
国は、東洋経営すなわち太平洋経営であり、我国と移民問題や清国問題などで利害が到底一致  
しないが、パナマ運河竣工の暁には、太平洋で更に脅威となる様な活動を始めるであろう。ド  
イツは、近東経営と同様に、極東経営も巧妙を極めており、その対清政策に関し寸時も注目を  
怠ることのできない国である。英国は、植民地の反乱・動揺等があっても、その清国等におけ  
る実力は猶健在であるので、我国は、同国との同盟関係を基に東洋保全政策を確立すべきであ  
る。日本は、アジアモンロー主義を宣布して欧米二州と対峙し、五千年前の文明を再び燦然と  
輝かすという理想を遂行すべきである。我国は、毎年60万人の人口増加問題を解決する為に、  
韓国併合後の今日、海国単一主義（南進論、軍備の海主陸従主義）のみでなく、大陸主義（大  
陸論、軍備の陸主海従主義）をも加味すべきである。現在、清国に対する4国借款問題も起こ  
り、大勢は刻々変化しているが、今後の我国は、日英同盟を尊重し、清国と交誼を厚くし、露  
国と一層の敦厚を重ねて東洋の平和を保持すべきである。

#### 4. 辛亥革命観

この「東洋政局観察」連載の終了数箇月後、1911（明治44）年10月10日に武昌で革命派が蜂  
起して辛亥革命が始まった。満川は、既に中学生時代から孫文らに関心を強め、一日も早く上  
京して中国革命党の亡命志士達と交わってみたいと考えており<sup>(15)</sup>、上京後、宮崎滔天らの  
『革命評論』の愛読者になっている<sup>(16)</sup>。彼は、革命勃発当時、「清国革命党の勢力が弥々優勢  
で脾肉の嘆に堪へなかった」のであり<sup>(17)</sup>、11月初旬には『海国日報』連載の「極東禍乱の第  
一兆」の中で、「支那はついに四百余州を挙げて革命戦乱の火炎中に投ぜられずば已まざる  
べし」「事実に於いて革命の成功せし一段落にして、満州朝廷はこの次の革命により最早政治  
上何等の実権を有せず」「我等第三者は革命軍の正理正條を有せるを認めざるを得ざるなり」  
「清国革命軍の正々堂々たる態度に見るも我等は亜細亜人の前途に必しも深き憂慮を有せざる  
也」等と記し<sup>(18)</sup>、同月30日号同紙掲載の「共和政歟君主政<sup>(ママ)</sup>」中では「清国の革命は自然の  
勢にして而してその政体の共和政体たるべきは何人かこれを疑はん」と論じている。翌1912  
（明治45・大正1）年1月1日に南京臨時政府が成立し、孫文が臨時大総統に就任した。満川  
は、同月21日号の同紙掲載の「極東益々多事」の中で、「東洋の政局は年一年廓大を極め今年  
の清国革命変乱に於て正に頂点に達したるの感あり、・・（中略）・・共和政実施後、支那の  
政局が如何に変転せんとするやは逆賭すべからざるものあり・・（中略）・・支那革命の成功  
がやがて西に延びて印度に移り、阿富汗に延び、更に中央亜細亜土耳其までも蔓びんとする  
時・・」等と述べたが、翌2月に清朝は滅亡したのである。

満川は、1911年10月の辛亥革命勃発当時、民声新聞時代からの知己である国民新聞専務理事  
の段隆介<sup>(19)</sup>に対し、「満韓何れなるの新聞社へ紹介、及び満州日々新聞への推挙を依頼して

いる<sup>(20)</sup>。段は、既に同年1月初め、満川を国民新聞社編集局の樓上に招き同社々長・徳富蘇峰に紹介し面会させており、満川はこの面会に関し次の様に日記に記しているが、藩閥政治に反対し第二維新を期す彼は御用記者をも嫌悪したのである。「文壇の重鎮蘇峰先生余に曰く新聞記者が書くといふ事は末の末なるのみ先づ新聞記者は目を働かさざるべ可らず比較対照の術に長せざる可らず名士忙中の一閑を偷みて要領を得たる材料を捉へざる可らず先方の人の心を読まざる可らず而して君の如き若き記者は須らく大新聞の舞台上に登りて先輩先識の士と競争するこそ良けれ・・・と満面に愛嬌を含みて緻巧を弄する真に憎む可し、咄！狸爺奴、御用記者！官僚の走駆狗！然かも彼蘇峰先生斯くの如き非難屁とも思はず平気で済まし込む所寧ろ愛すべきもの無からずや、余は御用新聞の記者たるを好まず然れども段氏の厚意に対しては深く感謝す」<sup>(21)</sup>。

## 5. 大逆事件観、天皇崩御、退職

満川は、社会主義に関しては、既に1908（明治41）年6月の赤旗事件の際に民声新聞紙上で「社会主義所感」と題し論じており、その概要は、次の如くであった。無政府のユートピアを実現しようとする社会主義には反対であり、救世済民は現実的な主義、方法により「社会改良運動」として行われるべきである。当局は、現今世界の一大思想である社会主義を学説として詳細に研究し、その長所を経国の為に資すべきであり、一概に弾圧・排斥すべきではない<sup>(22)</sup>。

この2年後の1910年6月、満川は、大逆事件との関連で、日記に次の如く記した。「社会主義の領袖幸徳秋水爆裂弾事件に座し縛に付くの詳細あり、余は彼が晩節の為に惜しみ、社会主義を天下に誤りたるの罪を糺さんとするもの也。社会主義は破壊主義に非ず、堂々たる社会改良の主義也。日本は未だこの風潮に浴すること日浅く世人亦一般に閑却するの観ありと雖も、向後資本と労働との関係益々複雑を極め来らば必然必死的に六十余州を風靡するに至らん。この時に当り政府者眼眩み頭紊れ、周章狼狽するも及ばず、一人の破壊主義者の為に巨額の国費を投じて監視を努むるよりも天下青年間に流れつつある暗流を洞察し、今にして綱繆の策を講ずるこそ経世家の本旨なれ」<sup>(23)</sup>。大逆事件は、同年末に大審院特別法廷（非公開）で裁判が始まり、翌1911年1月に判決が下されたが、この直後に満川は海国日報紙上で大要次の如く論じている。幸徳らの狂激な無政府主義の徒が生じたのは、教育の方法がよくないこと、及び上に立つ諸公が政商と結び淫蕩にふけり、聖明を覆い国民の真意を遮ったことに起因する。当局は、自由平等博愛を本旨とし平和を根本義とする社会主義を禁圧、排斥することにより、平和主義者を破壊主義者に変えたのであるから、青年の心情を束縛しない様な教育をする経綸の道を講じなければならない<sup>(24)</sup>。

清朝滅亡の約半年後、1912年7月下旬に天皇は危篤状態となり、同月30日に崩御された。満川は、この日の日記に次の如く記している。「昨二十九日下午炎熱金を溶かすばかりの中に於

いて二重橋畔数万の国民と共に祈願を籠めたる余は夜に入りても御容態気になりて眠る能はず午後9時東京毎日新聞の号外にて 陛下の御熱上らせ給ふと共に侍医の間ひ参らす言葉にウンと御返事あり 赤酒を少しばかり御口にし給ひて漸次好良に向はせらるとの事を承知し稍安堵の胸撫で下ろしたるも 午前二時といふに けたたましき号外の鈴音に驚かされ急ぎ外に出でて求めば嗚呼万事休矣 我等が憧憬欽仰措く能はざる (改行) 天皇陛下は七千万の同朋を残して神去り給ひたり 嗚呼極まりて言ふ所を知らず (改行) 余はうたたねの床を払って潔斎の後 (改行) 崩御 (改行) 一篇を草し奉り之を今日の紙上に掲げんとせり。」<sup>(25)</sup>。

「崩御」と題し天皇を悼む文が『海国日報』(明治45年7月31日号, 第1面)に掲載されており, その筆者名等は「明治45年7月30日 海国日报社々員一同」となっているが, その中で「明治の中興は日本国歴史第一の壮観にして, 国勢の膨張は世界に於いても一大奇跡として見らるる所なり, 輔弼の重臣与つて力無きにあらざるも, いづくんぞ我 天皇陛下が・・・, 国家の経綸に任せさせ給ひしたまものならざらん」「隣邦の風雲再び漸く迫り, 太平洋の鯨波亦往々にして人を驚かさんとするものあるに当り, 畏れながら師と仰ぎ父と敬ひ参らせし 聖上陛下の崩御は国民に取りて, 如何ばかり悲嘆落胆となるべきか」等と述べている。

満川は, 天皇崩御から半月後の8月15日に, 2年余り勤務した海国日報社を退職した。彼は, 同日の日記に次の如く記している。「海国日報を退社す。海国日報は元二六新報記者秋岡徳生氏の入りて編集長となり純然たる官僚系新聞となれり。六年自由の言論に慣れたる余の今遽かに御用記者たらんとするは到底堪ゆる能はざる所, 則ち断然退社す」<sup>(26)</sup>。

満川は, 9月13日の明治天皇大葬の夜に, 「臨時新聞記者の資格」を以て葬列と御轎車を見送ったが<sup>(27)</sup>, 翌14日午前10時頃, 知人から乃木將軍自刃の報を齎され「驚駭措く所を知らず」という情態になった<sup>(28)</sup>。彼は, この日の日記に次の如く記している。「嗚呼一代の国土, 古武士の典型乃木將軍逝く 逝くは病死に非ずして自刃也, 然もその夫人も同伴して身体を並ぶるに至っては何等の悲壯ぞ, 余はついに言ふ所を知らず新聞紙は言ふ殉死也と, 三宅雪嶺先生は言ふ憤死也と, 將軍の胸中光風霽月あり 豈に殉死たと憤死たとを問はんや, 然も吾人より之を見れば將軍の自刃には重大なる意義の存する在り, 名教士節或は將軍の自刃によりて繋がれ得べき乎」<sup>(29)</sup>。

海国日報社退職後の満川は, 『保険銀行通信』の主筆を務め続けると共に<sup>(30)</sup>, 新たに『東京日報』の編集と人物評欄を引き受け担当し始め<sup>(31)</sup>, 時には, 『経済時報』掲載の小説原稿の執筆や<sup>(32)</sup>知友の支援金により下宿代等を工面している<sup>(33)</sup>。彼は, 海国日報社在職当時, 日本大学を退学し東京外国語学校専修科露語科に一時在学したが<sup>(34)</sup>, 退職後, 「早大文科の講義録に付勉強し始め」<sup>(35)</sup>, 苦学するという中学卒業時の初心を忘れずに大正の新生活を過ごしていくのであった。やがて, 第1次世界大戦が始まり, 彼の予期するアジア独立の気運も高まることになるであろう。

《註》

- (1) 参照、『拓殖大学創立100周年出版 満川亀太郎』平成13年，拓殖大学。『興亜学塾要覧』昭和6年1月。
- (2) 参照，拙稿「満川亀太郎の青少年期の思想と行動に関する一考察——その民声新聞時代を中心に——」『拓殖大学論集』第10巻，第2号。
- (3) 同上。
- (4) 暁峰居士『第十五漂流日記』，明治43年12月31日の条。なお，この日記を含め本拙稿で用いる満川亀太郎（暁峰）の日記（『雑記帳』を含む）は，全て国立国会図書館所蔵の「満川亀太郎関係文書」所収のものである。また，以下の拙稿では，彼の日記を単に「日記」と記すことにしたい。
- (5) 参照，日記，明治42年9月15日，同年10月1日，同年10月6日，同年11月7日，同年11月26日，同年12月31日，明治43年11月1日。『雑記帳』の『学業』欄。
- (6) 日記，明治42年9月1日。
- (7) 日記，明治42年12月31日。
- (8) 日記，明治43年1月22日，同年1月23日。
- (9) 日記，明治43年12月31日。
- (10) 日記，明治43年12月31日。なお，日記，明治42年5月1日の条には，「洛陽の少年救世済民の志を抱きて理想と現実との利害相容れざるに遇す」「余はただ最善の途を行ふて遺憾無きを期すべし」などがある。
- (11) 日記，明治43年8月15日。
- (12) 海国日報，明治38年12月1日号。
- (13) 日記，明治43年12月31日。参照，山内大蔵・内田丈一郎共編著『海軍辞典』昭和60年，今日の話題社。
- (14) この点，満川は，「時代教育私論」掲載の『海国日報』を河野広中や澤柳政太郎（前文部次官）らへ送っており，澤柳からは，「意見を異にする所は少なくないが他山の石として裨益する所が多い」旨を記した書簡を受け取っている。（参照，日記，明治44年1月7日，同年2月3日）。なお，併照，暁峯生「亜細亜問題の研究」『龍驤』（44巻1号）明治44年1月
- (15) 満川亀太郎『三国干渉以後』復刻版，伝統と現代社，1977年，82頁。
- (16) 同前書，85頁。
- (17) 日記，明治44年10月10日～同年10月25日。
- (18) 海国日報，明治44年11月5日号，同年11月7日号，同年11月8日号。
- (19) 日記，明治42年7月4日。
- (20) 日記，明治44年10月4日，同年10月28日，同年11月1日。
- (21) 日記，明治44年1月6日。
- (22) 民声新聞，明治41年6月26日号。
- (23) 日記，明治43年6月4日。
- (24) 海国日報，明治44年1月22日号。
- (25) 日記，明治45年7月30日。
- (26) 日記，大正1年8月15日。なお，同日記には，「海国日報を退職してより雑務のためその日に逐われて知友に退社通知を發したるは二十日なりき」とあるが，雑記帳中の職業欄には「明治四十三年九月『海国日報』主筆，大正元年十月『大正日報』と組織変更及び辞職」とある。
- (27) 日記，大正1年9月13日。
- (28) 日記，大正1年9月14日。
- (29) 同上。
- (30) 雑記帳の職業欄には，「明治四十三年四月より大正三年七月まで『保険銀行通信』主筆」とある。
- (31) 日記，大正1年9月18日。

- (32) 日記, 大正1年10月12日。
- (33) 日記, 大正1年11月23日。
- (34) 参照, 雑記帳の学業欄及び日記の明治44年2月1日の条。
- (35) 日記, 大正1年10月11日。

# 東南アジア諸国のリタイアメント移住者受入れ制度の比較研究

～マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン～

井上 治

## はじめに

近年、我が国では、老後を海外で過ごすことに関心を持つ中高年層が増えている。このことは、1992年にロングステイ財団が設立されたことや<sup>1</sup>、それに伴い毎年国内各地で開催されている中高年向けの海外長期生活に関する説明会の盛況ぶり、また旅行業界による各国への生活体験ツアーや海外生活を愛好する中高年の親睦団体の多さからも明らかである。

そうした海外生活に関心を持つ我が国の中高年層に人気の高い地域のひとつに、マレーシアやタイ、インドネシアそしてフィリピンといった東南アジア諸国がある。2006年度にロングステイ財団が行ったアンケート調査によると、滞在希望国の人気第1位はマレーシア、第2位はオーストラリア、第3位はタイで上位3カ国のうち2カ国を東南アジアが占め、インドネシアも8位、フィリピンも11位に入った<sup>2</sup>。

東南アジアの人気が高い理由として、ロングステイ財団は「安」「近」「暖」の3つのキーワードを挙げている<sup>3</sup>。つまり、日本と比べて物価が安く、日本と距離的に近く、そして気候の一年中温暖なことが、東南アジアの魅力になっているものと思われる。

とはいえ、いかに魅力的に映っても、その国の受入れ条件や受入れ後の活動規制が強ければ、快適な長期滞在は困難であろう。

そこで本稿では、近年、日本人の中高年層に老後の長期滞在先として人気が高まっている東南アジアの4カ国すなわちマレーシア、タイ、インドネシアそしてフィリピンのリタイアメント移住者受入れ制度を比較し、それぞれの国の政策的な特徴を明らかにしたい。そのことによって、東南アジアで老後を過ごすことを望む日本人中高年者が、ただ単に「安」「近」「暖」というだけではなく、各自の家庭事情や生活条件に見合ったより賢明な滞在国の選択を行うことが容易にな

1 (財)ロングステイ財団は、1992年2月に通商産業省(現・経済産業省)の認可を受けて設立された公益法人である。

2 2006年度にロングステイ財団が主催または後援したロングステイセミナーの来場者を対象に行ったアンケートによる。有効回答数3093人。(財)ロングステイ財団『ロングステイ調査統計 2007』18ページ参照。

3 同上。

と思うからである。

## 1. リタイアメント移住者の受入れ目的

ところで近年、リタイアメント移住者を積極的に受け入れる国は増えているが、そもそもその目的は何であろうか。マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンの4カ国について簡単に見てみよう。

マレーシアが外国人中高年層を対象に長期受け入れ政策を打ち出したのは1987年のことである。だが、マレーシアに駐在経験のあることや年齢が65歳以上であることなど申請条件が厳しかったため、希望者は極めてわずかであった。1996年から2002年にかけては、年齢を50歳以上に引き下げるなど一部の条件を緩和して「シルバーヘア・プログラム」(Silver Hair Programme)が実施された。それでも希望者はさほど伸びず、6年間の合計参加者数は818人だった<sup>4</sup>。「シルバーヘア・プログラム」は2002年に「マレーシア・マイ・セカンドホーム (MM2H) プログラム」に改称された。そして、2006年にはその所轄を出入国管理庁 (Imigresen) から観光省へと移管した。観光省は2010年までに10万人の受け入れ目標を掲げ<sup>5</sup>、年齢制限の撤廃や滞在期間の5年間から10年間への延長、一定の条件下での就労や投資の許可など、同プログラムの申請条件のさらなる緩和や各種の便宜供与を進めている。

さて、ではマレーシアが外国人の長期滞在者を積極的に受け入れている理由はなんであるか。一般的には、外国人の購買力を当て込んでいるものと思われよう。確かにマレーシアの実業界からは、「外国人長期滞在者は一般マレーシア人の10倍の購買力がある」と、その経済波及効果に期待する声も上がっている<sup>6</sup>。しかし、マレーシア政府は、その主目的を「マレーシアの多様な民族文化を共有するために他国の人々を招待することにある」とし、「我々マレーシア人は卑しい人間ではないし、長期滞在者の財布の金を引き出そうとも思っていない」と、外国人の購買力への期待という見方を否定している<sup>7</sup>。では、なんのために外国人を招待つまり長期滞在者を積極的に受け入れるのかというと、新たなコネクション (connections) を築くためである<sup>8</sup>。つまり、これまで各界で活躍してきた外国人がマレーシアに長期滞在することになれば、彼らが自国で身に付けた技術などのノウハウやビジネス上の人脈がマレーシアの社会経済の発展にも有効に活かされるにちがいないというのが、マレーシア政府の読みといえそうである。

タイが外国人長期滞在者の積極的な受け入れを基本方針として打ち出したのは1998年のことで

4 マレーシアのドナルド・リム副観光相の発表。2007年6月16日付 JST配信。

5 マレーシアのテック・アドナン観光相の発言。2007年7月11日付 Business Times。

6 MM2H取得支援業者セカンドホーム・インテル社のエミー・チュン社長の発言。2009年5月26日付 JST配信。

7 駐香港マレーシア総領事アブド・アジズ・ハルンの発言。2004年4月10日付 Asia Times Online。

8 注6に同じ。

ある。そして2001年には政府にロングステイ委員会が設置され、翌年には、タイ政府観光庁の主導下で官民共同のタイ・ロングステイ・マネージメント（TLM）社も設立された<sup>9</sup>。このことから明らかなように、タイの場合、外国人を長期にわたって滞在させるために入国便宜についての提言を内閣に行い、さらに長期滞在を奨励してさまざまなサービスを企画、提供してきたのはタイ政府観光庁である。

そもそもタイ政府は、観光産業を外貨獲得のため最重要視する政策をとっている。したがってタイ政府観光庁は、外国人の滞在期間を引き延ばすことで、外貨獲得のさらなる増大を図ったといえよう。長期滞在者の外国人が増えることによって、国内の食品業、宿泊サービス業、健康サービス業などの関連分野では収入や雇用の増加が見込まれる。そうした各種事業の活性化が国家経済の安定に結びつくというのが、タイ政府の基本的な考え方である<sup>10</sup>。

インドネシアでは、外国人中高年層の長期受け入れは、大統領決定によってはじまった。1998年に発令された「外国人高齢観光客に対する便宜に関する大統領決定1998年第31号」によると、その目的は次の通りである<sup>11</sup>。第1に、観光開発は国家開発の重要な一部であり、観光部門を外貨の獲得源として推進する必要があること。第2に、外国人高齢観光客の潜在力は大きく、さらなる増加が見込まれること。

このように外国人の長期滞在者を外貨の獲得源と明確に位置付けているインドネシアは、その受け入れ対象国を経済的に豊かな25カ国に限定するだけでなく、インドネシア人を使用人として雇用することを条件とするなどの政策をとった<sup>12</sup>。

フィリピンでは、1985年に大統領署名の行政命令第1037号によってフィリピン退職庁（PRA）が設立された。PRAは国有企業である。2001年の行政命令第27号により、その管理監督権は大統領府から投資委員会（BOI）に移管された。PRAは、フィリピンの社会経済開発の促進と外貨の獲得のために、外国人や元フィリピン国籍者に最も質の高い魅力的なパッケージを提供して、投資や居住やリタイアメント移住を促進することが業務とされている<sup>13</sup>。

さて、以上4カ国のリタイアメント移住者の受け入れ目的を比較すると、ほぼ次のようなことが言えるであろう。第1に、リタイアメント移住者の購買力への期待すなわち外貨の獲得を明確

9 タイ政府観光庁の出資率は30%である。  
10 タイ政府のロングステイに関する政策については、ロングステイ・コンサルティング社の以下のウェブサイトを参照。<http://www.longstayconsulting.co.th>。

11 Keputusan Presiden Republik Indonesia Nomor : 31 Tahun 1998 tentang : Kemudahan bagi Wisatawan Lanjut Usia Mancanegara を参照。

12 「外国人高齢観光客に対する入国許可とビザの付与に関するインドネシア法務人権相決定1998年第M.04-IZ.01.02号」第3条によると、いわゆる退職者ビザ（Visa Lansia）が得られるのは、以下の国民に限られる。スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、イギリス、オランダ、ベルギー、フィンランド、ルクセンブルグ、ドイツ、フランス、スイス、イタリア、オーストリア、スペイン、アメリカ、カナダ、日本、台湾、マレーシア、シンガポール、タイ、ブルネイ、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド。近隣のASEAN諸国以外は、いずれも国民の平均所得の高い国が選ばれているといえそうである。

13 フィリピン退職庁（PRA）の以下のホームページを参照。<http://jp.pra.gov.ph/>

に謳っているのは、タイとインドネシアとフィリピンの3カ国である。マレーシアは、リタイアメント移住者の年金などを当てにしているわけではないとの姿勢である。第2に、リタイアメント移住者による投資や技術移転に強い期待を抱いているのはマレーシアとフィリピンである。特にマレーシアは、リタイアメント移住者が持つ様々な「コネクション」を国家の発展に活用したいとしており、高い専門的知識や社会的地位を有する移住者を受け入れたい様子がうかがえる。第3に、いずれの国においても、リタイアメント移住者の受け入れが、自国の社会経済の発展に寄与するとの認識は一致している。最後に、リタイアメント移住者の受け入れ業務を所管する機関を比較すると、マレーシアとタイは観光部門所管の省庁がこれを担い、フィリピンは投資委員会の管理監督下にある退職庁に業務を委ねているのに対し、インドネシアは依然として出入国管理局の一業務としてしか位置付けていない。この点からも、リタイアメント移住者受け入れ制度へのそれぞれの国の取り組み姿勢の違いをうかがい知ることができよう。

では、次に各国のリタイアメント移住者受け入れ制度の特徴について具体的に見ていくことにしたい。

## 2. マレーシア

マレーシアは、観光や商用目的の日本国民の場合、特別なビザ不要で1度の入国につき90日間までの滞在が許されている。したがって、たとえば日本の冬の時期の2～3か月間をマレーシアで過ごすような場合には、ビザの取得は必要ない。

それ以上の長期滞在を希望する外国人のために用意されているのは、マレーシア・マイ・セカンドホーム（MM2H）プログラムである。

MM2Hの申請条件と取得できる諸権利は、マレー半島部やサバ州の場合と、サラワク州の場合とでは、若干の違いがあるが、これを整理すると以下ようになる<sup>14</sup>。

### ① 国籍

マレー半島部とサバ州の場合は、マレーシアと国交のある国の国民ならすべて申請可。サラワク州の場合は、イスラエルとモンテネグロ国籍以外なら申請可。

### ② 年齢制限

マレー半島部とサバ州の場合は、年齢制限なし。サラワク州の場合は50歳以上。ただし、配偶者と一緒に申請する場合は、配偶者の年齢制限はない。

### ③ 資産条件

マレー半島部とサバ州の場合は、申請者が50歳未満なら50万リンギット（約1312万5000

14 MM2Hの申請条件については、マレーシア政府観光局の以下のホームページを参照。[http://www.tourismmalaysia.or.jp/long/long\\_b.htm](http://www.tourismmalaysia.or.jp/long/long_b.htm).

円)<sup>15</sup>以上の財産証明<sup>16</sup>と月額1万リングット（約26万2500円）以上の収入証明、50歳以上なら35万リングット（約918万7500円）以上の財産証明または月額1万リングット以上の基礎年金証明が必要。

サラワク州の場合は、マレーシアの金融機関に、申請者が単身なら10万リングット（約262万5000円）、夫婦なら15万リングット（約393万7500円）を預金すること、マレーシア国外での月収が、単身なら月額7000リングット（約18万3750円）、夫婦なら月額1万リングットあることが必要である。

④ 滞在可能期間

マレー半島とサバ州の場合は、10年間。10年目以降もマレーシアの移民局から認められれば更新可。ただし、永住はできず、したがって永住権も認められない。

サラワク州の場合は、最長5年間。

⑤ 家族の同行

申請者は配偶者と21歳未満の未婚の子供、両親の保護が必要な21歳以上の未婚の子供と60歳以上の介護が必要な両親を同行させることができる。

⑥ 自宅の購入

25万リングット（約656万2500円）以上の物件なら購入可。サラワク州のクチンとミリとムルの場合は30万リングット（約787万5000円）以上の物件なら可。

⑦ 自家用車の持ち込み

個人で所有している自家用車を1台無税でマレーシアへ持ち込むことができる。ただし、自国で購入後6カ月以上が経過した自動車でなければならず、かつビザ取得後6カ月以内に持ち込まなければならない。

⑧ 保証人

マレー半島とサバ州の場合は、保証人不要。サラワク州の場合は、同州内に住んでいる人による申請人の身元引受証が必要。

⑨ 就労

専門技術<sup>17</sup>を持っている50歳以上の申請者は、週20時間以内に限り就労可。また、投資をして常勤役員としてビジネスに参画することも可。

さて、以上の点をもとに、申請者が50歳以上であることを前提としてMM2Hの特徴を改めて

15 円換算は、2009年9月現在の1マレーシア・リングット=26.25円で計算。

16 財産には、預金や有価証券やマレーシア国内に持つ不動産も含まれる。また、仮承認が下りた後に、50歳未満なら30万リングット（約787万5000円）、50歳以上なら15万リングット（約393万7500円）の定期預金をしなければならない。ただし、2年目以降は、家の購入や同行している子供の教育費や医療費に限って、50歳未満なら15万リングット、50歳以上なら5万リングット（約131万2500円）まで引き出すことが可能である。

17 専門技術とは、教育・医療・観光・航空・製造・金融・証券関係で、それぞれに関連したマレーシアの政府機関からの推薦状が必要である。

分析すれば、次のように言えるであろう。

第1に、同じマレーシア国内でも、マレー半島やサバ州であれば、月々の収入はほとんどなくても1000万円近い財産を有しているか、あるいは資産はほとんどなくても年金等の月収が26～27万円を上回れば10年以上の長期滞在は可能である。サラワク州の場合は、財産条件は単身で300万円弱と低いものの、定期収入も月額20万円弱はなければならず、しかも最長滞在期間は5年間で、サラワク州内に住む身元保証人も必要である。財産条件か月収条件のいずれかをクリアできれば、サラワク州よりもマレー半島部やサバ州の方が長期滞在に適しているといえよう。

第2に、マレー半島部とサバ州の場合、約400万円を現地で定期預金しなければならないが、2年目以降はそのうちの3分の1の引き出しが可能である。つまり、長期滞在中に手をつけることのできない定期預金額は260万円程度である。

第3に、高齢の親などに介護が必要となった場合、マレーシアに連れて来ることが可能である。また、子供をマレーシアの学校へ通わせることも可能である。

第4に、自宅の購入という形で不動産投資が可能である。

第5に、週20時間が上限とはいえ就労が認められていることで、長期滞在中に現地で収入を得ることも可能である。また、認可を得れば自ら会社を起こすことも可能である。

このようにマレーシアのMM2Hプログラムは外国人の長期滞在希望者を積極的に受け入れようとするもので、その受入れ条件は決して厳しくはない。そのため日本人に限らず、各国からの長期滞在希望者も多い。

MM2Hプログラムは2002年から開始されたが、2002-07年のMM2H取得者の国別累計では、第1位中国（2064人）、第2位バングラデシュ（1578人）、第3位イギリス（1125人）、第4位日本（632人）、第5位台湾（553人）で、合計では1万226人であった<sup>18</sup>。

また、2008年の国別順位は、第1位イギリス（181人）、第2位イラン（180人）、第3位日本（175人）、第4位中国（103人）、第5位韓国（80人）で<sup>19</sup>、日本人の関心がさらに高まりつつあることが実数としても証明された。

### 3. タイ

タイを観光目的で訪問する日本国民は、30日間以内であればビザは不要である。また、観光ビザを取得すれば60日間まで滞在できる。それ以上の長期滞在を希望する中高年層向けには、年金ビザ（Non-Immigrant visa-O）とロングステイビザ（Non-Immigrant visa O-A）の2種類が用意されている。

18 ロングステイサロン銀座の以下のホームページを参照。

<http://www.longstay.ne.jp/Visa/mm2h.html>

19 同上。

年金ビザの主な特徴と申請条件は、以下の通りである<sup>20</sup>。

① 期間

入国日から3か月間の滞在ができ、1年間までタイ国内でビザの延長が可能。

② 年齢

満60歳以上であること。

③ 資産条件

年金が月額6万5000バーツ（約17万6150円）<sup>21</sup>以上であること。

一方、ロングステイビザの主な特徴と申請条件は、以下の通りである<sup>22</sup>。

① 期間

入国日から1年間。更新可。

② 年齢

満50歳以上であること。

③ 資産条件

預金残高が80万バーツ（約216万8000円）以上、または年金が月額6万5000バーツ以上か年収が80万バーツ以上、または預金残高と年金による年収の合計が80万バーツ以上であること。

④ 就労

不可。

⑤ 家族の同行

申請者の配偶者は年金ビザの申請が可能。ただし、滞在期間は90日間、延長可。

⑥ 健康条件

健康診断書において、特にハンセン病、結核、麻薬中毒、象皮病、梅毒ではないことを証明することが必要。

⑦ 犯罪歴

各都道府県警察本部発行の無犯罪証明書が必要。また、過去にタイへの入国を拒否されたことがある者も申請不可。

さて、年金ビザとロングステイビザを比較すると、次のようなことが言えるであろう。基本的には、年金ビザよりもロングステイビザの方が条件はよい。年金ビザの有効期限は3か月間なのに対しロングステイビザは1年間、対象年齢も年金ビザは満60歳以上なのに対しロングステイビザは満50歳以上、資産条件も年金ビザは年金が月額約17万円なければならないのに対しロングステイビザは銀行預金が約200万円余りあれば年金はなくても認められるからである。ただ、ロングステイビザの場合は、病歴や犯罪歴も詳しく申告しなければならないところが、唯一、年金ビ

20 在京タイ王国大使館の以下のホームページを参照。http://www.thaiembassy.jp

21 円換算は、2009年9月現在の1タイ・バーツ=2.71円で計算。

22 注10に同じ。

ザよりも厳しい条件といえるだろう。

ただ、すべての条件を満たしていたとしても、ビザが発給されるとは限らない<sup>23</sup>。こうしたことから、一定額以上の年金受給証明さえできれば比較的簡単に取得できる年金ビザの人気の高いようである。

#### 4. インドネシア

インドネシアは、滞在期間が1カ月以内かつ観光目的であれば事前のビザ申請は必要なく、インドネシアの入港地でビザを取得できる。それ以上の長期滞在となると、何らかのビザの取得が必要である。その中で、特に中高年向けに設けられているのが、「ビザ・ランシア」(Visa Lansia)と呼ばれる退職者ビザである。

退職者ビザの主な特徴と申請条件は、それぞれ以下の通りである<sup>24</sup>。

① 年齢

満55歳以上であること。

② 期間

1年間。1年ごとに5回まで更新可。それ以降は、5年ごとに延長を行う定住ビザ (Kitap) の取得も可。

③ 資産条件

年金または預貯金の利息が月額1500米ドル以上であること。

④ 住宅

購入の場合は、最低3万5000米ドル以上の物件であること。賃貸の場合の最低価格は、それぞれ次の通り。ジャカルタ市とバンドゥン市とバリ島は最低月額500米ドル以上の物件。ジャカルタとバンドゥンを除くジャワ島内とメダン市とバタム島は月額300米ドル以上の物件。それら以外の諸都市の場合は月額200米ドル以上の物件であること。

⑤ 使用人

インドネシア人の使用人 (家政婦等) を雇用すること。

⑥ 就労

不可。

⑦ 保証人

一定の条件を満たした現地在住のインドネシア人、または指定を受けた現地旅行会社および代表者、または現地法人および代表者、のいずれかが保証人とならなければならない。

23 在京タイ王国大使館のホームページにも、「申請者がすべての書類をそろえていても大使館ではビザの発給を拒否する権利をもちます。」と明記されている。[http://www.thaiembassy.jp/rte1/index.php?option=com\\_content&view=article&id=185&Itemid=234](http://www.thaiembassy.jp/rte1/index.php?option=com_content&view=article&id=185&Itemid=234)を参照。

24 インドネシア共和国入国管理局の以下のホームページを参照。<http://www.imigrasi.go.id/>

インドネシアにはこのほか、社会文化訪問ビザ（Visa Social Budaya）を取得して長期滞在する人も少なくない。最初は社会文化訪問ビザで入国し、その後、退職者ビザに切り替えるケースも多いようである<sup>25</sup>。

社会文化訪問ビザの主な特徴と申請条件は、以下の通りである。

- ① 年齢  
不問
- ② 期間  
60日間。以後、1か月ごとに延長可。最長6か月間。
- ③ 保証人  
インドネシア在住の保証人および招聘状が必要。
- ④ 就労  
不可。

社会文化訪問ビザは、文字通り社会文化活動や親族訪問など非営利目的でのインドネシアへの入国を認めるもので、その審査はかなり厳しいものの、中高年層に対しては比較的緩く、現地の旅行会社を保証人としてロングステイ体験をすることも可能なようである<sup>26</sup>。

## 5. フィリピン

フィリピンはビザなしで21日間滞在できる。また、21日を超えて滞在したい場合も、事前に現地で観光ビザの延長手続きを行えば、滞在延長が可能である。1か月または2か月ごとの延長手続きを繰り返すことで、最長2年間滞在することができる。ただし、6か月を過ぎて滞在する場合は、出国のための出国許可証（ECC）を事前に移民局で取得する必要がある。

このようにフィリピンは外国人の入国に非常に寛大な政策をとっているが、さらにこの国の積極的な外国人受入れ政策を象徴するのがフィリピン退職庁（PRA）の特別居住退職者ビザ（SRRV）である。

フィリピン退職庁は、フィリピンの社会経済開発を促進するためには外貨準備高を高める必要があるとの政府方針から、外国人の投資家や居住者さらに元フィリピン国籍者を積極的に受け入れるための機関として1985年に設置された。設立当初は大統領の管理下におかれていたが、2001年以降、投資委員会（BOI）に移管された<sup>27</sup>。

フィリピン退職庁が促進し発行する特別居住退職者ビザの主な特徴と申請条件は、以下の通り

25 2007年2月27日に筆者がバリ島へのリタイアメント移住者に対して行った聞き取り調査による。

26 株式会社インドネシア旅行社の以下のウェブサイト参照。

<http://www.ifctour.com/visa/socialbudaya.html>

27 フィリピン退職庁の以下のホームページを参照。<http://jp.pra.gov.ph/>

である<sup>28</sup>。

① 年齢

35歳以上であること。

② 滞在期間

永住。出入国は自由。

③ 資産条件

50歳以上で、単身の場合で月額800米ドル以上、夫婦の場合で月額1000米ドル以上の年金がある人は、1万米ドル以上の定期預金が必要。

年金のない35歳から49歳までの人は5万米ドルの定期預金が必要。

年金のない50歳以上の人は2万米ドルの定期預金が必要。

④ 家族の同伴

配偶者と21歳未満の子供の同伴可。

⑤ 就労

可。

⑥ 就学

可。

⑦ 免税

7000米ドルまでの家具や身の回り品を無税でフィリピンに持ち込める。また、日本からの年金は非課税。

⑧ 犯罪歴

犯罪歴のある者は申請できない。

⑨ 資産活用

定期預金された資産は、特別居住退職者ビザ発給の30日後から、マンションの購入、最短20年間以上の住宅リースやゴルフ会員権の購入に、投資することができる。

以上のように観光ビザでも最長2年間まで滞在可能なフィリピンにおいては、特別居住退職者ビザもその取得条件は非常に緩く、むしろ観光ビザでは得られない特権にその特徴が見られる。すなわち、就労や就学が可能であることや、出入国が自由であること、マンションを購入できること等である。

「フィリピンでロングステイ最新情報2009」によると、2009年2月現在で世界各国の約2万人がフィリピンの特別居住退職者ビザを取得している。このうち日本人の取得者数は合計1667人で世界第4位である。1位中国、2位韓国、3位台湾と合わせて上位4カ国をアジアが占め、第5位がアメリカとなっている<sup>29</sup>。

---

28 注27に同じ。

29 <http://allabout.co.jp/travel/immigration/closeup/CU20090720A/index2.htm>による。

## 6.4 カ国の制度比較

さて、4カ国のリタイアメント移住者の受け入れ制度を改めて比較すると、次のようなことがいえるであろう。

### ① 滞在可能期間

いずれの国も事前にビザを取得することなく入国可能であるが、その場合の滞在許可期間は、マレーシアが90日間、タイが30日間、インドネシアも30日間、フィリピンが21日間で、マレーシアが最も長い。もちろん、この場合は年齢や資産などの制限や条件はない。

それ以上の滞在を希望する長期滞在者用のビザについて比較すると、マレーシアの半島部とサバ州は10年間で延長可、マレーシアのサラワク州は最長5年間、タイの年金ビザは3か月間で1年まで延長可、タイのロングステイビザは1年間で更新可、インドネシアの退職者ビザは1年間で5回まで更新可、フィリピンの特別居住退職者ビザは永住型である。したがって、長期滞在者にとって、ビザの更新などの手間が最も少ないのは、永住権を得られるフィリピン、次いで10年間は滞在できるマレーシアの半島部やサバ州ということになる。

### ② 年齢条件

長期滞在者向けビザの年齢条件を比較すると、マレーシアの半島部とサバ州は年齢制限なし、マレーシアのサラワク州は50歳以上、タイの年金ビザは60歳以上、タイのロングステイビザは50歳以上、インドネシアの退職者ビザは55歳以上、フィリピンの特別居住退職者ビザは35歳以上である。マレーシアとフィリピンはほとんど年齢にこだわることなく長期滞在者を受け入れているのに対し、タイとインドネシアは第一線を退いた中高年層に的を絞っている様子がかがえる。

### ③ 資産条件

長期滞在者向けビザの資産条件について比較すると、以下の通りである。

マレーシアの半島部とサバ州の場合は、申請者が50歳未満なら50万リンギット（約1312万5000円）以上の資産と月額1万リンギット（約26万2500円）以上の収入、50歳以上なら35万リンギット（約918万7500円）以上の資産または月額1万リンギット以上の年金が必要。サラワク州の場合は、マレーシアの金融機関に、申請者が単身なら10万リンギット（約262万5000円）、夫婦なら15万リンギット（約393万7500円）を預金することと、マレーシア国外での月収が、単身なら月額7000リンギット（約18万3750円）、夫婦なら月額1万リンギットあることが必要である。

タイの年金ビザの場合は、月額6万5000バーツ（約17万6150円）以上の年金が必要。ロングステイビザの場合は、80万バーツ（約216万8000円）以上の預金、または月額6万5000バーツ

以上の年金か80万バーツ以上の年収、または預金残高と年金による年収の合計が80万バーツ以上であることが必要である。

インドネシアの退職者ビザの場合は、年金または預貯金の利息が月額1500米ドル以上であることが必要である。

フィリピンの特別居住退職者ビザの場合は、50歳以上で、単身の場合で月額800米ドル以上、夫婦の場合で月額1000米ドル以上の年金がある人は、1万米ドル以上の定期預金が必要、年金のない35歳から49歳までの人は5万米ドルの定期預金が必要、年金のない50歳以上の人は2万米ドルの定期預金が必要である。

以上のことから、少額の個人資産でも長期滞在を認めている国はタイとフィリピン、それなりの資産がなければ認めない国はマレーシアとインドネシアといえそうである。

#### ④ 家族の同伴

長期滞在ビザ取得者が家族を同伴することの可否については、それぞれ次の通りである。

マレーシアでは、申請者は配偶者と21歳未満の未婚の子供、両親の保護が必要な21歳以上の未婚の子供と60歳以上の介護が必要な両親を同行させることができる。

タイでは、ロングステイビザ申請者の配偶者は年金ビザの申請が可能である。

インドネシアは、特に優遇措置はない。

フィリピンは、配偶者と21歳未満の子供の同伴可。

以上のことから、家族連れでの長期滞在には、マレーシアとフィリピンがより適しているといえる。

#### ⑤ 就労

長期滞在ビザ取得者の就労の可否について比較すると、次の通りである。

マレーシアは、専門技術を持っている50歳以上の申請者は、週20時間以内に限り就労可。また、投資をして常勤役員としてビジネスに参画することも可能である。

タイは、就労不可。

インドネシアも就労不可。

フィリピンは就労可。

長期滞在先でも仕事を希望する人には、マレーシアとフィリピンが適している。

#### ⑥ 主な優遇措置

長期滞在ビザ取得者に積極的な優遇措置をとっているのは、マレーシアとフィリピンである。

マレーシアは、自家用車を1台無税で持ち込むことができる。また、住宅の購入も25万リンギット（約656万2500円）以上の物件なら可。サラワク州のクチンとミリとムルの場合は30万リンギット（約787万5000円）以上の物件なら可。そのほか、使用人（家政婦等）を1名同行させることもできる。日本からの年金は非課税。

フィリピンは、7000米ドルまでの家具や身の回り品を無税でフィリピンに持ち込める。また、日本からの年金は非課税。

#### ⑦ 主な義務

インドネシアは、退職者ビザの申請者に対して、事前に一定額以上の住宅を購入または賃借する誓約書<sup>30</sup>とインドネシア人を使用人として雇用することの誓約書の提出を求めている。

マレーシアが優遇措置として長期滞在者に一定額以上の住宅の購入を認めているのとは対照的である。

### おわりに

以上をもとに、それぞれの目的や条件別に、リタイアメント移住先として最も適当な国をみていくと、以下のようになる。

リタイアメント移住を長期的なものではなく、たとえば冬の寒い2～3か月間だけ暖かい東南アジアで過ごしたいと思っている人にとって、最も入国が容易な国はマレーシアである。マレーシアはビザなしでも90日間までの滞在が認められるからである。

日本を離れて東南アジアを終の棲家になりたいと思っている人に対して最も受け入れ制度が整っているのはフィリピンである。フィリピンの特別居住退職者ビザを取得すれば、永住できるからである。

若いうちに東南アジアで長期滞在したいと思っている人の受け入れ制度が最も整っているのは、マレーシア、次いでフィリピンである。マレーシアに10年間滞在可能なMM2Hプログラムはマレー半島部とサバ州での居住に関しては年齢制限をしていないし、フィリピンの特別居住退職者ビザは35歳以上を対象としているからである。

家族と一緒に東南アジアで長期滞在したいと思っている人の受け入れ制度が最も充実しているのはマレーシアである。マレーシアの場合、申請者は配偶者と21歳未満の未婚の子供だけでなく、両親の保護が必要な21歳以上の未婚の子供や60歳以上の介護が必要な両親も同行させることができるからである。

貯蓄は少ないが東南アジアで長期滞在したいと思っている人の受け入れ制度がある国は、タイとフィリピンである。タイのロングステイビザは、預金残高が80万バーツ（約216万8000円）以上あれば取得可能であるし、フィリピンの特別居住退職者ビザも年齢が50歳以上であれば2万米ドルの定期預金で取得可能だからである。

年金額は少ないが東南アジアで長期滞在したいと思っている人の受け入れ制度が整っているの

30 購入の場合は、最低3万5000米ドル以上の物件。賃借の場合の最低価格は、それぞれ次の通り。ジャカルタ市とバンドゥン市とバリ島は最低月額500米ドル以上の物件。ジャカルタとバンドゥンを除くジャワ島内とメダン市とバタム島は月額300米ドル以上の物件。それら以外の諸都市の場合は月額200米ドル以上の物件であること。

も、タイとフィリピンである。タイのロングステイビザの場合、預金残高が80万バーツ以上、または預金残高と年金による年収の合計が80万バーツ以上であることが申請条件であるし、フィリピンの特別居住退職者ビザの場合は50歳以上であれば、2万米ドルの定期預金か、単身者なら月額800米ドル以上、夫婦なら月額1000米ドル以上の年金のほかに1万米ドル以上の定期預金があれば申請可能だからである。

単なる余暇としてではなく、東南アジアに長期滞在して起業したい、あるいは少しは働きたいと思っている人の受け入れ制度が最も整っている国は、マレーシアとフィリピンである。マレーシアは、専門能力を認められれば週20時間までの就労が可能だし、起業も可能である。フィリピンも永住者として就労や起業が可能である。

日本で使っている自動車や家財道具も長期滞在の際に持ち込みたいと思っている人のための受け入れ制度が最も整っている国は、マレーシアとフィリピンである。マレーシアは自動車1台の持ち込みを免税にしているし、フィリピンも7000米ドルまでの家具や身の回り品を無税で持ち込めるからである。

以上の点を図表化すると、次のようになる。

表) 長期滞在希望者の立場からみた東南アジア4カ国の受け入れ制度の便宜度

(便宜度の高い国に○印)

	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン
2～3カ月程度の季節滞在を希望	○			
永住を希望				○
年齢は若い長期滞在希望	○			○
家族を連れて長期滞在希望	○			
貯蓄は少ないが長期滞在希望		○		○
年金額は少ないが長期滞在希望		○		○
長期滞在先での就労や起業を希望	○			○
長期滞在先への家財道具等の持ち込み希望	○			○

(出所) 執筆者作成。

この表からも明らかなように、制度面からみると、長期滞在希望者に対して最も積極的な便宜供与を行っている国はフィリピン、次いでマレーシアである。逆に、制度面での整備の遅れ、あるいは条件の厳しさを思わせるのは、インドネシアである。

海外での長期滞在先を選ぶ基準は、もちろん受け入れ制度のみではないだろう。物価や保健衛生、治安面などのいわゆる住み心地や相性なども重要なのは確かである。ただ、受け入れ国側がどのような長期滞在者を想定してこの制度を導入したのかについてもある程度は心を配らなければならない。

すでに見てきたように、たとえばマレーシアは一定以上の外国人富裕層を長期滞在させることによって自国の社会経済の発展に新たな活路が切り開かれることを期待しているように思われる。インドネシアは外国人富裕層による高額の住宅購入やインドネシア人の使用人の雇用による外貨の獲得や失業率の低下を期待している。また、タイは長期滞在者をあくまで長期間の観光客と位置付けているように見てとれる。フィリピンは自国の社会経済の発展のための新たな戦力として長期滞在の外国人を迎え入れようとしているようである。

リタイアメント移住先の選定にあたっては、こうした点も考慮に入れ、はたして自分がその国の長期滞在者として歓迎される存在なのかを制度の側面から冷静に判断することも必要なのではなかろうか。相思相愛の関係であれば、その国での長期滞在もより快適なものとなるはずだからである。

# 拓殖大学政治経済研究所

## 『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』 投稿規則

### 1. 目的

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』（以下「紀要」という）は、研究成果の発表を含み多様な発信の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

### 2. 発行回数

本紀要は、原則として年2回発行する。その発行のため、以下の原稿提出締切日を厳守する。

(1) 9月末日締切－12月発行

(2) 11月末日締切－3月発行

上記の発行に伴い、政治経済研究所（以下「研究所」という）のホームページにも掲載する。

### 3. 投稿資格

投稿者（共著の場合には少なくとも1名）は、原則として研究所の研究員とする。

ただし、次の者は、政治経済研究所会議（以下「会議」という）が認めた場合、投稿することができる。

(1) 拓殖大学（以下「本学」という）・拓殖大学北海道短期大学の専任教員

(2) 研究所の元研究員

(3) 本学・拓殖大学北海道短期大学の元専任教員

(4) 本学・拓殖大学北海道短期大学の客員研究員・講師

なお、会議は上記以外の者に、投稿を依頼することができる。

### 4. 著作権

掲載された記事の著作権は、研究所に帰属する。

したがって、研究所が必要と認めたときはこれを転載し、また外部から引用の申請があったときは研究所で検討のうえ許可することがある。

### 5. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆予定表を、毎年4月の決められた日までに研究所に提出する。

### 6. 投稿原稿

(1) 投稿原稿は、①論文・②研究ノート・③判例研究・④解説論文・⑤講演・⑥シンポジウム・⑦書評・⑧随想・⑨通信・⑩報告・⑪資料・⑫抄録・⑬その他のいずれかとする。

研究所研究助成金を使用して学会等で既発表のものは、既発表であることを投稿原稿に抄録として掲載することができる。

記事の区分・範疇については別に定める拓殖大学政治経済研究所『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆要領（以下「執筆要領」という）に従って投稿者が指定するが、編集委員会は、投稿者と協議の上、これを変更することができる。

- (2) 研究所からの研究助成を受けた研究成果の発表に係わる原稿は、論文に限る。
- (3) 投稿原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。

なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

- ① 論文 40,000字（1行43字×34行で27頁）以内
  - ② 上記以外のもの 20,000字（1行43字×34行で14頁）以内
- A4縦版・横書

上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。

ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

- (4) 執筆に際しては、別に定める執筆要領に倣うものとする。
- (5) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (6) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (7) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学政治経済研究所長（以下「所長」という）より、その旨を執筆者に通達する。

## 7. 原稿の審査・変更・再提出

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。
- (4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

## 8. 校正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三校を行う。

この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。

校正が、決められた期日までに行われなかった場合は、紀要に掲載できないこともある。

## 9. 投稿（原稿）料、別刷・抜刷

投稿者には、一切の投稿（原稿）料を支払わない。

投稿者へ別刷を、50部までを無料で贈呈する。それを超えて希望する場合は、有料とする。

## 10. 発行後の正誤訂正

- (1) 印刷の誤りについては、著者の申し出があった場合にこれを掲載する。

(2) 印刷の誤り以外の訂正・追加などは、原則として取り扱わない。

ただし、投稿者（著者）の申し出があり、編集委員会がそれを適当と認めた場合に限り掲載する。

11. その他

本投稿規則に規定されていない事柄については、その都度編集委員会で決定することとする。

12. 改 廃

この規定の改廃は、会議の議を経て、所長が決定する。

**附 則**

この規則の規程は、平成21年4月1日から施行する。

# 拓殖大学政治経済研究所

## 『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆要領

### 1. 用語

用語は、日本語又は英語とする。

ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会（以下「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とする。

### 2. 様式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿（A4用紙を使用し、横書き、1行43字×34行でプリント）2部を編集委員会宛に提出する。

- (1) 数字は、アラビア数字を用いる。
- (2) ローマ字（及び欧文）の場合は、ダブルスペースで43行。1行の語数は日本語43文字分。
- (3) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

### 3. 表紙

投稿原稿と一緒に、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』投稿原稿表紙に必要事項の記入、「拓殖大学政治経済研究所ホームページへ公表承認印」を捺印し、原稿提出期日までに添付する。

投稿分野・区分については、以下に付記する。

### 4. 要旨

投稿論文には、研究目的・資料・方法・結果などの内容がよくわかる要旨を、A4用紙1枚程度に作成し添付する。日本語以外の言語による投稿論文には、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受けた日本語訳も添付する。その際、投稿論文キーワードも5項目以内で記載する。

また、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は避ける。

### 5. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。
- (2) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

### 6. 注・参考文献

- (1) 注は、本文中に（右肩に片パーレンで）通し番号とし、後注方式により本文の最後に一括して記載する。また、引用、参考文献の表記についても同様とする。
- (2) 英文表記の場合は、例えば、*The Chicago Manual of Style* 等を参考にする。

## 7. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4版用紙（縦版、横書き）にプリントした完成原稿1部と電子媒体（FD等）を提出すること。

電子媒体（FD等）の提出時には、コンピューターの機種名と使用OSとソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿論文データを保管しておくこと。

## 8. 改 廃

この要領の改廃は、政治経済研究所会議の議を経て、政治経済研究所長が決定する。

## 附 則

この要領の規程は、平成21年4月1日から施行する。

付記：投稿分野・区分の定義について

- ①論 文：(1) 研究の課題，方法，結果，含意（考察）について明確になっている。  
(2) 方法，技術，表現などが一定の水準に達している。  
(3) 項目(1)の事項について独自性がみられる。
- ②研究ノート：(1) 研究の中間生産物として考えられるもの。  
(2) 論文に準じる形式のもの。
- ③判例研究：裁判事案の判決（要旨）の紹介とその解説及び批評等。
- ④解説論文：他の専門分野の人々にも分かるように，研究内容を解説したもの。
- ⑤講演：研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。
- ⑥シンポジウム：研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。  
紙上のシンポジウムを含む。
- ⑦書 評：専門領域の学術図書についての書評。
- ⑧随 想：自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。
- ⑨通 信：個人，特定の団体に向けて書かれた通信文。  
教育・研究に関する主題に限る。
- ⑩報 告：学界展望など。  
研究所よりのお知らせを含む。
- ⑪資 料：上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。
- ⑫抄 録：政治経済研究所研究助成要領第10項(2)に該当するもの。

## 執筆者紹介（目次掲載順）

野口 忠彦（のぐち・ただひこ）	政経学部教授	政治理論，代表デモクラシー論
川又新一郎（かわまた・しんいちろう）	政経学部教授	財政，租税
茂木 創（もてぎ・はじめ）	政経学部准教授	国際貿易論，国際経済学
刈田 徹（かりた・とおる）	拓殖大学名誉教授	日本政治史，日本政治思想史
井上 治（いのうえ・おさむ）	政経学部准教授	インドネシア研究，東南アジア政治論

## 編集委員

阿部松盛 池田高信 清水洋二 高久泰文 野口忠彦 村上倫太郎

---

拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第12巻第2号 ISSN 1344-6630

(拓殖大学論集 278) ISSN 0288-6650

2010年3月25日 印刷

2010年3月31日 発行

編集 拓殖大学政治経済研究所編集委員会

発行者 拓殖大学政治経済研究所長 池田高信

発行所 拓殖大学政治経済研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595 Fax. 03-3947-2397 (研究支援課)

印刷所 大東印刷工業株式会社

---

